

新居浜市上工下水道施設包括委託事業

要求水準書（素案）
別紙及び参考資料

令和6年12月

新居浜市上下水道局

目次

【別紙】

別紙1	業務の履行に必要な有資格者	1
別紙2	市と事業者のリスク負担	3
別紙3	取水配水調整の運用	6
別紙4	コンサルタント業務における参考図書	7
別紙5	下水道管渠実施設計標準仕様書	13
別紙6	改築工事対象施設・能力	24
別紙7	目標耐用年数	25
別紙8	雨水ポンプ場等運転管理保守業務仕様書	33
別紙9	①電気工作物保安仕様書	40
	②消防設備点検仕様書	48
	③危険物地下貯留タンク設備保守点検仕様書	57
別紙10	ポンプ場原動機・減速機潤滑油交換業務仕様書	59
別紙11	ポンプ場樹木選定仕様書	60
別紙12	公共枿設置業務仕様及び実施手順書	61
別紙13	緊急事態の基本負担	63

【参考資料】

参考資料1	施設詳細	64
参考資料2	現状の保守点検状況	92
参考資料3	各業務の精算対象の考え方	105

別紙－1 業務の履行に必要な有資格者

1. 維持管理において、法令上、以下に掲げる資格を有する者が実施すべき業務には、それぞれ必要な資格を有する者を従事させること。

- ・安全管理者
- ・衛生管理者
- ・安全衛生推進者
- ・防火管理者
- ・危険物取扱者（甲種又は乙種第四類）
- ・ガス溶接技能講習終了者
- ・酸素欠乏作業主任者（第一種又は第二種）
- ・ボイラー技士（1級又は2級）
- ・床上操作式クレーン運転技能講習終了者
- ・小型移動式クレーン運転技能講習終了者
- ・玉掛け技能講習終了者
- ・特定毒物研究者
- ・特定化学物質等作業主任者
- ・電気主任技術者（第三種以上）
- ・第一種電気工事士
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者
- ・その他業務履行上必要とする法令で定められた資格者等

2. 各施設において通常の業務範囲で配置が必要な有資格者は以下のとおりである。

水源施設（保守管理）

- ・第2種電気工事士
- ・第一種酸素欠乏危険作業主任者

処理場施設（運転管理）

- ・第三種電気主任技術者以上の者
- ・第二種電気工事士以上の者
- ・一級ボイラー技士以上の者
- ・二級ボイラー技士の者
- ・第二種酸素欠乏危険作業主任者
- ・危険物取扱者（甲種又は乙種第四類）

- ・ 床上操作式クレーン運転技能講習終了者
- ・ 玉掛け技能講習終了者
- ・ アーク溶接技能講習修了者又はガス溶接技能講習修了者
- ・ 特定化学物質作業主任者
- ・ 研削といし取替等の業務に係る特別講習修了者

雨水ポンプ場（運転管理）

- ・ 第一種電気工事士

リスク項目			W-PPP リスク分担(案)		
段階	想定されるリスク	リスクの内容	発注者	受注者	
共通	構想・計画リスク	発注者の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○		
	応募・契約リスク	応募手続き	募集要項の誤りに関するもの	○	
			応募費用の負担		○
		契約締結	発注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○	
			受注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合		○
	制度関連リスク	許認可	発注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
		法令変更	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に影響を及ぼすもの）	○	
			法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		○
		税制変更	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
			消費税の変更に関わるもの その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○ ○	
	社会リスク	住民対応	本業務を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動、訴訟、要望等への対応	○	
			受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟、要望等への対応		○
		環境問題	受注者が行う業務（維持管理、調査・設計、工事等）の不備に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○
			上記以外のもの	○	
		第三者損害	受注者の責に帰すべき事由（受注者が行う業務や工事等に起因する事故、維持管理等の業務遂行の不備・未達による事故など）により第三者に及ぼした損害		○
			上記以外のもの	○	
	経済リスク	金利変動	金利変動に係る費用の増減		○
		物価変動	物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内の場合）		○
			物価変動に係る費用の増減（一定の範囲を超える場合）	○	
		資金調達	受注者が調達すべき資金を、受注者の責により調達に失敗した場合		○
			発注者が調達すべき資金を、発注者の責により調達に失敗した場合	○	
	国庫補助金の不足	国庫補助金の不足による改築の遅れに起因した要求水準未達	○		
	債務不履行リスク	業務の中止・延期	議会の不承認による事業の中止・延期	○	
			発注者の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（発注者の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など）	○	
			受注者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など）		○
	下請業者管理リスク		受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
不可抗力リスク		予見不可能な戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止、突発的な対応等に関するもの	○		
		予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中、突発的な対応等に関するもの	○	○ 受注者の責に帰すべき事由が認められる場合	
瑕疵担保リスク		事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以前の事象に由来する瑕疵）	○		
		業務対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以後の事象に由来する瑕疵）		○	
		本業務において整備された施設や情報に瑕疵が発見された場合（業務終了日より●年以内に限る）		○	
その他リスク	計画・設計・仕様変更	発注者の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合	○		
		上記以外の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合		○	

リスク項目					W-PPP リスク分担(案)			
段階	想定されるリスク			リスクの内容	発注者	受注者		
		情報漏洩		発注者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○			
				受注者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○		
		知的財産権		本業務の実施に当たり第三者の知的財産権を侵害し、または受注者が作成した成果物が第三者の知的財産権を侵害した場合に第三者に生じた損害の賠償			○	
				事故リスク	受注者の責による労災事故		○	
		技術革新		受注者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○		
調査・設計	測量・調査リスク			埋蔵文化財、不発弾等、契約時に想定されない地中埋設物が発見された場合の撤去費用、設計変更等に伴う費用の増加	○			
				発注者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合	○			
				受注者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合		○		
	用地取得リスク			建設予定地の確保に関するもの	○			
				建設に要する資材置き場の確保に関するもの		○		
	設計リスク			発注者が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○			
				受注者が実施した設計に不備があった場合		○		
	設計費用増大リスク			発注者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（発注者の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	○			
受注者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、実施設計の不備、受注者の事由による履行遅れなど）					○			
計画	SM計画策定リスク	各種調査	ストックマネジメント計画の策定に必要な各種調査		○			
			計画申請	ストックマネジメント計画書及び添付書類の作成		○		
				ストックマネジメント計画の申請手続き	○			
工事	工事監理リスク			工事監理に関するもの		○		
				工事の遅延・未完成・費用増大リスク		発注者の事由による工事の遅延・未完成・工事費の増大（発注者の事由による設計変更、提示条件の不備・変更、土地の瑕疵など）	○	
						工事実施に伴い新たに発覚した事象に伴う工事の遅延・未完成・工事費の増大（埋設物関係・土質・交通規制など）	○	
						受注者の事由による工事の遅延・未完成・工事費の増大		○
				要求性能リスク		要求性能不適合（施工不良を含む。）		○
引渡し前損害リスク		工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○				
維持管理	性能リスク	下水	処理場	水量変動	流入下水水量及び受入量の変動に伴う変動費の増減	○		
				水質変動	流入下水に関する基準を逸脱した場合又はやむを得ないと発注者が認める場合の経費の増加	○		
					上記以外の経費の増加		○	
					廃棄物処分	脱水汚泥の処分	○	
				混合廃棄物の受入れ先又は受け入れ条件の変更による処理費用の増加		○		
				上記以外の経費の増加			○	
		上水・工水	管路	施設	点検	法定点検等の点検不備による機能障害・事故		○
					水量変動	水量変動に伴う取水・配水停止	○	
						水質変動	追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化	○
					送水・配水停止を伴う一時的な原水水質の変化（受注者の責に帰すべき事由による送水・配水停止を除く。）		○	
					適切な維持管理において対応可能な一時的な原水水質の変化		○	
					下水・上水・工水	全施設	要求水準未達等	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの
受注者の行う業務の内容が要求水準を満たさない場合		○						

リスク項目					W-PPP リスク分担(案)			
段階	想定されるリスク			リスクの内容	発注者	受注者		
機能リスク	雨水(仕様)	ポンプ場	水量変動	流入雨水量の変動に伴う変動費の増減	○			
				下水・上水・工水	修繕費の増大	受注者の責に帰すべき事由により修繕費が増大する場合		○
						上記以外のもの	○	
						施設・設備の損傷	本業務の対象施設又は対象設備の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合	
	本業務の対象施設又は対象設備に対して受注者が適切な運転管理を行わなかったことにより損傷した場合		○					
	雨水(仕様)	劣化に伴う施設・設備の損傷		本業務の対象施設又は対象設備の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○		
				発注者の責に帰すべき事由により本業務の対象施設又は対象設備が損傷した場合	○			
				上記以外のもの	○			
				災害・事故		受注者の責に帰すべき事由による災害・事故		○
						既存施設・設備の更新工事の影響（仮設計画の不備等）によるもの	○	
						上記以外のもの	○	
		運転に伴う施設・設備の損傷		関連設備の状況を把握した上で、仕様書に定められた運転手順、方法を遵守したにもかかわらず、保守点検及び運転操作時に発生した設備、機器の損傷	○			
				異常な水位上昇及び塵芥の異常流入等、想定外の事象が発生した時に、発注者との協議、指示を得て運転した結果による設備、機器の故障	○			
				受注者の帰責事由による施設、機器の損傷		○		
		その他リスク	下水・上水・工水	運転管理費増大	発注者の責に帰すべき事由により、運転管理費が大幅に増大する場合	○		
					発注者の責に帰すべき事由以外の要因により、受注者の維持管理費用が増大する場合		○	
物品調達・管理				運転管理に必要なユーティリティ・各種消耗品類等の調達・管理不備が発生した場合		○		
棟内・場内管理	受注者に故意または過失がある場合を除き、不審者の侵入、盗難、不法投棄の管理責任			○				
緊急時の対応	緊急時の対応及び発注者への報告責任。				○			
上水・工水	需要		需要の変動に伴う事業計画・内容の変更、事業の延期・中止	○				
			汚水柵設置	供用開始	発注者の責に帰すべき事由（審査不備等）による供用の遅れに伴う損害	○		
受注者の責に帰すべき事由（設計の遅延・工事未着手等）による供用の遅れに伴う損害					○			
上記以外のもの	○							
事業終了時	機能リスク			業務終了時の施設状態	業務終了時における施設状態の要求水準未達		○	
		業務の引継ぎ		業務終了時における次期受注者への引継ぎ	○	○		
		業務の終了手続き		業務終了時における手続きに関する諸費用の負担		○		

別紙－ 3 取水・配水調整の運用詳細

休日取水・配水調整詳細（祝祭日・年末年始含む）

当日の午前 9 時までには住友共同電力株式会社に連絡し、前日と当日の命令放流量(山根発電所発電水量)を確認した上で、前日の命令放流量との差から取水・配水調整（第 1 取水ゲート・流入弁での調整）が必要かどうか判断すること。

操作が必要な場合は、午前 9 時 40 分までに山根配水場操作室に入室し、操作権（第 1 取水ゲート・流入弁 φ300 等）取得及びダム端末等を起動させた上で、午前 10 時の命令放流量変更に合わせて操作すること。

※命令放流量は、基本的に毎日午前 10 時にしか変更しないが、大雨・工事等の理由から、別の時間帯での対応が生じた場合は、緊急対応業務として対応すること。

時間	業務内容	備考
9:00 まで	・命令放流量確認（電話確認） ※操作が必要な場合は、山根配水場へ移動。	住友共同電力(株) (0897-32-2215)
9:40～	・サンプリングポンプ切替 ※週 1 実施 ・濁度計清掃 ※週 1 実施 ・操作権取得（第 1 取水ゲート・流入弁） ・情報端末等起動	
10:00～	・取水・配水調整業務 ※調整業務終了後は、配水池内を点検し、ゴミ等が配水池内にある場合は清掃すること。 特に流出側の槽を重点的に行う。	

別紙－４ コンサルタント業務における参考図書

第６章 コンサルタント業務において参考とする図書は以下のとおりである。

【別表 2-1 水道・工業用水道】

【水道管路・改築実施設計】

- (1) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (2) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (3) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (4) 水道施設維持管理指針（日本水道協会）
- (5) 水理公式集（土木学会）
- (6) コンクリート標準仕様書（土木学会）
- (7) 道路土工 仮設構造物工指針（日本道路協会）

【工業用水道管路・改築実施設計】

- (1) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (2) 工業用水道施設設計指針（日本工業用水協会）
- (3) 工業用水道施設維持管理指針（日本工業用水協会）
- (4) 経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- (5) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (6) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (7) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 水理公式集（土木学会）
- (9) コンクリート標準仕様書（土木学会）
- (10) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (11) 道路土工 仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (12) 道路土工 カルバート工指針（日本道路協会）
- (13) 共同溝設計指針（日本道路協会）

【別表 2-2 下水道】

【ストックマネジメント計画・処理場】

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 合流式下水道改善対策指針と解説
- (6) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル

(下水道事業支援センター)

【ストックマネジメント計画・管きょ】

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)
- (2) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (4) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (5) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－ (日本下水道協会)
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (7) 合流式下水道改善対策指針と解説
- (8) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き (日本下水道協会)
- (9) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (10) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (11) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～
(日本下水道新技術機構)
- (12) 管きょ更生工法の品質管理技術資料 (下水道新技術推進機構)
- (13) 管きょ更生工法 (二重構造管) 技術資料 (下水道技術推進機構)
- (14) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル
(下水道新技術推進機構)
- (15) 下水道管路施設維持管理マニュアル (日本下水道管路管理業協会)
- (16) 下水道管路管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)
- (17) マンホールの改築および修繕に関する設計の手引き (案)
(日本下水道管路管理業協会)
- (18) 管きょの修繕に関する手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (19) 取付け管の更生工法による設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (20) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
(下水道事業支援センター)
- (21) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案)
(管路診断コンサルタント協会)
- (22) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携 (経済調査会)

【処理場・改築実施設計】

- (1) 日本工業規格 (JIS)
- (2) 日本下水道協会規格 (JASWAS)
- (3) 電気規格調査会標準規格 (JEM)
- (4) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (5) 日本農業規格 (JAS)
- (6) 日本電線工業会標準規格 (JCS)

- (7) 内線規程 (日本電機協会)
- (8) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (9) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (10) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (11) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (12) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ編 (日本下水道協会)
- (13) 水理公式集 (土木学会)
- (14) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (15) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (16) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－
(日本建築学会)
- (17) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－ (日本建築学会)
- (18) 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- (19) 壁式構造関係設計規準集・同解説 (壁式鉄筋コンクリート造編) (日本建築学会)
- (20) 土木製図基準 (土木学会)
- (21) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説
(日本建築協会)
- (22) 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- (23) 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- (24) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備・環境課監修 公共建築設備工事標準図
(電気設備工事編)
- (26) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備・環境課監修 公共建築設備工事標準図
(機械設備工事編)
- (27) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン
(全日本建設技術協会)
- (28) 改訂 解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)
- (29) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
- (30) 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説/揚排水ポンプ設備設計指針 (案) 同解説
(河川ポンプ施設技術協会)
- (31) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
(公共建築協会)
- (32) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
(公共建築協会)
- (33) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
(公共建築協会)

- (34) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準（公共建築協会）
- (35) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
（公共建築協会）
- (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備・環境課監修 建築設備設計基準
（公共建築協会）
- (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
（公共建築協会）
- (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書
（電気設備工事編）（公共建築協会）
- (39) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書
（機械設備工事編）（公共建築協会）
- (40) ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）
- (41) ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル設備計画編）
（ダム・堰施設技術協会）
- (42) 水門・樋門ゲート設計要領（案）（ダム・堰施設技術協会）

【管路・改築更新】

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説（前編）（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（総論編・マネジメント編）（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（実務編）（日本下水道協会）
- (6) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（前編）（日本下水道協会）
- (11) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（後編）（日本下水道協会）
- (12) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (13) 下水管きょ改築等の工法選定手引き（案）（日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (15) 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (17) 水理公式集（土木学会）
- (18) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (19) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (20) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル

<p>(下水道事業支援センター)</p> <p>(21) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～ (下水道新技術推進機構)</p> <p>(22) 管きょ更生工法の品質管理技術資料 (下水道新技術推進機構)</p> <p>(23) 管きょ更生工法 (二重構造管) 技術資料 (下水道技術推進機構)</p> <p>(24) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル (下水道新技術推進機構)</p> <p>(25) 下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料 (下水道新技術推進機構)</p> <p>(26) 衝撃弾性波検査法による管路診断技術資料 (下水道新技術推進機構)</p> <p>(27) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案) (管路診断コンサルタント協会)</p> <p>(28) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携 (経済調査会)</p> <p>(29) 下水道管路施設維持管理マニュアル (日本下水道管路管理業協会)</p> <p>(30) 下水道管路管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)</p> <p>(31) マンホールの改築および修繕に関する設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)</p> <p>(32) 管きょの修繕に関する手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)</p> <p>(33) 取付け管の更生工法による設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)</p> <p>(34) 新居浜市下水道構造標準図</p>
<p>【管路・新規整備】</p> <p>(1) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)</p> <p>(2) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)</p> <p>(3) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)</p> <p>(4) 下水道管路施設設計の手引 (日本下水道協会)</p> <p>(5) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)</p> <p>(6) 下水道施設耐震計算例－管路施設編 (日本下水道協会)</p> <p>(7) 下水道推進工法の指針と解説 (日本下水道協会)</p> <p>(8) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (日本下水道協会)</p> <p>(9) 水理公式集 (土木学会)</p> <p>(10) コンクリート標準示方書 (土木学会)</p> <p>(11) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (土木学会)</p> <p>(12) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (土木学会)</p> <p>(13) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (土木学会)</p> <p>(14) 道路技術基準通達集 (国土交通省)</p> <p>(15) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)</p> <p>(16) 道路土工－仮設構造物工指針 (日本道路協会)</p>

- (17) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (18) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (19) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (20) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (21) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (22) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (23) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
- (24) 新居浜市下水道構造標準図

別紙－５ 下水道管渠実施設計標準仕様書

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本仕様書に基づいて、委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

本仕様書または、要求水準書、別途示される特記仕様書に定めのない事項については、「新居浜市設計業務等共通仕様書」及び「新居浜市測量業務共通仕様書」によるものとする。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として事業者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

事業者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

事業者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

事業者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務及び個人情報の保護

事業者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。また、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

1. 8 目的外使用の禁止

事業者は、業務上知り得た内容を他の用途に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

1. 9 複写複製の禁止

事業者は、業務上取り扱う情報及び資料等については、所定の手続きなくして複写及び複製してはならない。

1. 10 事故の報告

事業者は、業務中に事故（個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損を含む）が発生したときは、遅滞なくその原因、内容、処置状況を報告しなければならない。

1. 11 許可申請

事業者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する業務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

第2章 調査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係

官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

業務委託図書に示す設計対象区域及び流域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況、分水嶺等現地を十分に把握しなければならない。

2. 3 地下埋設物調査及び試験掘の立会い

業務委託図書に示す設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。なお、必要な試験掘調査は別途行うこととし、事業者はその調査に立会うものとする。

2. 4 渉外事務

事業者は、調査、設計等の作業に必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、事業者の責任において解決できない場合は、係員（監督または検査を行う職員をいう。以下同じ）と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時報告するとともに業務完了時に提出しなければならない。

2. 5 公私有地の確認

道路、水路等について公私の不明確な場所については、公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2. 6 在来管調査

在来管の使用の可、不可の判断は、係員及び関係者の立会いのもとで行われなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合せ

(1) 業務の実施に当って、事業者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、事業者と新居浜市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

(3) 以上の記録については、各工区毎に整理し、報告書に添付しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当っては、新居浜市の指示する図書及び本仕様書第8章参考図書に基づき、行わなければならない。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 事業計画図書の確認

事業者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3. 6 参考資料の貸与及び返還

新居浜市は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。ただし、業務終了後速やかに返還しなければならない。

3. 7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（基本設計）

4. 1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、係員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/2,500$ ）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管渠の断面、勾配を決定し、起終点の管低高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

(5) 概略構造図

概略構造図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

新居浜市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

4. 2 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

4. 3 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

第5章 設計細則（詳細設計）

詳細設計については以下に定める項目の外に、別紙「実施設計業務委託に関する基準」についても内容を遵守すること。

5. 1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には係員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 (S=1/10,000~1/30,000) は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 (S=1/2,500) は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図 (S=1/500) は、公共下水道計画平面図等に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置、管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。また、柵、取付管、付属施設、補助工法区間、仮ベンチマークを測量した2級水準点番号及び標高等について記入し、隣接構造物、家屋、その他構造物と明確に区分できるようにする。併せて、地下埋設物の位置も正確に記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 (S=1/50~1/100) は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所、伏越箇所、雨水吐口設置箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 (S=縦 1/100、横 1/500)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、形状、管径、勾配、平面図との対照番号、区間距離、追加距離、管底高及び土被り、地盤の位置及び地盤高、マンホール（雨水吐室及び伏越室を含む）の位置及び種類、下水の放流先の名称、高水位、低水位、平水位、並びに現在及び計画の河床等の位置及び高さ、河川、鉄道、国道、地下道等管渠等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法及び管渠の名称等を記入する。地盤高については、現地の状況によって路面の縦断計画を立て、計画地盤高を記入すること。

(6) 横断面図

横断面図 (S=1/50~1/100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

人孔を設置しようとする箇所において横断面図を作成し、管渠の位置、平面図との対象番号、形状、管径、地盤高、管底高及び主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称または横断位置の名称等を記入する。ただし、道路幅員の拡大、または縮小箇所、構造図の断面変化、地下埋設物の位置、種別の変化等を生ずる箇所は必要に応じて横断面を作成すること。また、道路両側の家屋、擁壁、石垣等工事の施行によって影響を受けることが心配される場合も作成すること。

記入事項は、側溝、地下埋設物、家屋、計画構造物、土留、現地盤、計画地盤、電柱、街路樹、地上支障物件等とする。

(7) 構造図

構造図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

新居浜市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状の人孔及び柵等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。また、組立人孔、汚水柵等の既製品については、標準構造図集として設計書資料 に添付する。

(8) 仮設図

仮設図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

(9) その他

工事許可申請用の図面、仮設図面等工事施行に際して打合せ、または申請のため、必要な図面で係員が指示するもの。

5. 2 各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、新居浜市と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

5. 3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

5. 4 施工計画書

各工区における施工計画書の作成について、一般的な下水道工事に関する施工計画は作成の必要はないが、施工方法や仮設等において特筆すべき内容については係員と協議のうえ作成し、提出しなければならない。

5. 5 工事設計書の作成に関する作業

新居浜市の示す様式、資料により次のものを作成すること。

(1) 数量計算書 (材料)

(2) 工期算定計算書

(3) 積算資料

(4) 工事設計書 (金抜設計書) (係員から作成を指示された場合は作成する。)

(5) 工事特記仕様書 (係員と協議の上、必要に応じて作成する。)

(6) 標準構造図集

(7) 施工計画書 (係員と協議の上、必要に応じて作成する。)

5. 6 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

5. 7 その他

本業務の実設計内容が土壌汚染対策法における一定規模以上の土地の形質の変更 (3,000 m²以上) に該当するかを確認し、提出すること。

第6章 照査

6. 1 照査の目的

事業者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6. 2 照査の体制

事業者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。また、業務開始時に照査技術者を届け出るものとする。

6. 3 照査事項

事業者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計画書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

上記内容の照査結果について、報告書として業務完了時に提出しなければならない。

第7章 提出図書

7. 1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

7. 2 実施設計関係提出図書（基本設計）

図書名	縮尺	形状寸法
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式
(2) 区画割施設平面図	1/2,500	〃
(3) 縦断面図	縦 1/100、横 1/2,500	〃
(4) 流量計算表		A 4 又は A 3
(5) 概略構造図	1/10～1/100	原図一式
(6) 概略工法検討書		A 4 又は A 3
(7) 報告書		〃
(8) 打合わせ議事録		〃
(9) その他参考資料（地下埋設物調査資料他）		原稿一式

7. 3 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮尺	形状寸法
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式
(2) 系統図	1/2,500	〃
(3) 平面図	1/500	〃
(4) 詳細平面図	1/50～1/100	〃
(5) 縦断面図	縦 1/100、横 1/500	〃
(6) 横断面図	1/50～1/100	〃

(7) 構造図	1/10~1/100	”
(8) 仮設図	1/10~1/100	”
(9) 流量表		A 4 又は A 3
(10) 水理計算書		”
(11) 構造計算書 (耐震設計計算書を含む)		”
(12) 数量計算書		”
(13) 設計内訳書 (金抜)		”
(14) 特記仕様書		”
(15) 施工計画書		”
(16) 占用願図書		”
(17) 工程表		”
(18) 報告書		”
(19) 打合わせ議事録		”
7. 4 その他の資料		
図書名		形状寸法
(1) 調査、渉外関係記録一覧表		A 4 又は A 3
(2) 設計対象流域調査資料		”
(3) 埋設物調査資料		”
(4) 在来管調査資料		”
(5) その他		

第8章 実施設計に関する統一事項

調査関係	公図調査		調査結果は、「公図の写し」として1枚の図面 (A3でも可) にまとめ、速やかに担当者に報告する。 法定外公共物(道路・水路)は立会例や、地積測量図、畝傾帳、野取り図等により幅等を調査すること。 個人の土地に計画せざるを得ない場合は、担当者に相談する。(敷地専用承諾を設計段階で新居浜市が取る。)
	地下埋設物		十分調査を行い、平面図等に記入する。 位置、深さ等設計上判断が難しいものについては、担当者に相談し、試掘を行う。(変更にて対応する。) 試掘を行う場合は可能な限り立ち会うこと。 また、電柱や架空線への影響(各施設管理者へ施工時の必要離隔を確認)についても考慮すること。
	汚水検査		調査表に平面図を記入したうえで当家への調査を実施すること。不在宅には複数回(時間帯や曜日を変えて5回程度)訪問し訪問履歴を作成する。 計画平面図に調査結果として、「自己負担」、「接続済み」、「別路線希望」等の記入し、周辺の取り残しがないように計画する。 汚水検査設置にあたって管止めは原則廃止する。 なお、区域外の家屋については、工事完了後すぐに宅内の接続工事を実施する家屋のみ設置を行う。
	写真		路線ごとに写真を撮影し、打ち合わせ時に持参する。
	周知		現地調査に際して、沿線住民及び関係者への周知文を作成し、その内容について係員の確認をとること。また、周知文に以下の補足を追記すること。※図記内容「※公共下水道の設計業務を行います。施工の際に既存水道管が支障となる場合は、下水道工事に合わせて水道工事を行う可能性があります。」
設計計画	本管	土被り	最小土被りは、1.0mを基本とし、農道、私道等については工区別に協議する。
		地下埋設物との離隔	地下埋設物の上越し・下越しは、原則30cm以上とするが、現場に応じて担当者との協議する。ただし、取付管の場合は、10cm以上とする。
		水路下越し	水路下越しの場合は、水路底より原則50cm以上とするが、現場に応じて担当者との協議する。ただし、取付管の場合は、30cm以上とする。
		最小管径	事業計画がHP250mmをVUに変更する場合は、200mmを最小管径とする。ただし、私道(行き止まり道)については、150mmとする。
		勾配	事業計画の勾配を考慮して流量計算を行い、最大最小流速を超えない範囲で経済的な勾配設定を行うこと。最小流速は0.6m/sとし、VU200mmで2.5/1000以上、VU150mmで3.5/1000以上の勾配とする。将来流入についても管径、勾配を考慮して管底を決定する。 縦断計画のコントロールポイントについて縦断面図内に理由も含め記載する。
人孔	間隔	人孔間隔は維持管理を考慮して、組立マンホールは最大75m程度、小型マンホールは条件により連続する場合は50m程度を基本とする。	

	段差の設定	流入管渠と流出管渠との段差は 2cm 程度とする。ただし、直線部については協議により段差を省略できる。
	小型MH	コスト削減を目的に組立1号マンホールと交互に使用することを基本とするが、他の埋設物が錯綜した道路や狭小な道路等に管路を敷設する際に連続する場合は承認を得て配置する。設置深さについては、JSWASK-9 よりジェットノズルでの維持管理は3.5mまで可能であることから深さの上限を3.5mとする。
	副管設置	管きよの落差が 60cm 以上の場合、副管を設ける。(原則として内副管とし1号マンホールに設置する場合は、省スペース型の継ぎ手を使用し、2号マンホール以上については流入本数により副管の形状を検査する。) また、60cm 未満でも勾配が急な箇所や屈曲箇所については考慮する。 外副管の場合は副管及び本管にも可とう継手を設置し、砂巻き保護とする。 副管の下側の位置については下流側との管頂接合とレインバートですりつけを行う。
	耐荷重	T-25 国道・県道・主要市道 T-14 その他の市道・農道他 T-8 その他の道路 (基本使用しない)
	可とう性継手	コンクリート製マンホールには、可とう性継手を使用する。(副管及び取付管を含む。)
	調整リング	基本的に鉄蓋 T-25 を使用する箇所については t=50mm は使用しない。
汚水枋	取付管	道路内での土被りは、60cm 以上とする。 管取りを原則とし、最上流の人孔に流入する取付管は、段差をつけない。 取付位置については下流側との管頂接合とレインバートですりつけを行う。
	汚水枋形状	内径200 mm、(H25.4.1 変更)
	汚水枋深さ	汚水枋調査実施後、浄化槽等による既存宅内配管の高さを考慮した汚水枋深さと敷地内の一番奥からの排水勾配 (0.2m土被り、2%勾配) での汚水枋深さを比較し、深い方を採用する。 但し、敷地内の一番奥からの排水勾配で本管の縦断断面に影響を与える場合は、個別協議を行い、宅内の排水勾配の設定等を協議する。
舗装切断		本管部掘削時及び舗装復旧時の延長を計上する。 舗装切断に伴い発生する汚泥について、処分量を計上する。
舗装復旧	復旧範囲 復旧方法	原則として道路管理者との協議により決定するが、市道の場合、幅員 4m 以上は仮舗装とする。また、横断管等の復旧範囲は全幅とする現地測量に基づき、舗装復旧展開図を作成する。 掘削範囲外の舗装復旧時における不陸整正の計上については、表層のみ復旧の場合は補足材あり、路盤から復旧の場合は補足材なしとする。
	仮復旧	仮舗装の舗装構成及び復旧方法については、道路管理者と協議し決定する。
	仮復旧後の 本復旧	仮舗装の施工後1年以上経過してから行う。 復旧箇所は、実施開始時点で行っておくこととし、不陸整正を計上する。
道路断面	縦横断面	道路管理者との協議により必要に応じて、本復旧時の道路縦横断面及び路肩のかさ上げ等の改修が必要な箇所の計画を行う。

			また、沿線家屋等の地先との取り合いについても十分に検討し、計画を行う。
		排水	道路管理者との協議により必要に応じて、L型、U型側溝、集水枘等の設置を検討し、排水計画を行う。また、農道や私道について、路面の雨水排水が確保できない場合は道路管理者及び道路所有者と協議を行い、透水性舗装を検討する。(一度限りの透水性舗装であること、目詰まりすれば道路に水が溜ることの説明を行う。) 雨水施設の業務委託時には路面排水及び既設水路等の取り込みについて十分な検討を行う。
数量計算 及び積算	土工	掘削幅	県統一事項により、掘削幅の算定を行う。 掘削幅は、算定結果の端数を切り上げ5cm単位とする。
		残土運搬	道路幅員により2,410t ダンプトラックの使い分けを徹底すること。 殻重船については、積み込み機械を0.45BF、運搬を10t ダンプトラックとして計上する。
		埋戻	掘削土の土質に注意し、必要な場合は山土等による入れ換えをする。
	本管		本管延長のみ表記する。(管本数を記入しなくてもよい)
	人孔		据付工について、マンホール深さごとに表記する。 例：組立1号マンホール設置工 マンホール深さ3m以下 ○箇所 マンホール深さ3m超～4m以下 ○箇所 マンホール深さ4m超～5m以下 ○箇所
	砂基礎		掘削使用機械ごとに、延長及び体積を表記する。
	汚水枘		補強の有無のみを表記する。 例：汚水枘 ○箇所 汚水枘 補強 ○箇所
	取付管		取付管長の判定は、1工事における平均取付管長(水平長)で判定し、箇所数を表記する。(各戸の汚水枘取付配管図を作成する) 例：取付管布設工 3.0m≦L<5.0m ○箇所 3.0m≦L<5.0m Con製MH接合 ○箇所 取付管水平長は、本管取付の場合は管芯、小型MH取付の場合は人孔外面、組立MH取付の場合は人孔内面からそれぞれ汚水枘の1次側までの距離とする。なお、土工延長については本管掘削断面の外から汚水枘芯までの距離とする。
	土留め工	種類	掘削機械、地下埋設物、地下水の状況等の諸条件(経路比較を含む)により、軽量鋼矢板及び建て込み簡易土留め等の選定及び材料計算書を作成する。(0.2m3 バックホウの使用できる幅員を2.5m以上とする。)
	交通誘導員		所要人員算定表を作成する。
施工計画	施工計画		施工計画については一般的な内容を記入するのではなく、現場条件に沿った内容を記載する。
	その他		通過交通の迂回路、沿線住民の進入方法や仮駐車場設置の有無、施工時の重機配置計画、交通誘導員の配置計画についても施工計画内に記載する。
協議等	協議		原則として中間協議3回を計上している。「設計計画」・「各種計

			算」・「設計図作成」の基本設計～実施設計と段階ごとに内容の確認をおこない手戻りの無いよう業務を進めること。
	現地確認		概略の設計計画が決定した時に、監督員と現地立会を行い、地下埋設物や支障物件の確認、計画位置、施工方法の確認等行い承認を受けること。(現地に地下埋設物、掘削ライン等チョークでマーキングを行うこと。)
その他	設計根拠		設計計画をする上での各根拠について、とりまとめを行うこと。(経路比較や現場条件等の比較表、管路の横断断面位置や埋設深さ等) また、管路の縦断断面のコントロールポイントに関しては縦断断面内に根拠を分かりやすく記載すること。
報告書	図面関係		標準断面図、横断断面図は「横断図」としてまとめる。 CADデータを作製する。(正副両方の成果に電子データを添付する。)
	報告書		発注工事単位ごとに3部製本(内1部自社保管)

別紙－6 改築工事対象施設・能力（準備中）

・・・準備中・・・

別紙－ 7 目標耐用年数

別表 4-1 土木・建築

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	本市設定値			
				年数	倍率		
管理棟	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5		
		金属造	35	70	2.0		
		金属造（処理施設上屋）	25	50	2.0		
	仕上	内装（床）	15	30	2.0		
		内装（壁）					
		内装（天井）					
		外装（壁）					
		屋根仕上げ					
		塗装					
	仕上 （処理施設上屋）	内装（床）	10	20	2.0		
		内装（壁）					
		内装（天井）					
		外装（壁）					
		屋根仕上げ					
	防水	屋根防水	10	15	1.5		
		水槽防水					
	建具	サッシ	18	36	2.0		
		ドア					
		シャッター					
		オーバースライダ					
		パーテーション					
金属物	笠木	18	36	2.0			
	手摺						
	EXP,金物						
	梯子						
	タラップ						
	ルーフドレン						
	階段						
	鉄蓋（車道部）				15	30	2.0
	鉄蓋（その他）				30	60	2.0
	ポンプ 場 施設				除砂施設	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造
金属造		35	70	2.0			
金属造（処理施設上屋）		25	50	2.0			
揚水施設		躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5	
			金属造	35	70	2.0	
			金属造（処理施設上屋）	25	50	2.0	
共通施設		付帯設備	内部防食	10	20	2.0	
			手摺	18	36	2.0	
			グレーチング				
		簡易覆蓋					
雨水調整池 ・滞水池	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5		
		鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5		
水処 理 施設	沈殿施設	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5		
		金属造	35	70	2.0		
		金属造（処理施設上屋）	25	50	2.0		

※ハッチは本市対象外を示す。

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	本市設定値		
				年数	倍率	
水 処 理 施 設	反応タンク 施設	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5
			金属造	35	70	2.0
			金属造（処理施設上屋）	25	50	2.0
	消毒施設	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5
			金属造	35	70	2.0
			金属造（処理施設上屋）	25	50	2.0
	場内管きよ 設備	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨 コンクリート造	50	75	1.5
			金属造	35	70	2.0
			金属造（処理施設上屋）	25	50	2.0
	共通施設	付帯設備	内部防食	10	15	1.5
			手摺	18	36	2.0
			グレーチング			
簡易覆蓋						
汚 泥 処 理 施 設	濃縮タンク	躯体	45	67	1.5	
	消化タンク	躯体	45	67	1.5	
	貯留タンク	躯体	45	67	1.5	
	洗浄タンク	躯体	45	67	1.5	
	共通施設	付帯設備	内部防食	10	20	2.0
			手摺	18	36	2.0
			グレーチング			
簡易覆蓋						
管 路 施 設	管きよ	鉄筋コンクリート	50	75	1.5	
	マンホール	本体（鉄筋コンクリート）	50	75	1.5	
		鉄蓋（車道部）	15	30	2.0	
		鉄蓋（その他）	30	60	2.0	
	共通	内部防食	10	15	1.5	

※ハッチは本市対象外を示す。

別表 4-2 建築附帯設備

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	本市設定値		
				年数	倍率	
管理棟	給排水・衛生・ ガス設備	揚水ポンプ	15	20	1.3	
		電気温水器		15	1.0	
		給湯ボイラ		15	1.0	
		衛生器具		30	2.0	
		ガス設備		15	1.0	
		ガス給湯器		15	1.0	
		床排水ポンプ		15	1.0	
		給水管・水栓・排水管・ガス管		30	2.0	
		受水槽・高架水槽（RC）		40	60	1.5
		受水槽・高架水槽（金属製及びび	15	30	2.0	
	空調・換気設備	温水ボイラ	15	20	1.3	
		温風暖房器		30	2.0	
		ダクト		30	2.0	
		チラーユニット		15	1.0	
		冷凍機		20	1.3	
		ファンコイル		20	1.3	
		熱交換器		20	1.3	
		オイルポンプ		20	1.3	
		燃料タンク		30	2.0	
		膨張タンク		30	2.0	
		エアコン		20	1.3	
		冷却・循環ポンプ		20	1.3	
		クーリングタワー		15	1.0	
		ファン		20	1.3	
		エアーカーテン		20	1.3	
		管理棟他		電気設備	電灯分電盤	15
照明器具	20		1.3			
アンプ	15		20		1.3	
スピーカ			20		1.3	
交換機			20		1.3	
電話器類			20		1.3	
避雷針	30		2.0			
アンプ（処理施設屋内）	10		15		1.5	
スピーカ（処理施設屋内）			15		1.5	
交換機（処理施設屋内）			15		1.5	
電話器類（処理施設屋内）			15		1.5	
避雷針（処理施設屋内）			15		1.5	
接地端子類	15		30		2.0	
動力制御盤			25		1.7	
配線・配管類・配管器具			30	2.0		
消火災害防止設備	受信機		8	20	2.5	
	感知器			20	2.5	
	スプリンクラ			30	3.7	
	防犯受信機			20	2.5	
	進入検知器			20	2.5	
	特殊消火装置			30	3.7	
	防火扉			18	30	1.7
	配線・配管類・配管器具			15	20	1.3
昇降機	エレベータ		17	30	1.8	
可動 間仕切り	アコーデオンカーテン		15	40	2.7	
	スライディングドア			40	2.7	
場内整備	場内施設	外灯	25	35	1.4	

※外灯目標耐用年数は照明器具倍数を適用（ $25 \times 1.3 = 32.5 \approx 35$ ）

※ハッチは本市対象外を示す。

別表 4-3 機会設備

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	推進 機構	本市設定値	
					年数	倍率
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	15	22	22	1.5
		自動除塵機				
		破碎機				
		ベルトコンベヤ				
		フライトコンベヤ				
		スクリュウコンベヤ				
		スキップホイスト				
		貯留装置				
		スクリーンかす洗浄機				
	スクリーンかす脱水機					
	汚水沈砂設備	沈砂かき揚げ機				
		沈砂洗浄機				
		スクリュウコンベヤ				
		流水トラフ				
		トラフコンベヤ				
		フライトコンベヤ				
		ベルトコンベヤ				
		スキップホイスト				
		揚砂ポンプ				
		噴射式揚砂機				
		沈砂分離機				
		貯留装置				
	雨水沈砂設備	沈砂かき揚げ機				
		沈砂洗浄機				
		スクリュウコンベヤ				
		流水トラフ				
		トラフコンベヤ				
フライトコンベヤ						
ベルトコンベヤ						
スキップホイスト						
揚砂ポンプ						
噴射式揚砂機						
沈砂分離機						
貯留装置						
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	ポンプ本体（※クラインダーポンプを含む）	15	22	22	1.5
		電動機				
		減速機				
		抵抗器・制御器				
		吐出弁				
		逆止弁				
		真空ポンプ				
		貯留タンク				
	真空弁					
	水中攪拌機	10	22	22	2.2	
	雨水ポンプ設備	ポンプ本体	20	30	30	1.5
		電動機				
		減速機				
		抵抗器・制御器				
		吐出弁				
逆止弁						
ディーゼル機関						
ガスタービン						
空気圧縮機						
燃料ポンプ						
燃料タンク						
真空ポンプ						
消音器						
冷却器	15	22	25	1.7		
排水ポンプ車（車両本体）	7	12	15	2.1		
排水ポンプ車（車載設備）	10	15	15	1.5		

※ハッチは本市対象外を示す。

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	推進 機構	本市設定値				
					年数	倍率			
雨水滞水池・調整池	雨水滞水池・調整池設備	ポンプ本体	20	30	30	1.5			
		電動機							
吐出弁									
逆止弁									
汚水調整池	汚水調整池設備	汚泥かき寄せ機	15	22	22	1.5			
		ポンプ本体							
		電動機							
		吐出弁							
水処理施設	最初沈殿池設備	逆止弁	15	22	22	1.5			
		汚泥かき寄せ機							
		スクラム除去装置							
		スクラム分離機							
		スクラム移送ポンプ							
	汚泥ポンプ	20	30	30	1.5				
	送風機本体								
	電動機								
	抵抗器・制御器等								
	吐出弁					15	30	30	2
	逆止弁								
	潤滑油装置								
	冷却水ポンプ								
	冷却塔								
	乾式フィルタ								
	湿式フィルタ								
	機械式エアレーション装置								
	水中攪拌機								
	膜ユニット								
	回転円盤								
	散水機								
	汚泥ポンプ								
	上澄水排出装置								
	酸素発生装置	10	20	20	2				
	散気装置								
	膜カートリッジ								
	最終沈殿池設備	最終沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	15	22	22	1.5		
スクラム除去装置									
スクラム分離機									
スクラム移送ポンプ									
返送汚泥ポンプ									
余剰汚泥ポンプ									
テレスコープ弁									
消毒設備	消毒設備	薬品貯留タンク	10	15	15	1.5			
		薬品注入機							
		塩素ガス中和装置							
		紫外線滅菌装置							
		オゾン発生装置							
排オゾン処理装置	20	15	30	1.5					
反応タンク（鋼板製）									
マイクロストレーナ									
用水設備	用水設備	自動洗浄ストレーナ	15	30	30	2			
		ろ過機							
		自動給水装置	15	30	30	2			
		ポンプ							
放流ポンプ設備	放流ポンプ設備	ポンプ本体	15	22	25	1.7			
		電動機							
		減速機							
		抵抗器・制御器							
		吐出弁							
逆止弁	15	22	25	1.7					
薬品ポンプ									
薬品タンク									
攪拌装置									
薬品ポンプ									
薬品タンク									
ろ過機									
ポンプ									
流入スクリーン	15	22	25	1.7					
活性炭吸着塔									
ポンプ									
活性炭設備	活性炭設備	再生炉	15	22	25	1.7			
		再生炉							

※ハッチは本市対象外を示す。

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	推進 機構	本市設定値	
					年数	倍率
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	汚泥ポンプ	15	20	20	1.3
		自動除塵機				
		破碎機				
		スクリュウコンベヤ				
		貯留装置				
		スクリーンかす洗浄機				
		スクリーンかす脱水機				
		汚泥攪拌機	10	20	20	2
		洗浄水ポンプ	15	20	20	1.3
		洗浄水タンク（鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造）	50	-	100	2
		洗浄水タンク（鋼板製）	35	-	70	2
		計測ビット（鋼板製）				
		汚泥等受入タンク（鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造）	50	-	100	2
	汚泥等受入タンク（鋼板製）	35	-	70	2	
	汚泥計量分配槽（鋼板製）					
	汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機	15	22	22	1.5
		汚泥ポンプ				
		浮上濃縮タンク（鋼板製）				
		汚泥かきとり機				
		加圧タンク				
		空気圧縮機				
		加圧ポンプ				
	遠心濃縮機					
	汚泥消化タンク設備	センタードーム	10	18	18	1.8
		ガス攪拌装置				
		機械攪拌機				
		汚泥ポンプ	15	18	18	1.2
		脱硫装置				
		余剰ガス燃焼装置	10	18	18	1.8
		燃料タンク				
		燃料ポンプ	15	18	18	1.2
		ガスホルダ				
		蒸気ボイラ				
		温水ボイラ	8	18	18	2.3
	熱交換器					
	汚泥洗浄タンク設備	汚泥かき寄せ機	15	22	22	1.5
		洗浄ポンプ				
		汚泥ポンプ				
	汚泥貯留設備	水中攪拌機	10	20	20	2
		機械式攪拌機				
空気攪拌装置		15	20	20	1.3	
汚泥ポンプ						
調質設備	消石灰注入装置	15	22	22	1.5	
	無機凝集剤注入装置					
	有機凝集剤注入装置					
	凝集混和タンク					
	造粒調質装置					
熱処理設備	蒸気ボイラ	8	12	12	1.5	
	熱交換機					
	反応器					
	汚泥ポンプ					
	破碎機					
汚泥脱水設備	熱濃かき寄せ機	15	22	22	1.5	
	加圧タンク					
	汚泥脱水機					
	汚泥供給ポンプ					
	真空ポンプ	15	22	22	1.5	
	空気圧縮機					
	フライトコンベヤ					
	ベルトコンベヤ					
	脱水汚泥移送ポンプ					
	貯留装置					
	移動脱水車（脱水乾燥車を含む：車両本体）					7
移動脱水車（脱水乾燥車を含む：車載機器）	10	15	15	1.5		

※ハッチは本市対象外を示す。

大分類	中分類	小分類	標準 耐用年数	推進 機構	本市設定値		
					年数	倍率	
汚泥処理設備	汚泥乾燥設備	汚泥乾燥機	8	12	12	1.5	
		蒸気ボイラ					
		温水ボイラ					
		熱風発生炉					
		スクラバ					
		熱交換器					
		サイクロン					
	汚泥焼却・溶融設備	バグフィルタ	10	12	12	1.2	
		排煙処理塔					
	汚泥焼却・溶融設備	汚泥焼却・溶融設備	脱水汚泥貯留装置	10	15	15	1.5
			脱水汚泥移送ポンプ				
			焼却炉				
			溶融炉				
			送風機				
			燃料供給装置				
			補助燃焼装置				
			熱交換器				
			塵熱ボイラー				
			脱硝装置				
			排煙処理塔				
			乾式電気集塵機				
			湿式電気集塵機				
			バグフィルタ				
			サイクロン				
			灰搬出機				
			バケットコンベヤ				
			フライトコンベヤ				
スクリュウコンベヤ							
灰ホッパ							
スラグ生成装置							
煙道							
空気圧縮機							
建設資材利用設備	建設資材利用設備	貯留装置	10	15	15	1.5	
		プレス機					
		焼成機					
		梱包装置					
コンポスト設備	コンポスト設備	切板機	10	15	15	1.5	
		送風機					
		乾燥機					
		発酵槽（鋼板製）					
		振動機					
		袋詰機					
		定量供給機					
		コンベヤ					
貯留装置							
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	25	30	30	1.2	
		流出ゲート					
		バイパスゲート					
		連絡ゲート					
		可動堰					
	クレーン類物あげ設備	クレーン類物あげ装置	20	30	30	1.5	
	配管類（铸铁製）	配管類（铸铁製）	送気	30	30	30	1
			給水				
			送泥				
			排水				
			仕切弁				
			電動弁				
			空気作動弁				
	脱臭設備	脱臭設備	薬液酸化装置	10	15	15	1.5
オゾン酸化装置							
活性炭吸着装置							
直接燃焼装置							
酸又はアルカリ洗浄装置							
生物脱臭装置							
土壌脱臭装置							
ファン							
ダクト							
ポンプ類	床排水ポンプ	10	15	15	1.5		
付帯設備	煙 突	焼却・溶融炉用	15	22	25	1.7	
		ボイラ用					
		焼成用					
		エンジン用					
	重量計	トラックスケール	10	15	20	2	

※汚泥処理設備の汚泥輸送・前処理設備の小分類は、土木建築躯体の標準耐用年数、目標耐用年数を準用する。

- ・洗浄水タンク（鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造）
- ・洗浄水タンク（鋼板製）
- ・汚泥等受入タンク（鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造）

※ハッチは本市対象外を示す。

別表 4-4 電気設備

大分類	中分類	小分類	標準 耐用 年数	推進 機構	本市設定値	
					年数	倍率
電気計装設備	受変電設備	断路器盤	20	30	30	1.5
		遮断器盤				
		変圧器盤				
		コンデンサ盤				
		低圧主幹盤				
		柱上開閉器				
	自家発電設備	発電機	15	22	22	1.5
		原動機				
		発電機盤				
		自動始動盤				
		補機盤				
		冷却水ポンプ				
		冷却塔				
		給気ファン				
		排気ファン				
		消音器				
		空気圧縮機				
		燃料ポンプ				
		燃料タンク				
		制御電源 及び 計装用電源設備				
	充電器盤					
	インバータ盤					
	汎用ミニUPS		7	10	10	1.4
	負荷設備	高圧コビルネーションタータ	15	22	22	1.5
		コントロールセンタ				
		動力制御盤				
		回転数制御装置				
	計測設備	流量計	10	22	22	2.2
		レベル計				
		温度計				
		pH計				
		ORP計				
		DO計				
		濃度計				
		MLSS計				
		COD水質分析機器				
		全窒素水質分析機器				
		全りん水質分析機器				
		雨量計				
		監視制御設備				
	補助リレー盤					
	計装計器盤					
監視盤						
プロセスコントローラ	10		15	15	1.5	
シーケンスコントローラ						
CRT操作卓						
監視コントローラ						
テレメタ・テレコントロール装置						
ITV装置						
通信装置						
パソコン応用装置	7	10	10	1.4		
ケーブル・配管類	動力線	15	22	22	1.5	
	制御線					
	計装線					
	ラック					
	ダクト					
	電線管					
通信線（光ケーブル）						

※柱上気中開閉器は電力会社との責任分界点のため1.0倍とする
 ※蓄電池盤、充電器盤は実績を考慮して1.5倍とする
 ※回転数制御装置は実績を考慮して1.0倍とする

※ハッチは本市対象外を示す。

【総則】

1. 業務の範囲

本業務の委託範囲は、別表第1から別表第8までに掲げるとおりとする。

2. 作業の内容

(1) 雨水ポンプ場施設及び樋門・スクリーン施設の保守点検業務

対象施設は別表第1及び第2に掲げるとおりとし、対象施設の適正な運転が可能ないように、保守点検を行わなければならない。頻度は1か月に1回とする。また、各雨水ポンプ場に設置している水位計が異常な値を表示していないか確認し、異常な値を示している場合はすみやかに市へ連絡するものとする。

(2) 雨水ポンプ場施設の試運転及び樋門・スクリーンの動作確認業務

対象施設は別表第1及び第2に掲げるとおりとし、対象施設の適正な運転が可能ないように、1か月に2回以上動作確認を行わなければならない。

(3) 雨水ポンプ場施設の雨天時等における運転・操作業務

対象施設は別表第3、第4及び第5に掲げるとおりとし、ポンプ井水位、降雨量、気象情報、潮の干満等を勘案し、適正な運転・操作を行うこと。なお、気象庁から大雨注意報及び大雨警報が発令された場合は、運転操作員を非常招集出来る体制を整え、事業者は各施設を巡回監視し、その状態を通信機器等で市に報告することを原則とし、具体的な対応については市と事業者で協議の上、市の指示に従うものとする。なお、菊本雨水ポンプ場については処理場施設の運転管理と一体で運転・操作を行うものとする。

ただし、緊急の場合は上記によらず、事業者は状況を市に報告し、対処方法を市と協議した上で、市の指示により対処するとともに、状況及び対処結果を速やかに市に報告するものとする。

(4) 樋門・スクリーン施設の操作業務

対象施設は別表第6に掲げるとおりとし、日常操作を行う樋門については、別添の「新居浜市樋門操作要領」に準拠し、満潮及び、干潮時に適宜、操作をしなければならない。また、愛媛県管理施設である樋門については、別添の「愛媛県河川管理施設(水門及び樋門)操作要領」、「愛媛県王子川水門操作規則」、「又野川樋門操作要領」、「愛媛県管理海岸水門・陸閘等操作規則」、「多喜浜新田海岸海岸保全施設(水門・陸閘等)操作要領」に準拠して、適宜樋門の開閉操作を行わなければならない。

また、スクリーン施設については適宜ゴミ収集に伴う操作を行わなければならない。なお、大雨注意報及び大雨警報の場合は、運転操作員を非常招集出来る体制を整え、事業者は対象施設を巡回監視し、状況を通信機器等で市に報告することを原則とし、具体的な対応については市と事業者で協議の上、市の指示に従うものとする。

ただし、緊急の場合は上記によらず、事業者は状況を市に報告し、対処方法について市と協議した上で、市の指示により対処するとともに、状況及び対処結果を速やかに市に報告するものとする。

(5) 各施設の環境整備

対象施設は別表第7に掲げるとおりとし、適宜雨水ポンプ場内の除草及び清掃を行ない、各施設の適正な環境整備に努めなければならない。また、対象施設の事務所等は適宜清掃するとともに、整理整頓に努め、清潔に保たなければならない。

(6) 雨水ポンプ場施設及び樋門・スクリーン施設のゴミ収集及び運搬処理業務

対象施設は別表第8に掲げるとおりとし、一般家庭ゴミ等が流れ込むような対象施設は、ゴミを収集し各施設の運転に支障のないように維持しなければならない。尚、収集されたゴミは随時運搬処理を適正に行わなければならない。

3. 緊急事態発生時の対応

(1) 事業者は、台風、大雨及び重大事故等で市が緊急事態と判断した場合に備え、社員及び運転員を非常招集できる緊急配備計画を策定しなければならない。

(ア) 市が緊急事態と判断した場合は、市と事業者で協議の上対応について決定し、原則として予め定めた緊急配備計画に従い、速やかに社員及び運転員を所定の場所に配備しなければならない。

(イ) 事業者は、緊急配備計画に従い、対象施設を巡回監視し、その状況を巡回チェックシートにより市に報告するものとし、具体的な対応については市と事業者で協議の上、市の指示に従うものとする。

(ウ) 緊急配備体制の解除については、ポンプ場等の運転状況及び気象状況等を基に、市と事業者で協議の上、市の指示により行うものとする。

4. 業務総括責任者の専任

事業者は、5年以上、雨水ポンプ場等機器運転管理経験を有する者のうちから、本業務の業務総括責任者を専任しなければならない。

5. 業務総括責任者の職務

(1) 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(ア) 現場の責任者として、運転員の指揮、監督を行うこと。

(イ) 契約書、仕様書その他関係書類に基づき、業務の目的、内容等を十分理解して、機器の運転操作を行うこと。

(3) 日常の業務執行状況を、随時、市に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。

(4) 運転員を教育し、技術の向上、事故の防止等に努めること。

6. 資格者の選任

(1) 事業者は、保守点検業務に当たる者として、第3種電気主任技術者の有資格者又は、プラント施設保守点検（電気設備）の実務経験を直近5年中3年以上ある者を選任し、技術者として配置させなければならない。

7. 提出書類

(1) 事業者は、契約締結後速やかに、次に掲げる書類を市に1部提出しなければならない。

(ア) 組織表（現場管理、安全管理）

(イ) 業務総括責任者専任届

(ウ) 資格者選任届

(エ) 事務室等使用願

(2) 事業者は、着手日から14日以内に契約書及び仕様書に基づいて、年間の運転管理業務計画書を市に提出しなければならない。運転管理業務計画書は次の事項について記載すること。なお、提出部数は1部とする。

(ア) 現場組織に関すること。

現場組織表、業務分担表、緊急配備計画

(イ) 業務工程に関すること。

年間業務工程表、年間労務計画表

(ウ) 業務方法に関すること。

保守点検の方法、運転管理の方法等、業務方法全般にかかる計画

(エ) 安全管理に関すること。

安全管理対策（労働災害防止）、安全管理組織表

(オ) その他必要な事項

(3) 事業者は、毎月25日までに翌月の業務計画について、運転管理業務計画書に則り、市と協議の上、月間業務計画書を市に提出しなければならない。その内容は運転管理業務計画書に準じるものとする。

(4) (1)～(3)の提出書類に変更を生じたときは、速やかに変更した書類を提出しなければならない。

【作業要領】

8. 業務計画の実施

(1) 2.(1)及び(2)並びに3.(1)及び(2)に定める保守点検業務として、事業者は、7.(3)で市に提出した月間業務計画書に従い、誠実に業務を履行しなければならない。

9. 機器の点検、整備結果

(1) 2.(1)及び(2)並びに3.(1)及び(2)に定める保守点検業務として、事業者は、機器の点検・整備・動作確認の結果を月ごとに記録としてまとめ、各月の代表的な作業状況の写真を添付し、翌月速やかに市に報告しなければならない。

(2) 点検の結果、異状を発見した場合には、速やかにその状況を市に報告し、その対応を協議しなければならない。

(3) 点検整備項目は保守点検記録表1から4に掲げるとおりとする。

10. 修理

(1) 2.(1)及び(2)並びに3.(1)及び(2)に定める保守点検業務として、事業者は、点検・整備の結果発見した不良箇所、故障の発生箇所等のうち、備付工具、支給材料等を用いて修理可能なものについては、市の承諾を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行った後、市に報告するものとする。また、市が依頼する修理においても、協議の上、修理を行うものとする。

11. 運転記録等

(1) 2.(3)及び3.(3)に定める雨天時等における運転・操作業務並びに2.(4)及び3.(4)に定める大雨注意報及び大雨警報時における操作業務として、事業者は市が定めた運転日誌に所要事項を記入し、市が運転状況等の報告を求めた場合、すみやかに市に報告しなければならない。

(2) 事業者は、月間運転記録書を翌月速やかに市に提出し、報告しなければならない。

12. 安全・衛生の確保

(1) 各施設には、多くの機械・電気設備等が設置され、又酸素欠乏や有害ガスの発生が起るおそれのある箇所があるため、事業者は業務の実施に当たっては、安全の確保事故の防止等に十分留意しなければならない。

13. 盗難の防止等

(1) 事業者は、ポンプ場における設備機器、備品工具等の盗難、及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

14. 研修等の実施

(1) 事業者は、社員及び運転員に対し、委託業務の内容及び安全管理について研修を計画的に実施し、最良の技術、知識を修得させるようにしなければならない。また、津波その他自然災害を想定した防災訓練を年一回以上実施しなければならない。

【その他】

15. 事務室等の使用

(1) 市は業務実施のために必要な事務室及び控室（以下、「事務室等」という。）を、委託期間中、事業者が無償で貸与する。

(2) 事業者の責に帰する理由により事務室等に汚損等があった場合には、事業者の費用で直ちに修復しなければならない。

(3) 事務室等の使用に伴う光熱水費は、市が負担するものとし、事業者は、その使用に当たっては当該費用の節約に努めなければならない。

15. 貸与品

(1) 市は、事業者の業務履行上必要と認めた完成図書、特殊工具等（以下、「貸与品」という。）を事業者に貸与するものとする。ただし、事業者は、業務履行上必要な小型工具類や測定器具類を自ら用意するものとする。

(2) 事業者は、貸与品について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 貸与品を損傷、又は紛失した場合には、事業者がこれを弁済する。

16. 事務用品等

(1) 事業者は、業務履行上必要な事務用品等を自ら用意するものとする。ただし、次に掲げる消耗品等は実績に応じて市が費用を負担する。

潤滑油（補充及び交換用のオイル、グリース等）

燃料（ポンプ場施設の駆動用、草刈り機）

塗料（補修用塗料）

消耗品（グラウンドパッキン等）

(2) 事業者は、前項のリストを作成し、その使用状況を記録するものとする。

17. 疑義等

(1) 本仕様書に明示されていない事項及び本仕様書に関し疑義が生じた事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

* 各施設の施設種別は次による
 「一般」・・・一般会計対象施設
 「公共」・・・公共下水道事業会計対象施設
 「農林水産課」・・・農林水産課所管施設

* 施設番号は、別表1及び別表2による

別表第1 保守点検・試運転箇所

	番号	施設名	施設種別
雨水排水ポンプ場 (16施設)	1	王子川排水	一般
	2	土場雨水	公共
	3	沢津雨水	公共
	4	江の口雨水	公共
	5	松神子雨水	公共
	6	中央雨水	公共
	7	惣開排水	一般
	8	西原排水	公共
	9	宇高第一雨水	公共
	10	垣生雨水	公共
	11	多喜浜排水	一般
	12	多喜浜新田排水	一般
	13	白浜排水	一般
	14	東浜雨水	公共
	15	港町雨水	公共
	16	菊本雨水	公共
雨水排水マンホールポンプ場 (21施設)	M1	磯浦MP	一般
	M2	新磯浦MP	一般
	M3	中須賀MP	一般
	M4	宮西MP	一般
	M5	久保田MP	一般
	M6	新須賀MP	一般
	M7	旧江の口MP	一般
	M8	垣生北MP	一般
	M9	南白浜MP	一般
	M10	新白浜MP	一般
	M11	黒島MP	一般
	M12	切抜MP	一般
	M13	大島MP	一般
	M14	落神MP	一般
	M15	南小松原MP	一般
	M16	国領MP	一般
	M17	磯浦西MP	一般
	M18	東田MP	一般
	M19	松神子第2MP	一般
	M20	大島第2MP	一般
	M21	一宮MP	一般

別表第2 保守点検・動作確認箇所

	番号	施設名	施設種別
樋門 (17施設)	1	惣開	一般
	2	西原	一般
	3	王子川	一般
	4	王子	一般
	5	東川	一般
	6	久保田	一般
	7	黒島	一般
	8	沢津青戸尻	一般
	9	前浜	一般
	10	山端	一般
	11	南白浜	一般
	12	又野川	一般
	13	神郷一丁目	一般
	14	長岩	一般
	15	松の端	農林水産課
	16	新六番	農林水産課
	17	新七番	農林水産課
スクリーン (12施設)	1	下泉	一般
	2	西喜光地	一般
	3	喜光地	一般
	4	江の口1号	公共
	5	山端	公共
	6	江口	一般
	7	中須賀1号	公共
	8	中須賀2号	公共
	9	中須賀3号	公共
	10	中須賀4号	公共
	11	新田1号	一般
	12	図書館	一般

青字：農林水産課管理

別表第3 運転操作箇所(2名以上配置)

	番号	施設名	施設種別
雨水排水ポンプ場 (14施設)	1	王子川排水	一般
	2	土場雨水	公共
	3	沢津雨水	公共
	4	江の口雨水	公共
	5	松神子雨水	公共
	6	中央雨水	公共
	7	惣開排水	一般
	8	西原排水	公共
	9	宇高第一雨水	公共
	10	垣生雨水	公共
	11	多喜浜排水	一般
	12	多喜浜新田排水	一般
	13	白浜排水	一般
	15	港町雨水	公共

別表第4 運転操作箇所(1名配置)

	番号	施設名	施設種別
雨水排水ポンプ場 (1施設)	14	東浜雨水	公共
雨水排水マンホールポンプ場 (3施設)	M8	垣生北MP	一般
	M11	黒島MP	一般
	M13	大島MP	一般

別表第5 運転操作箇所(巡回)

	番号	施設名	施設種別
雨水排水マンホールポンプ場 (18施設)	M1	磯浦MP	一般
	M2	新磯浦MP	一般
	M3	中須賀MP	一般
	M4	宮西MP	一般
	M5	久保田MP	一般
	M6	新須賀MP	一般
	M7	旧江の口MP	一般
	M9	南白浜MP	一般
	M10	新白浜MP	一般
	M12	切抜MP	一般
	M14	落神MP	一般
	M15	南小松原MP	一般
	M16	国領MP	一般
	M17	磯浦西MP	一般
	M18	東田MP	一般
	M19	松神子第2MP	一般
	M20	大島第2MP	一般
	M21	一宮MP	一般

別表第6 操作箇所

	番号	施設名	施設種別
樋門 日常操作 (9施設)	3	王子川	一般
	12	又野川	一般
	14	長岩	一般
	2	西原	一般
	9	前浜	一般
	10	山端	一般
	16	松の端	農林水産課
	17	新六番	農林水産課
	18	新七番	農林水産課
樋門 巡回監視 (8施設)	1	惣開	一般
	4	王子	一般
	5	東川	一般
	6	久保田	一般
	7	黒島	一般
	8	沢津青戸尻	一般
	11	南白浜	一般
	13	神郷一丁目	一般

スクリーン (12施設)	1	下泉	一般
	2	西喜光地	一般
	3	喜光地	一般
	4	江の口1号	公共
	5	山端	公共
	6	江口	一般
	7	中須賀1号	公共
	8	中須賀2号	公共
	9	中須賀3号	公共
	10	中須賀4号	公共
	11	新田1号	一般
	12	図書館	一般

青字:農林水産課管理

別表第7 環境整備箇所

	番号	施設名	施設種別
雨水排水 ポンプ場 (16施設)	1	王子川排水	一般
	2	土場雨水	公共
	3	沢津雨水	公共
	4	江の口雨水	公共
	5	松神子雨水	公共
	6	中央雨水	公共
	7	惣開排水	一般
	8	西原排水	公共
	9	宇高第一雨水	公共
	10	垣生雨水	公共
	11	多喜浜排水	一般
	12	多喜浜新田排水	一般
	13	白浜排水	一般
	14	東浜雨水	公共
	15	港町雨水	公共
	16	菊本雨水	公共
雨水排水 マンホール ポンプ場 (2施設)	M8	垣生北MP	一般
	M11	黒島MP	一般

別表第8 ゴミ収集箇所

	番号	施設名	施設種別
雨水排水 ポンプ場 (15施設)	1	王子川排水	一般
	2	土場雨水	公共
	3	沢津雨水	公共
	4	江の口雨水	公共
	5	松神子雨水	公共
	6	中央雨水	公共
	7	惣開排水	一般
	8	西原排水	公共
	9	宇高第一雨水	公共
	10	垣生雨水	公共
	11	多喜浜排水	一般
	12	多喜浜新田排水	一般
	13	白浜排水	一般
	14	東浜雨水	公共
	15	港町雨水	公共
雨水排水 マンホール ポンプ場 (13施設)	M4	宮西MP	一般
	M5	久保田MP	一般
	M7	旧江の口MP	一般
	M8	垣生北MP	一般
	M9	南白浜MP	一般
	M10	新白浜MP	一般
	M11	黒島MP	一般
	M12	切抜MP	一般
	M14	落神MP	一般
	M15	南小松原MP	一般
	M16	国領MP	一般
	M17	磯浦西MP	一般
	M18	東田MP	一般
樋門 (3施設)	10	山端	一般
	12	又野川	一般
	13	神郷一丁目	一般
スクリーン (12施設)	1	下泉	一般
	2	西喜光地	一般
	3	喜光地	一般
	4	江の口1号	公共
	5	山端	公共
	6	江口	一般
	7	中須賀1号	公共
	8	中須賀2号	公共
	9	中須賀3号	公共
	10	中須賀4号	公共
	11	新田1号	一般
	12	図書館	一般

別紙－９ ① 自家用電気工作物の保安管理に関する仕様書

(契約対象電気工作物)

第1条 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

契約 の 対 象	事業場の名称	付表のとおり
	事業場の所在地	付表のとおり
	設備容量及び受電電圧	付表のとおり
	発電装置の定格容量及び 定格電圧	付表のとおり
受電種別 (使用期間)		付表のとおり

(保安管理業務の内容)

第2条 乙は、この契約及び別に定める保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」といいます。）に定めるところにより保安管理業務を実施します。

(点検頻度等)

第3条 乙が実施する保安管理業務のうち定期的に行う点検、測定及び試験の頻度等は、次の各号によるものとします。

- (1) 月次点検 付表のとおり（絶縁監視装置設置の有無：付表のとおり）
- (2) 年次点検 毎年1回（無停電年次点検の実施の有無：付表のとおり）

(甲又は乙の協力及び義務)

第4条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとします。

2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

(通知義務)

第5条 甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生のおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」といいます。）の電話連絡方式を設置しているものにあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物に接近して作業を行う場合
- (6) 責任分界点又は需要設備構内（使用区域）を変更する場合
- (7) 電気の保安に関する組織を変更する場合
- (8) 代表者、委託者又は事業場の名称及び所在地（地名表示）に変更があつた場合
- (9) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があつた場合
- (10) 本契約を履行するうえで、その他必要な場合

(絶縁監視装置)

第6条 絶縁監視装置を設置又は撤去する場合は、次の各号によるものとします。

- (1) 絶縁監視装置は、甲乙協議の上、乙が設置し所有するものとし、設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担すること
- (2) 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、改造等を行わないこと
- (3) 絶縁監視装置の情報を、甲の加入電話回線を利用して自動的に乙に通報又は甲が乙に電話連絡する電話料は、甲が負担すること
- (4) 甲の、電気工作物の変更等により、絶縁監視装置の設置条件に適合しなくなった場合及び絶縁監視装置の運用

に支障があると認められた場合は、甲乙協議の上、絶縁監視装置を乙が撤去すること

- (5) 甲が、撤去を申出た時又はこの契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を乙が撤去すること、その場合甲は、停電等に関して協力すること

(保安業務担当者の資格等)

- 第7条 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に定める要件に適合する者（以下「保安業務従事者」といいます。）をあてるものとします。
- 2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
 - 3 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」といいます。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
 - 4 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ提示することとします。
 - 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者等を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。又、変更の場合も同様とします。

(記録の保存)

- 第8条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲の確認後、甲乙双方において3年間保存するものとします。ただし、3年を超える周期で行う点検の記録等にあつては、次の点検が終了するまで保存するものとします。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

- (1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次によるものとします。

- a. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表第1「点検、測定及び試験の基準」によります。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告するものとします。
- b. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、原因の究明に協力し、応急措置を指導するとともに、必要により臨時点検を実施し、再発防止につきとるべき措置を報告するものとします。
- c. 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うものとします。

② 定例以外の保安管理業務は次によるものとし、甲の要求に基づき必要の都度行います。

- a. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長への報告、届出書類及び図面等について、その作成及び手続きの助言を行うものとします。
- b. 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとします。
- c. 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事期間中の点検を毎週1回行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとします。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

- (2) 次の①～④のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととします。

① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

（例えば、次のaからfまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- a. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- e. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- f. 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

- ② 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の a から f までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - a. 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を行うことが危険を伴う場合（広告塔、照明塔、回転機器等）
 - b. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - c. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - d. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - e. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - f. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - ④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (3) 乙は、上記 (1) 及び (2) の点検の他、甲の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等の観点から点検を行うものとします。

2. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 乙は、電気工作物に設置した絶縁監視装置から次の警報を直接又は甲を通じて受けた場合、警報の発生の原因を調査し、再発防止につきとるべき措置を行うものとします。
- a. 警報動作電流50ミリアンペア以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」といいます。）を連続して5分以上受信した場合
 - b. 5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合
- (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

点検、測定及び試験の基準

設 備	点 検 項 目	点 検 の 種 別			工 事 期 間 中 の 点 検 臨 時 点 検
		定 期 点 検			
		月次点検	年次点検	停 電 / 無 停 電	
引 込 設	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
		継電器の動作試験		○	※2○
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○
		開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	断路器	外観点検	○	○	○
絶縁抵抗測定			○	※1○	
受	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
電	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
		内部点検		1回/6年	
		絶縁油酸価測定		上記結果により	
		〃 耐圧試験		必要の都度	
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○
	変圧器	遮断器、開閉器と 継電器 の連動試験		※3○	※3○
		外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
		漏えい電流測定	○		
		内部点検		1回/6年	
		絶縁油酸価測定		上記結果により	
		〃 耐圧試験		必要の都度	
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
絶縁抵抗測定			○	※1○	
計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	※1○	
避雷器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	※1○	
母線等	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	※1○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	※1○	
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧、電流測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	※1○
		計器校正試験		必要の都度	
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○	
	許容誤差試験(伝送試験を含)		○	○	
接地 工 事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		※4○	※4○
構 造 物	受電室建屋、キュービクル式 受・変電設備の金属製外箱等 (発電設備含む)	外観点検	○	○	○

必要の都度

設 備		点 検 項 目	点 検 の 種 別			工 事 期 間 中 の 点 検 臨 時 点 検
			定 期 点 検			
			月 次 点 検	年 次 点 検		
停 電	無 停 電					
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		※5	○	
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
荷設備	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
備	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
非常用予備発電装置	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○	○	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	絶縁抵抗測定		※5	○	
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
		内部点検		1回/6年		
絶縁油酸価測定		上記結果により				
〃 耐圧試験		必要の都度				
継電器の動作特性試験		※3,6	○			
蓄電池設備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		※5	○		
発電設備	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験		○		
	始動装置（蓄電池、充電装置等）	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧測定		○		
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	太陽電池、発電機、燃料電池	外観点検	○	○		
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○			
		絶縁抵抗測定		※7	○	
遮断器、開閉器、変圧器等	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
	漏えい電流測定	○				
	内部点検		1回/6年			
	絶縁油酸価測定		上記結果により			
	〃 耐圧試験		必要の都度			
直交変換装置、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		※7	○		
	電圧、電流測定	○				
	継電器の動作特性試験		※3,6,8	○		
	計器校正試験		必要の都度			

- 注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。
2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
外観点検とは、設備が運転中の状態において目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の点検項目を行います。
 - a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - b. 電線と他物との離隔距離の適否
 - c. 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - d. 接地線等の保安装置の取付け状態
 3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行うものとします。ただし、信頼性が高く、かつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検（無停電年次点検）を行います。
 4. 工事期間中の点検は、外観点検を行います。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行います。
 5. 絶縁油の酸価測定及び耐圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はP C B油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略することがあります。
 6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えることがあります。
 7. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行います。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとします。
 8. ※を付した項目は、次のとおりとします
 - ※1 部分放電測定及び温度測定に替えることがあります。
 - ※2 継電器の単体試験（押し釘テスト）及び制御回路試験とします。
 - ※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し試験に替えることがあります。
 - ※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略することがあります。
 - ※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することがあります。
 - ※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略することがあります。
 - ※7 開閉器の施設状況又は製造者との協議により、その全部又は一部を省略することがあります。
 - ※8 発電設備に設置する系統連系保護装置については、単独運転検出機能の動作確認に替えることがあります。

場名	事業場の所在地	受電種別	使用(併用)期間	再使用前点検月	点検回数	絶電装置の設置	無停電年次点検	設備容量		予備発電容量		発電所容量		保安全管理(定例)業務委託手数料 (円)	非常用予備発電装置委託手数料 (円)	その他手数料 (円)	割増額 (円)	割引額 (円)	月額委託手数料 (円)	12ヶ月分委託手数料 (円)	12ヵ月分一括前払割引 (円)	割引後12ヵ月分委託手数料 (円)	
								常時(上段)	季節(下段)	容量		容量											
								kVA	kV	kVA	kV	kVA	kV										
工場	愛媛県新居浜市新田町1丁目4番31号	常時			1/1			500 —	6.6 —	375	0.415	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市多喜浜2丁目16番7号	常時			1/1			105 —	6.6 —	35	0.2	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市新田町1丁目4番28号	常時			1/1			100 —	6.6 —	75	0.2	—	—										
水ポンプ場	愛媛県新居浜市多喜浜3丁目4番67号	常時			1/1			160 —	6.6 —	25	0.2	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市多喜浜4丁目4番52号	常時			1/1			60 —	6.6 —	25	0.2	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市黒島2丁目1番29号	常時			1/1			100 —	6.6 —	—	—	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市阿島1丁目12番23号	常時			1/1			300 —	6.6 —	—	—	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市垣生3丁目2番7号	常時			1/1			500 —	6.6 —	500	6.6	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市宇高町4丁目13番22号	常時			1/1			24 —	0.2 —	40	0.2	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市長岩町4番27号	常時			1/1			279.36 —	6.6 —	150	0.2	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市清水町12番13号	常時			1/1			300 —	6.6 —	250	0.2	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市港町16番26号	常時			1/1			500 —	6.6 —	—	—	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市西原町2丁目7番66号	常時			1/1			750 —	6.6 —	625	0.415	—	—										
ポンプ場	愛媛県新居浜市垣生3丁目5番6号	常時			1/1			32 —	0.2 —	30	0.2	—	—										
記載																							

「1/1」は毎月1回点検、「1/2」は隔月1回点検、「1/3」は3ヵ月に1回点検をします。

「併用」の場合は、手数料欄上段に季節使用月の手数料、下段に季節不使用月の手数料を記載しています。

「併用」「農事用」の不使用期間は、区分開閉器を開放するものとし、月次点検は行わないものとします。

以上にわたり再使用する場合は、乙は使用開始前に再使用前点検(臨時点検:月次点検及び年次点検を含む)を行い、甲は再使用前点検手数料15,000円を支払う(「農事用」除く)ものとします。

毎月1回(aの場合は毎月2回、bの場合は3ヶ月に1回、cの場合は6ヶ月に1回)、太陽電池発電所は毎年2回、風力発電所は毎月1回、燃料電池発電所は毎月1回とします。

甲については毎年2回とします。

委託下水道施設位置図

S=1/50000 ~ 自家用電気工作物保安管理業務 ~



排水ポンプ場(一般下水)リスト

ポンプ場名	住所(町)	設置ポンプ台数	ポンプ容量
1 多喜浜排水	多喜浜町1-7 (P18-C-2)	2	0.900m ³ /1台 ディーゼル 0.700m ³ /1台 電動機 ΣQ = 150m ³ /min = 3.450m ³ /hr
2 多喜浜新田排水	多喜浜町4-7 (P18-B-3)	2	0.500m ³ /1台 ディーゼル 0.800m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 1.300m ³ /min = 3.150m ³ /hr
3 白浜排水	多喜浜町4-5 (P18-B-2)	1	0.250m ³ /1台 電動機 0.600m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 96.84m ³ /min = 232.416m ³ /hr
4 黒島排水	黒島町2-3 (P19-B-2)	2	0.500m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 80m ³ /min = 1.920m ³ /hr
5 豊原排水	豊原町2-5 (P45-J-5)	2	0.700m ³ /2台 ディーゼル 0.350m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 140.3m ³ /min = 342.72m ³ /hr
6 磯津排水	南町1番地 (P55-E-4)	2	0.150m ³ /1台 水中ポンプ 0.600m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 45.3m ³ /min = 108.72m ³ /hr
7 旧江の口排水	長神子町4-2 (P17-E-5)	2	0.500m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 40m ³ /min = 96.0m ³ /hr
8 新生北排水	長神子町1 (P17-E-1)	2	0.600m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 40m ³ /min = 96.0m ³ /hr
9 新白浜排水	多喜浜町1-2 (P18-B-1)	2	0.500m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 40m ³ /min = 96.0m ³ /hr
10 南白浜排水	多喜浜町1-3 (P18-B-3)	2	0.500m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 31m ³ /min = 74.4m ³ /hr
11 新須賀排水	新須賀町1-1 (P34-D-1)	2	0.200m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 13.8m ³ /min = 33.12m ³ /hr
12 切坂排水	切坂町1-5 (P10-E-5)	2	0.500m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 40m ³ /min = 96.0m ³ /hr
13 大島排水	大島町1 (P4-D-1)	2	0.300m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 13m ³ /min = 31.2m ³ /hr
14 中須賀排水	中須賀町1-5 (P34-D-5)	2	0.200m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 17m ³ /min = 40.8m ³ /hr
15 宮西排水	宮西町1 (P56-G-3)	2	0.500m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 45.2m ³ /min = 108.48m ³ /hr
16 久保田排水	久保田町2-2 (P67-G-2)	1	0.600m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 30m ³ /min = 72.0m ³ /hr
17 松神排水	松神町1 (P19-C-1)	2	0.250m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 21m ³ /min = 50.4m ³ /hr
18 南小松原排水	南小松原町 (P39-C-1)	2	0.500m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 30m ³ /min = 72.0m ³ /hr
19 西原排水	西原町1 (P55-E-1)	2	0.250m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 13.8m ³ /min = 33.12m ³ /hr
20 一宮排水	一宮町1 (P67-G-2)	2	0.350m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 32.6m ³ /min = 78.24m ³ /hr

雨水ポンプ場(公共下水)リスト

ポンプ場名	住所(町)	設置ポンプ台数	ポンプ容量
1 港町雨水	港町18番地 (P34-D-2)	2	0.350m ³ /4台 水中ポンプ ΣQ = 64.0m ³ /min = 153.6m ³ /hr
2 西原雨水	西原町2-5 (P55-E-2)	2	0.1,000m ³ /2台 ディーゼル 0.600m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 280m ³ /min = 672.0m ³ /hr
3 垣生雨水	垣生町1 (P17-B-2)	2	0.1,200m ³ /2台 ディーゼル 0.700m ³ /1台 ディーゼル ΣQ = 266.6m ³ /min = 639.84m ³ /hr
4 宇高第一雨水	宇高町1-2 (P19-B-1)	2	0.1,000m ³ /2台 ディーゼル ΣQ = 265m ³ /min = 636.0m ³ /hr
5 東浜雨水	東浜町1-3 (P13-E-1)	2	0.800m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 180m ³ /min = 432.0m ³ /hr
6 江の口雨水	垣生町1 (P17-C-1)	2	0.600m ³ /1台 電動機 ΣQ = 1,080m ³ /min = 2592.0m ³ /hr
7 松神子雨水	長神子町2 (P18-B-4)	2	0.1,000m ³ /2台 ディーゼル ΣQ = 390m ³ /min = 936.0m ³ /hr
8 磯津雨水	南町12-3 (P55-E-3)	2	0.900m ³ /1台 電動機 0.1,000m ³ /1台 ディーゼル ΣQ = 1,980m ³ /min = 4752.0m ³ /hr
9 土場雨水	新須賀町1-2 (P34-D-2)	2	0.300m ³ /1台 電動機 0.800m ³ /1台 電動機 ΣQ = 31.800m ³ /min = 76.32m ³ /hr
10 王子川排水	新須賀町1-2 (P34-D-2)	2	0.1,200m ³ /2台 ディーゼル 0.600m ³ /1台 水中ポンプ ΣQ = 400m ³ /min = 960.0m ³ /hr
11 中央雨水	南町1-2 (P46-I-2)	2	0.1,200m ³ /2台 ディーゼル 0.600m ³ /1台 電動機 ΣQ = 952m ³ /min = 2284.8m ³ /hr
12 南水雨水	南町1-2 (P7-I-2)	2	0.600m ³ /1台 電動機 0.1,000m ³ /1台 ディーゼル ΣQ = 35,100m ³ /min = 84240.0m ³ /hr
21 磯津西排水	南町12-3 (P55-E-3)	2	0.350m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 30m ³ /min = 72.0m ³ /hr
22 東田排水	東田町1 (P19-C-1)	2	0.200m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 10m ³ /min = 24.0m ³ /hr
23 松神子第2排水	松神子町4 (P19-C-4)	2	0.300m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 35.1m ³ /min = 84.24m ³ /hr
24 大島第2排水	大島町2 (P4-J-1)	2	0.300m ³ /2台 水中ポンプ ΣQ = 19.2m ³ /min = 46.08m ³ /hr

自家用電気工作物
保安管理業務対象箇所

消防設備保守点検仕様書

業務場所 中央雨水ポンプ場、松神子雨水ポンプ場、江の口雨水ポンプ場、沢津雨水ポンプ場、土場雨水ポンプ場

工 事 内 容				
工 種	規 格 寸 法	数 量	単 位	摘 要
誘導灯点検	年2回－機器点検1回(8月)、総合点検1回(2月)	35	箇所	下記点検箇所参照
火災報知設備点検	年2回－機器点検1回(8月)、総合点検1回(2月)	264	箇所	下記点検箇所参照
消火器設備点検	年2回－機器点検1回(8月)、総合点検1回(2月)	88	箇所	下記点検箇所参照
点検報告書作成	消防法第17条の3の3の規定に基づく	1	式	

注1) 仕様書に明記されていない軽微な事項、又は業務の性質上当然必要な事項については、施工者の判断で実施すること。

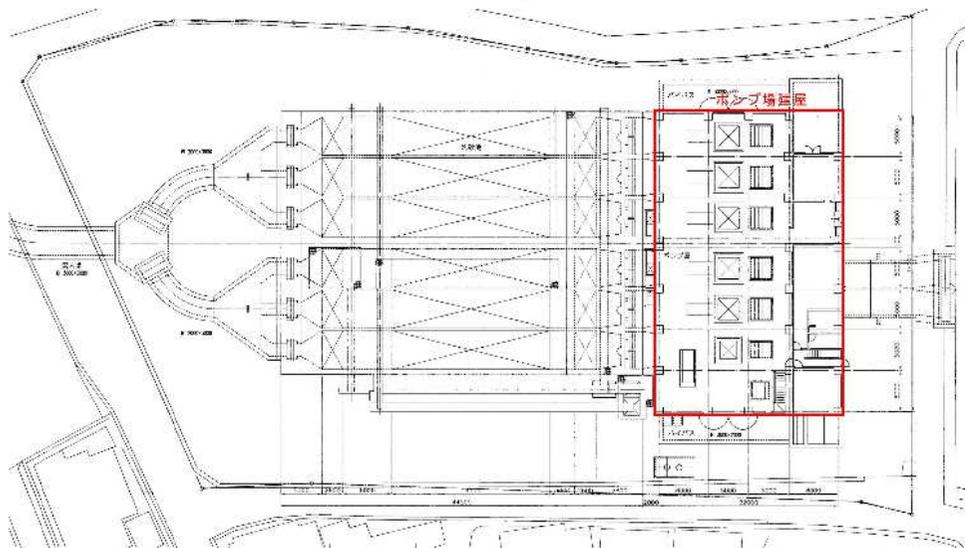
消防設備点検箇所(各消防設備位置図については、別紙各ポンプ場平面図参照)

	誘導灯設置数	火災報知設備設置数	消火器設備設置数
江の口雨水ポンプ場	8	—	14
沢津雨水ポンプ場	5	24	18
中央雨水ポンプ場	9	158	31
土場雨水ポンプ場	7	44	15
松神子雨水ポンプ場	6	38	10
合計	35	264	88

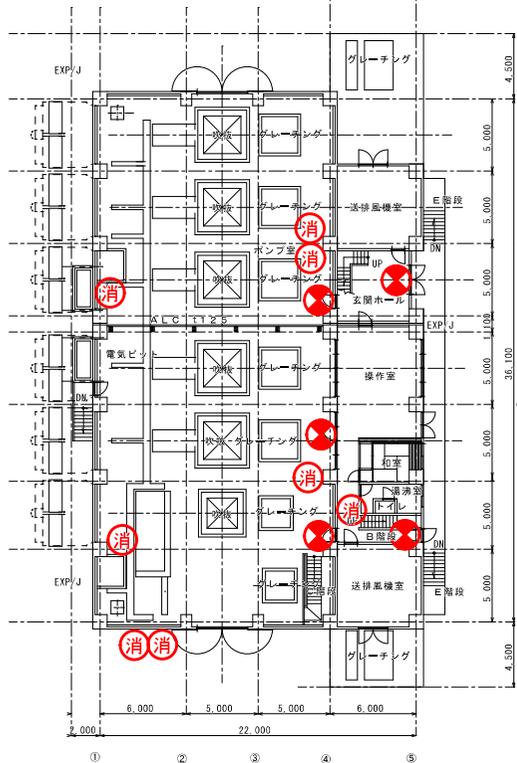
業務委託箇所位置図

凡	例
●	雨水排水ポンプ場 (業務対象)

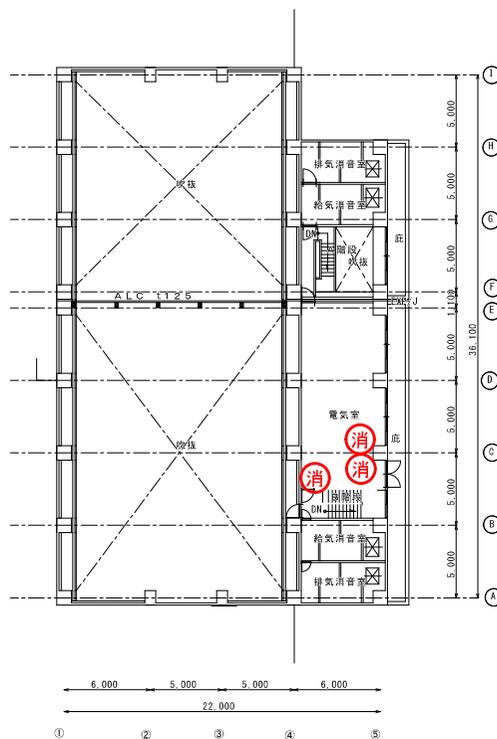




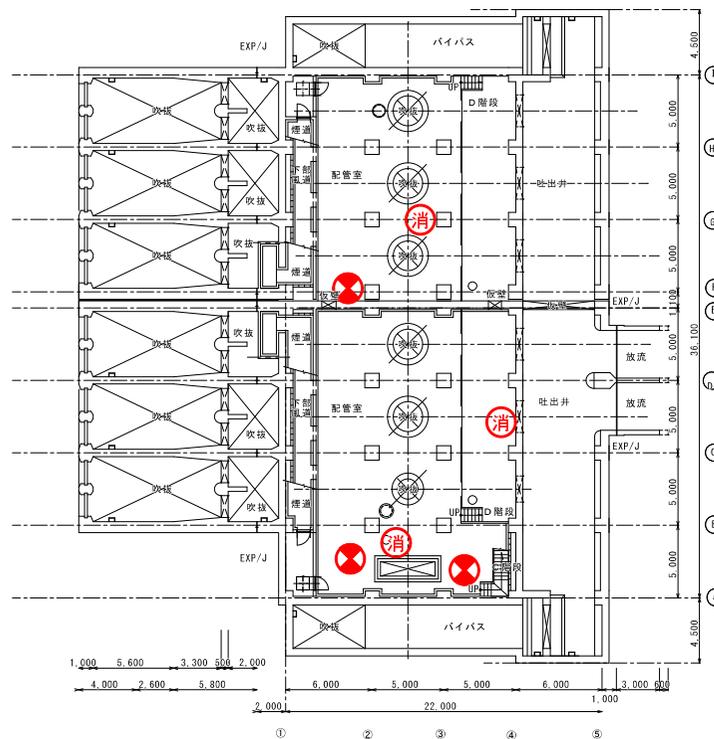
記号	消防設備種類	数量
⊗	誘導灯	8
消	消火器	14



建屋平面図（1F）



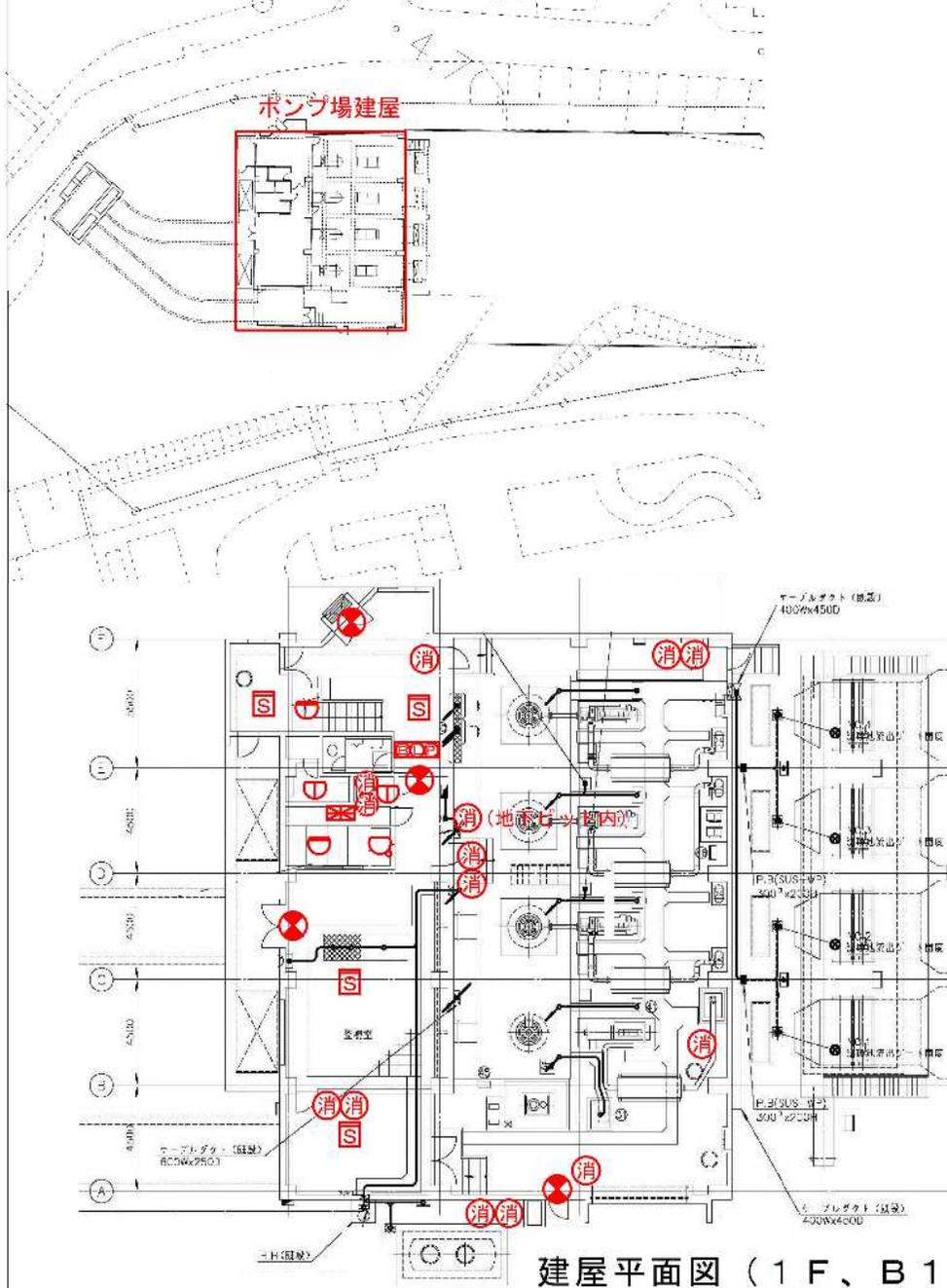
建屋平面図（2F）



建屋平面図（B1F）

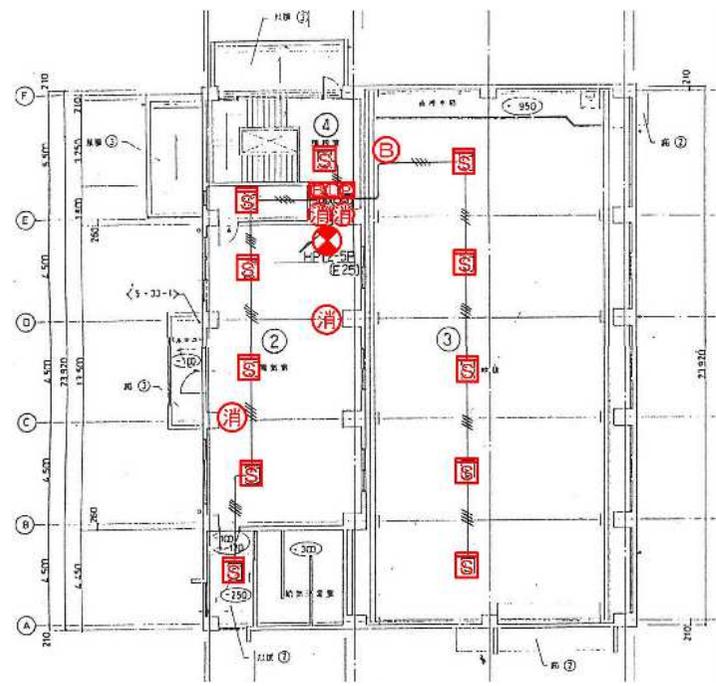
沢津雨水ポンプ場敷地平面図

業務委託仕様書②（沢津雨水ポンプ場） 3 / 8



建屋平面図（1 F、B 1 F）

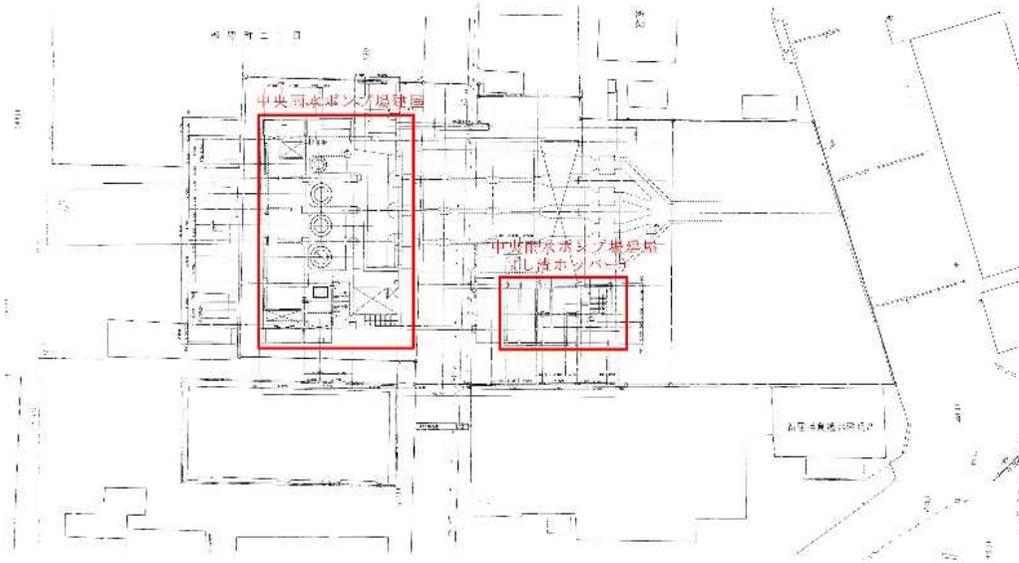
記号	消防設備種類	数量
⊗	誘導灯	5
Ⓧ	感知器 2 種（差動式スポット型）	2
Ⓧ	感知器 1 種（定温式スポット型防水形）	2
Ⓧ	感知器特種（定温式スポット型）	1
Ⓧ	感知器 2 種（煙式スポット型）	15
Ⓧ	非常警報装置（非常ベル含む）	2
Ⓧ	受信機（P 型 2 級）	1
Ⓧ	非常ベル	1
Ⓧ	消火器	18



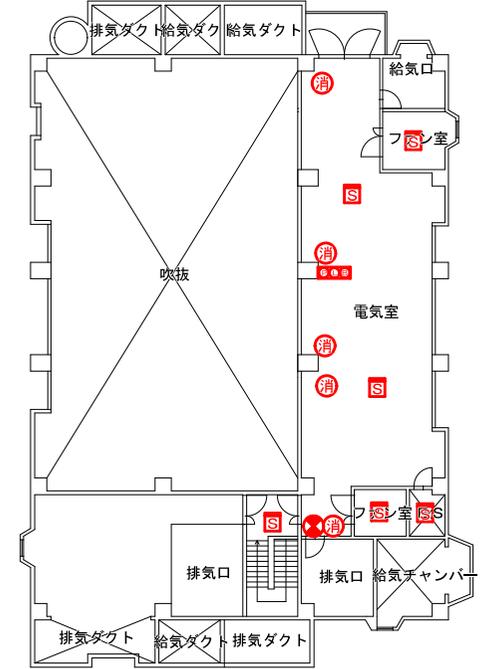
建屋平面図（2 F）

中央雨水ポンプ場敷地平面図

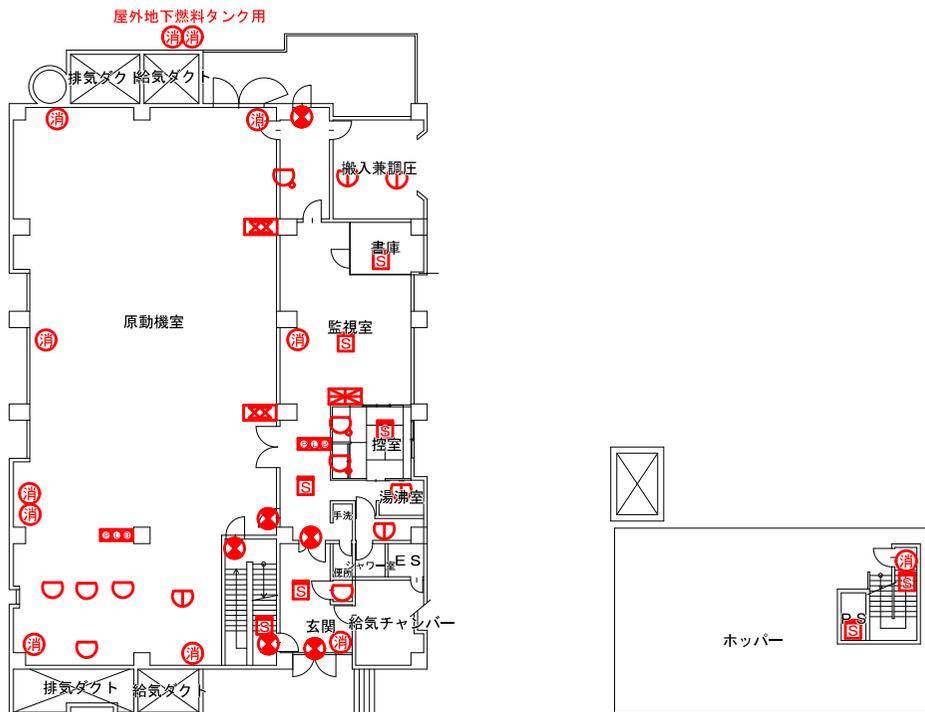
業務委託仕様書③-1 (中央水ポンプ場)



記号	消防設備種類	数量
☒	誘導灯	9
○	感知器 1種 (定温式スポット型)	5
◐	感知器 1種 (定温式スポット型防水形)	124
◑	感知器特種 (定温式スポット型)	3
Ⓢ	感知器 2種 (煙式スポット型)	14
ⓈⓈⓈ	非常警報装置	7
Ⓢ	非常ベル	1
ⓈⓈ	受信機 (P型 1級)	1
ⓈⓈ	差動式分布型検出器 2種 (2個人)	2
Ⓢ	差動式分布型検出器 2種 (1個人)	1
消	消火器	31



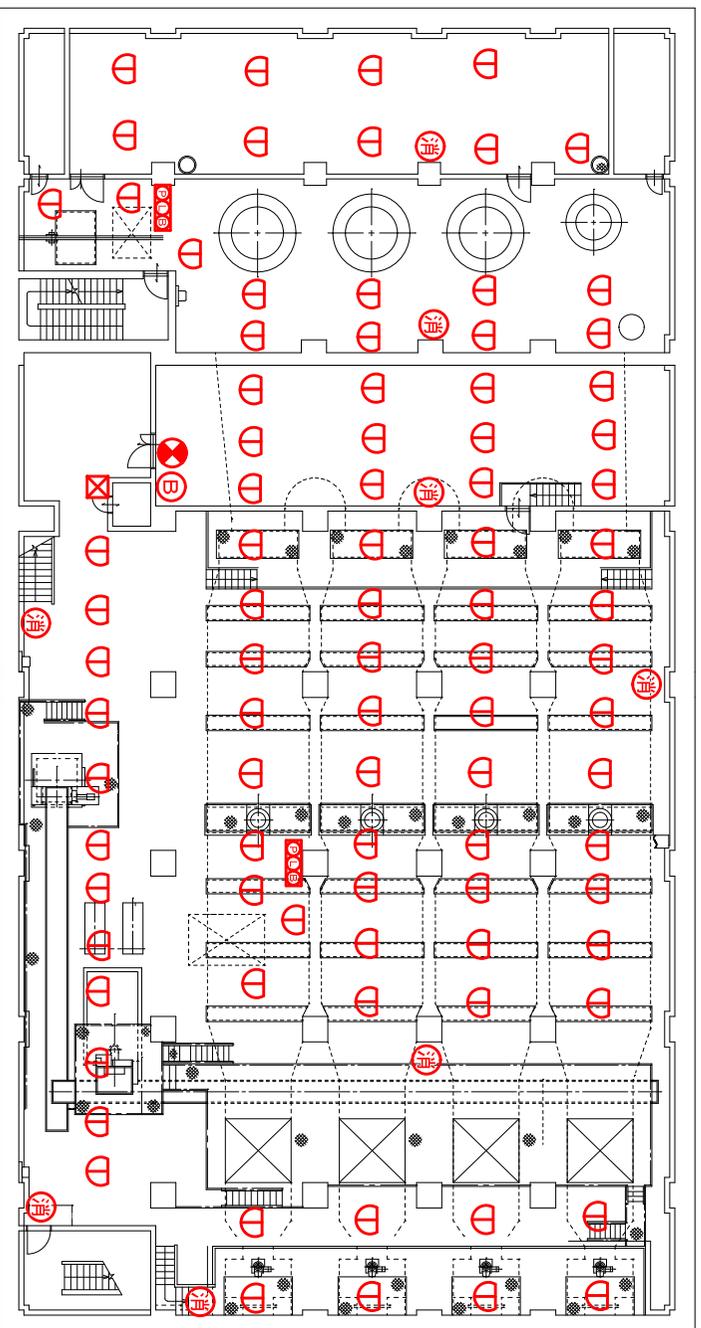
建屋平面図 (2F)



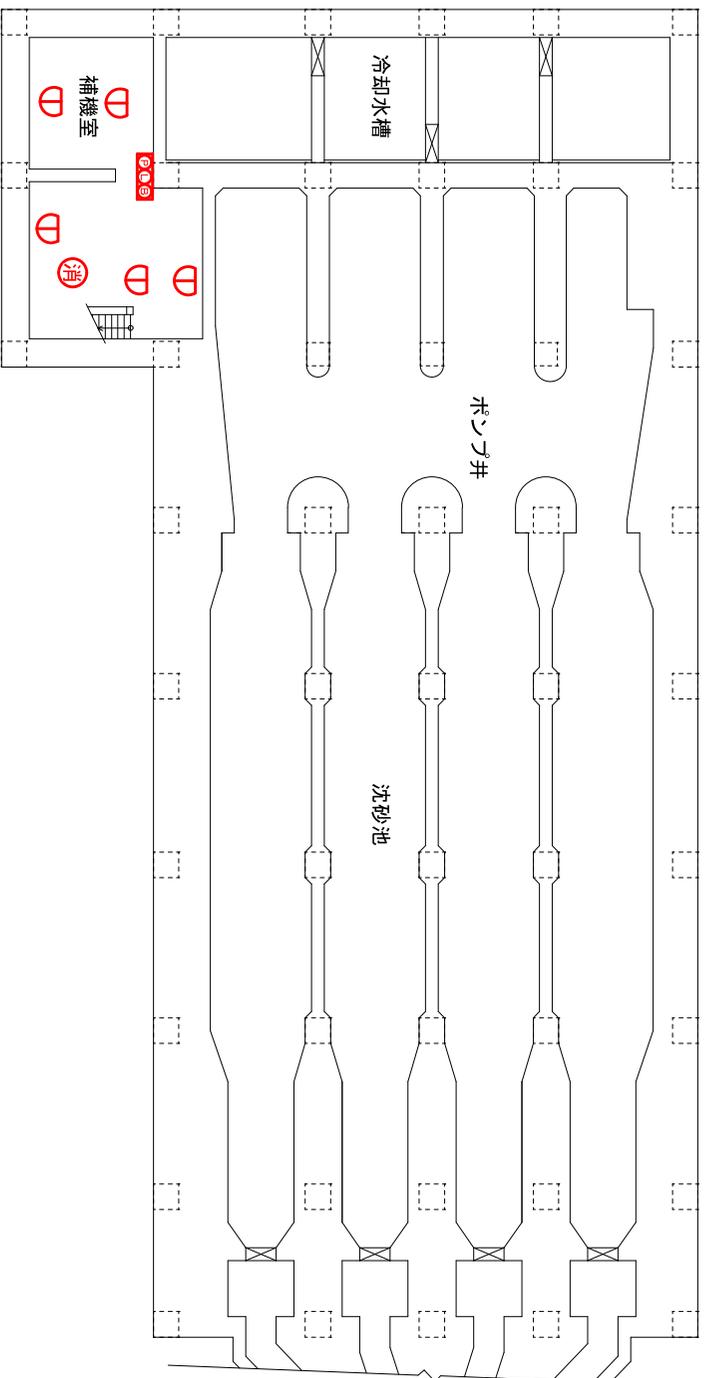
建屋平面図 (1F)



建屋平面図 (B1F)



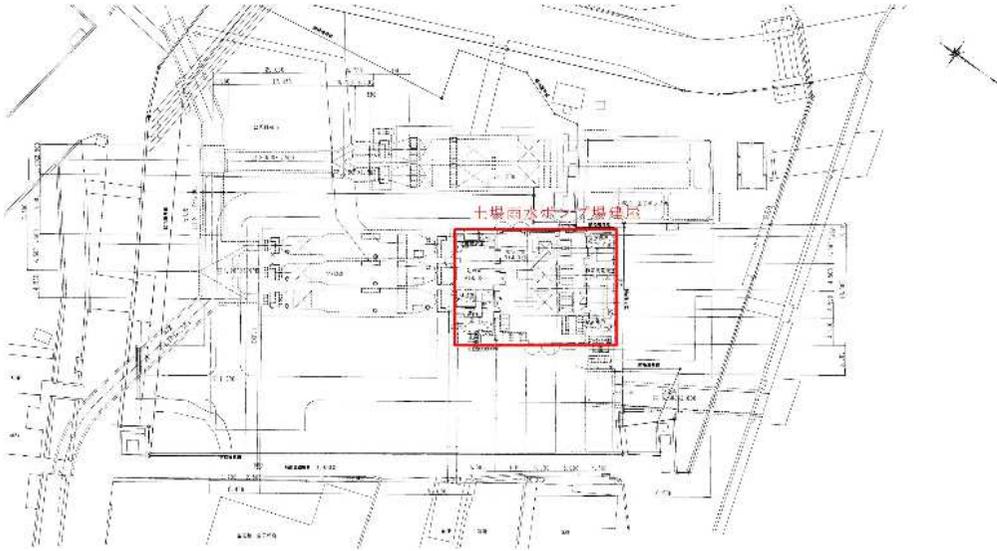
建屋平面図（B2F）



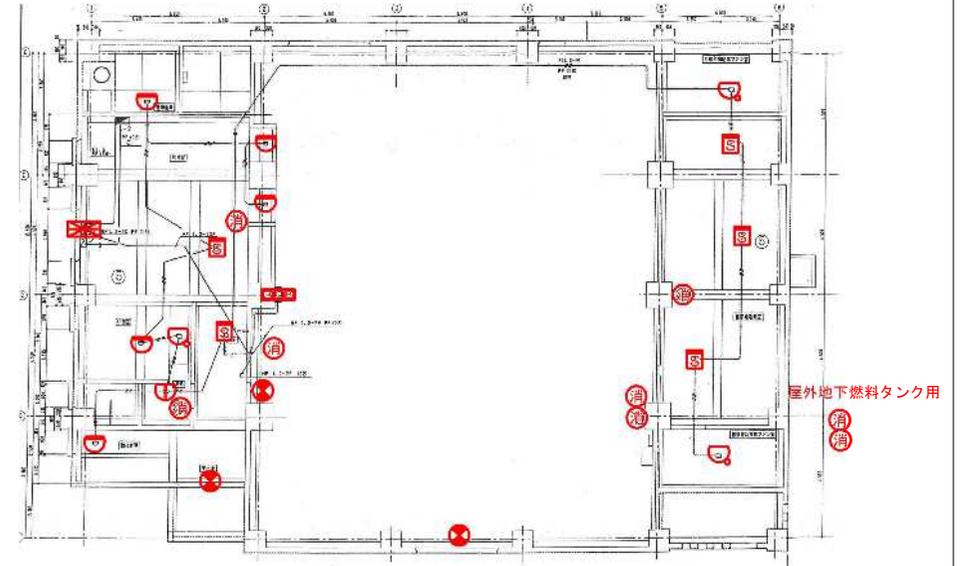
建屋平面図（B3F）

土場雨水ポンプ場敷地平面図

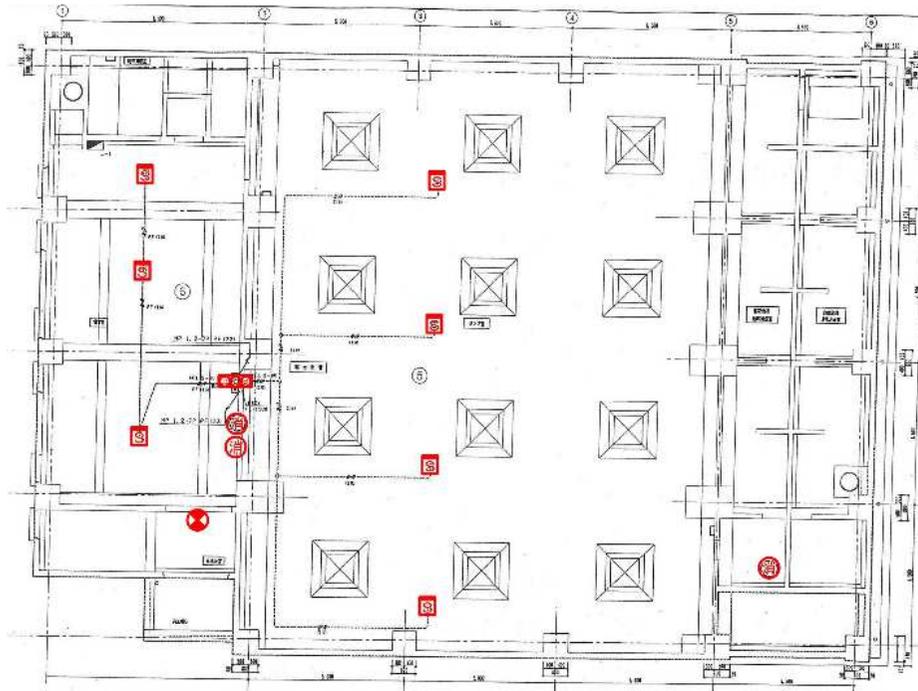
業務委託仕様書④-1 (土場雨水ポンプ場) 6 / 8



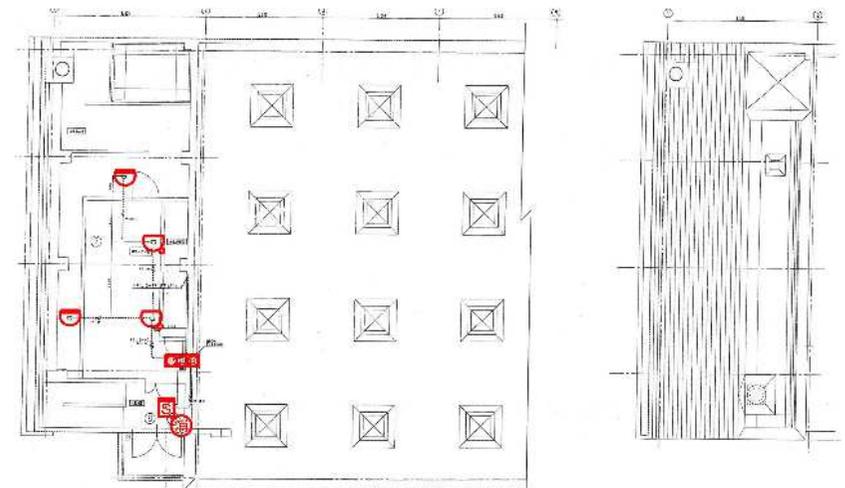
記号	消防設備種類	数量	記号	消防設備種類	数量
☒	誘導灯	7	☒	感知器2種 (煙式スポット型)	24
☒	感知器2種 (差動式スポット型)	7	☒	非常警報装置	6
☒	感知器1種 (定温式スポット型防水形)	1	☒	受信機 (P型1級)	1
☒	感知器特種 (定温式スポット型)	5	☒	消火器	15



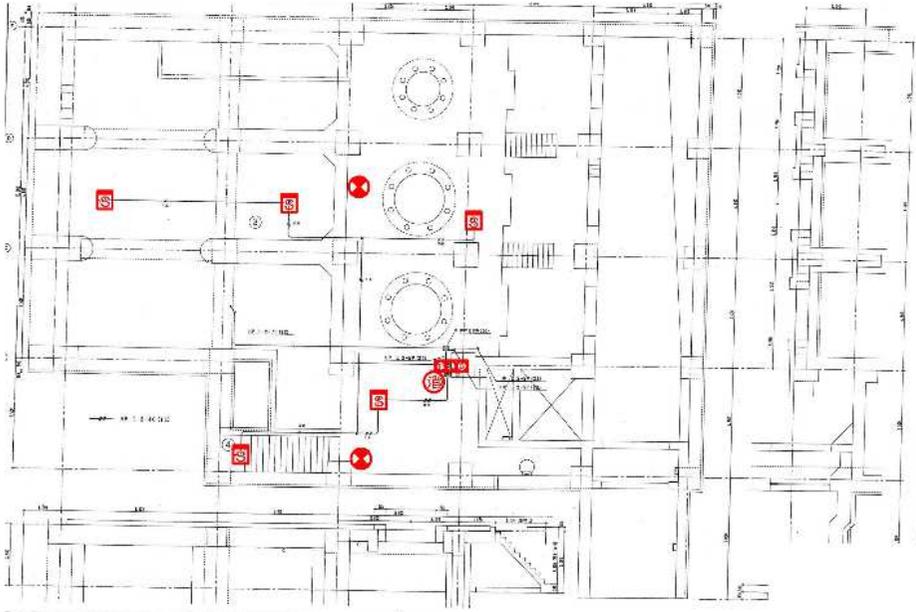
建屋平面図 (1 F)



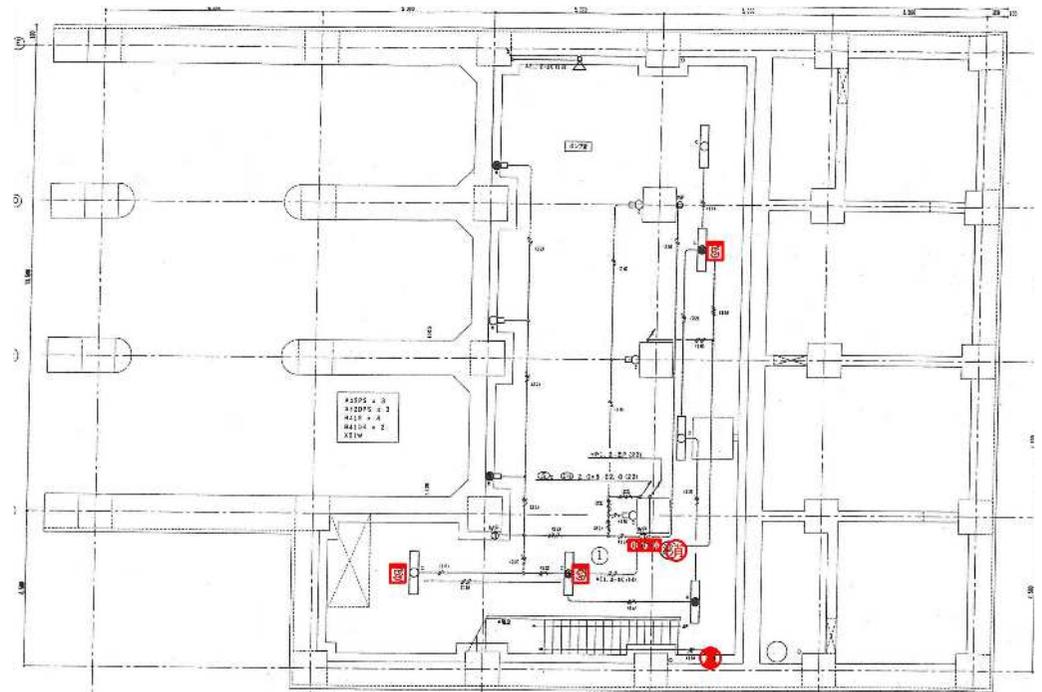
建屋平面図 (2 F)



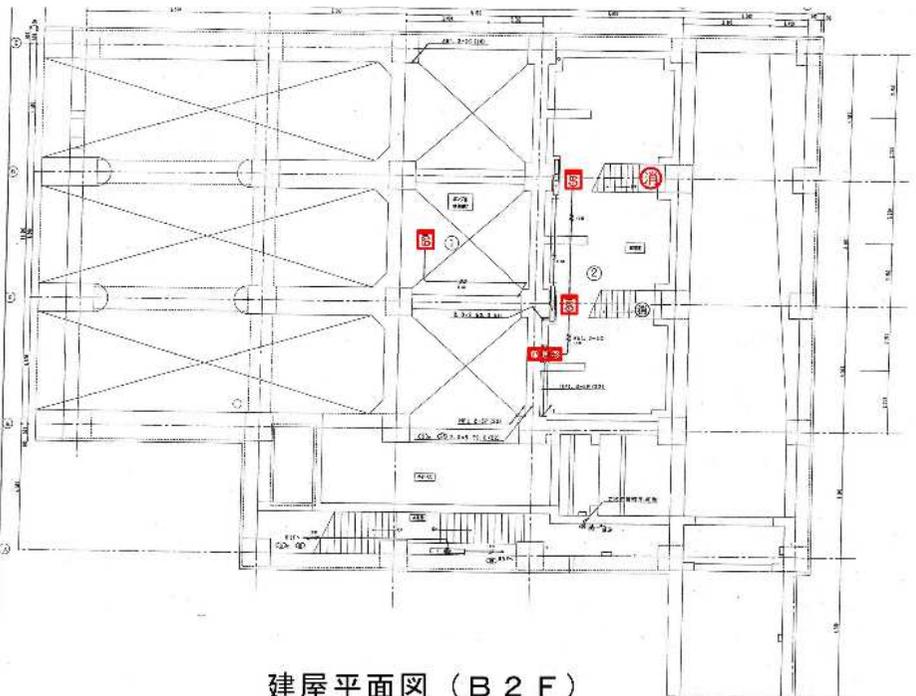
建屋平面図 (3 F)



建屋平面図 (B1F)

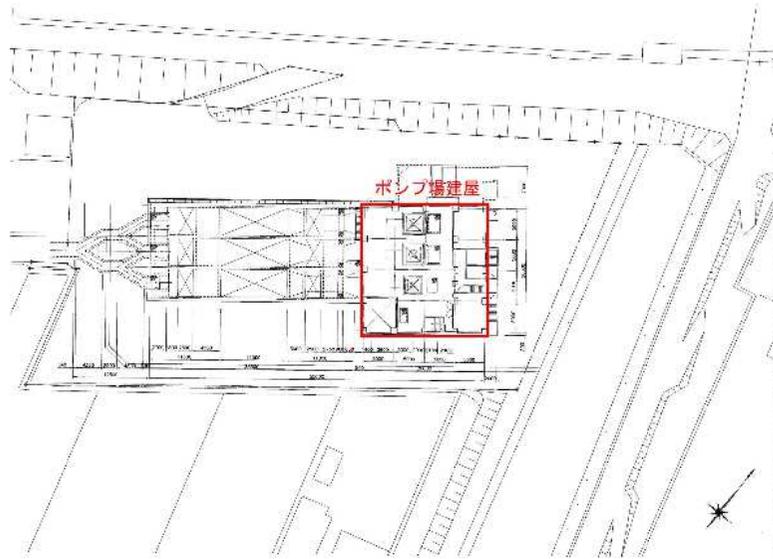


建屋平面図 (B3F)



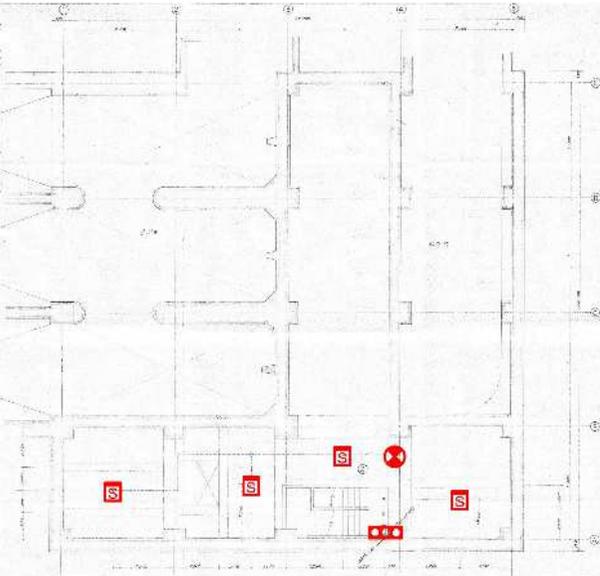
建屋平面図 (B2F)

松神子雨水ポンプ場敷地平面図

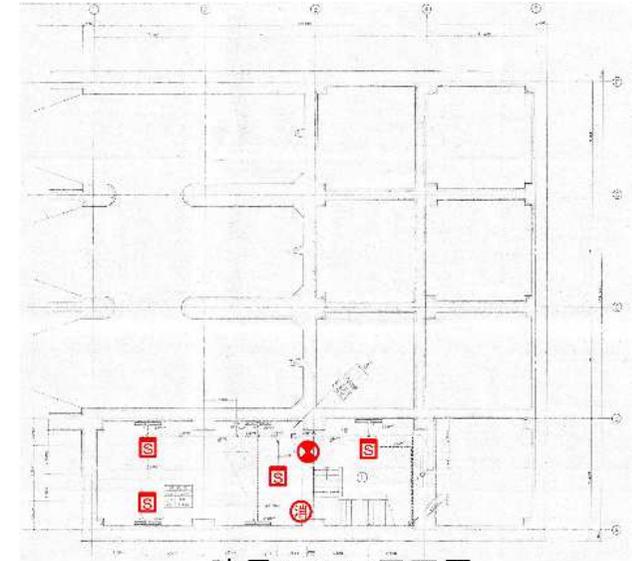


記号	消防設備種類	数量	記号	消防設備種類	数量
☒	誘導灯	6	☒	非常警報装置（非常ベル含む）	4
☒	感知器 2種（差動式スポット型）	10	☒	受信機（P型1級）	1
☒	感知器 1種（定温式スポット型防水形）	3	☒	差動式分布型検出器 2種（2個入）	1
☒	感知器特種（定温式スポット型）	1	☒	消火器	10
☒	感知器 2種（煙式スポット型）	18			

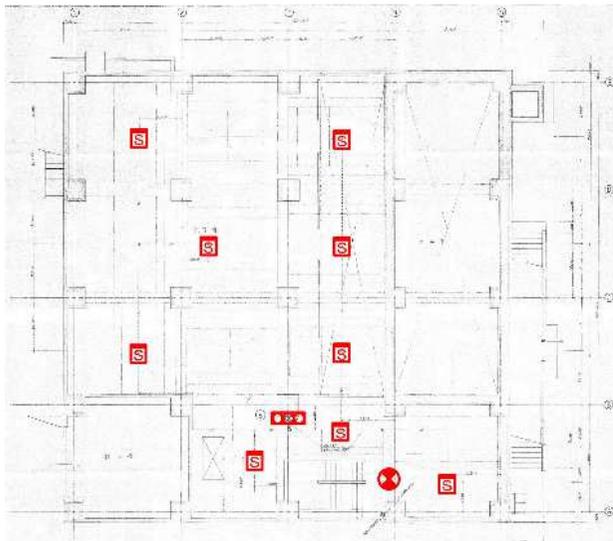
建屋B 1 F 平面図



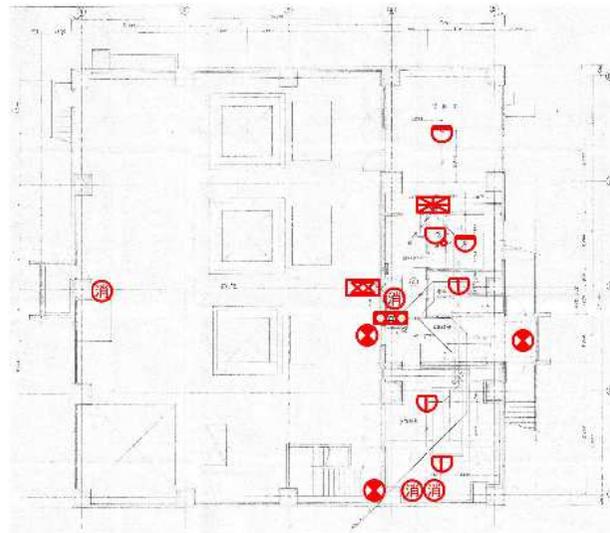
建屋B 2 F 平面図



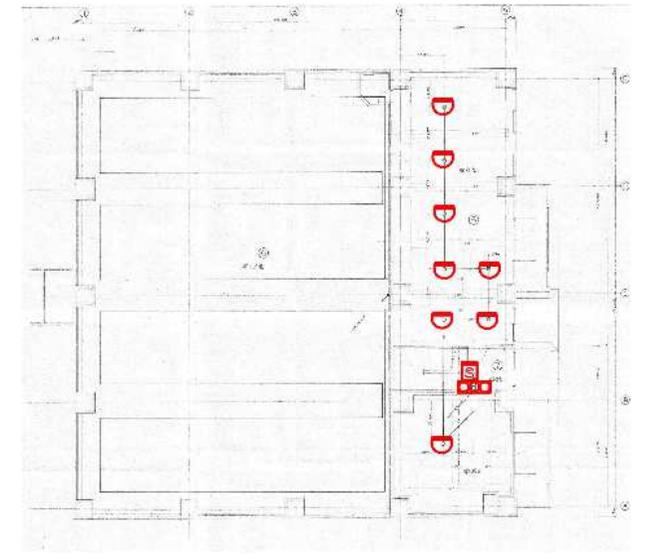
建屋 1 F 平面図



建屋 2 F 平面図



建屋 3 F 平面図



危険物地下貯蔵タンク設備保守点検仕様書

1. 目的

この仕様書は、雨水ポンプ場等における危険物地下貯蔵タンク設備の保守点検を委託する場合の受託者の業務について定めるもので、その業務が円滑に遂行されることを目的とする。

2. 委託業務の履行義務

受託者は、契約書、仕様書、及び関係法令に基づき委託業務を完全に履行しなければならない。

3. 委託業務の場所

宇高第一雨水ポンプ場	(宇高町四丁目13番22号)
沢津雨水ポンプ場	(清水町12番13号)
江の口雨水ポンプ場	(垣生三丁目2番7号)
松神子雨水ポンプ場	(長岩町4番27号)
土場雨水ポンプ場	(新田町一丁目4番31号)
王子川排水ポンプ場	(新田町一丁目4番28号)
中央雨水ポンプ場	(西原町二丁目7番66号)

4. 委託業務の内容

委託業務は、当該ポンプ場の地下貯蔵タンク設備及び配管設備の定期点検業務とする。

(1) 受託者は、前項の定期点検を行い、機能に支障を来す事項があると判断した場合は、直ちに委託者に通知し、その対策については、双方協議するものとする。

5. 定期点検方法等

地下貯蔵タンク設備及び配管設備の定期点検方法は、次のとおりとする。

- (1) 危険物地下貯蔵タンク設備・配管設備（微加圧試験）
- (2) 燃料配管（加圧試験）
- (3) 気相部＋液相部（聴音試験・水位検査）

6. 予定表

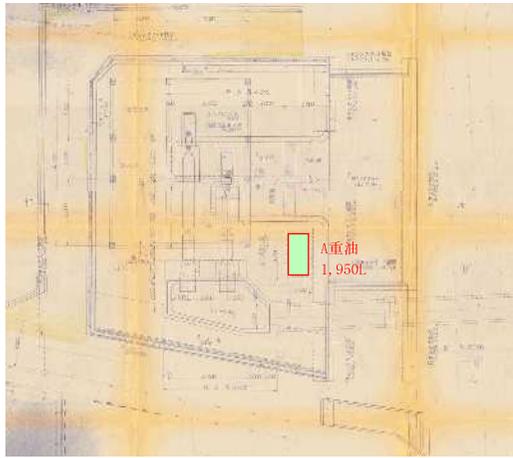
受託者は、点検1週間までに、点検予定表を提出し承認を受けるものとする。また、その予定を変更する場合も同様とする。

7. 業務報告書

定期点検結果の報告は、所定の報告書の様式により報告するものとし、点検完了後速やかに2部提出するものとする。

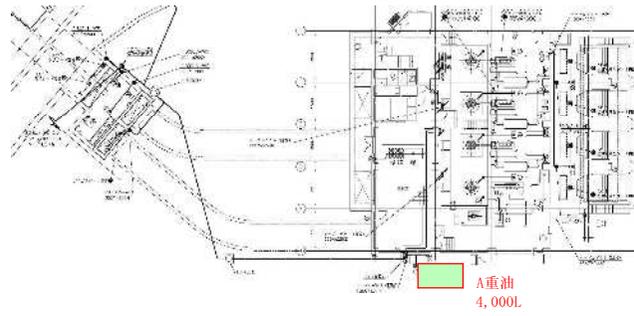
(1) 業務報告書（点検報告書）の様式は、消防への届出書類の様式とし、原則として点検記録写真を添付すること。

①宇高第一雨水ポンプ場(新居浜市 宇高町四丁目13番22号)



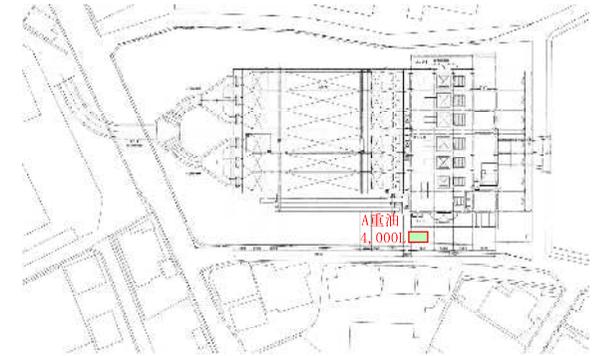
危険物地下タンク：1基 A重油 1,950L
 地下埋設配管：注入管・吸上管・通気管・戻り管

②沢津雨水ポンプ場(新居浜市 清水町12番13号)



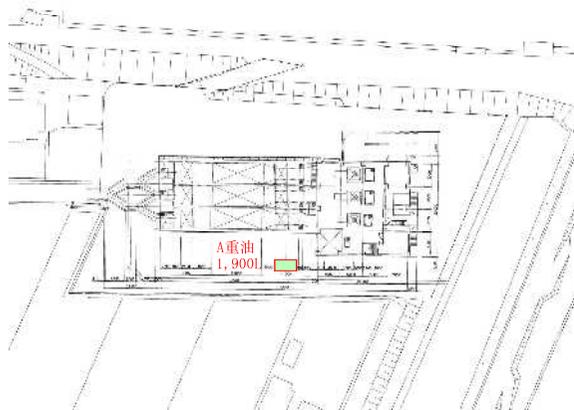
危険物地下タンク：1基 A重油 4,000L
 地下埋設配管：注入管・吸上管・通気管・戻り管

③江の口雨水ポンプ場(新居浜市 垣生三丁目2番7号)



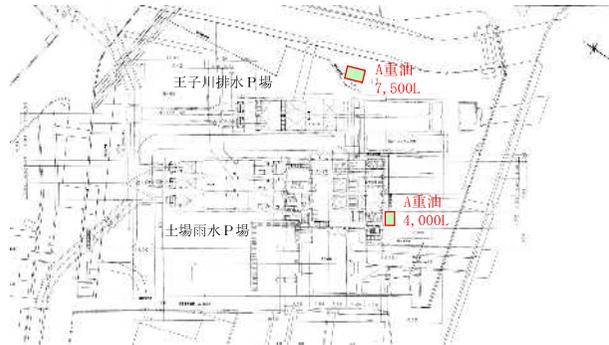
危険物地下タンク：1基 A重油 4,000L
 地下埋設配管：注入管・吸上管・通気管・戻り管

④松神子雨水ポンプ場(新居浜市 長岩町4番27号)



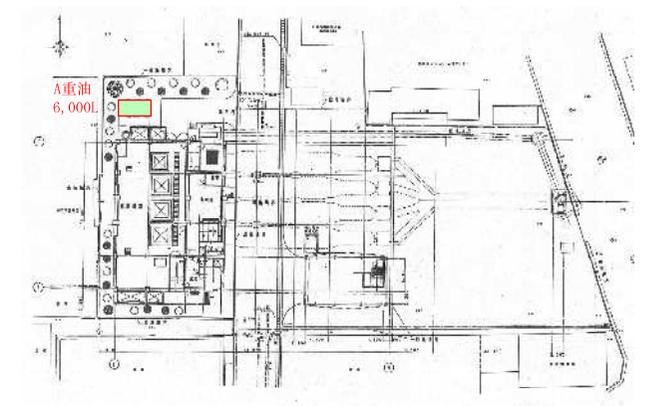
危険物地下タンク：1基 A重油 1,900L
 地下埋設配管：注入管・吸上管・通気管・戻り管

⑤土場雨水ポンプ場 (新居浜市 新田町一丁目4番31号)
 ⑥王子川排水ポンプ場(新居浜市 新田町一丁目4番28号)



土場雨水ポンプ場
 危険物地下タンク：1基 A重油 4,000L
 地下埋設配管：注入管・吸上管・通気管・戻り管
 王子川排水ポンプ場
 危険物地下タンク：1基 A重油 7,500L
 地下埋設配管：注入管・吸上管・通気管・戻り管

⑦中央雨水ポンプ場(新居浜市 西原町二丁目7番66号)



危険物地下タンク：1基 A重油 6,000L
 地下埋設配管：注入管・吸上管・通気管・戻り管

雨水ポンプ場原動機潤滑油交換委託業務仕様書

第1章 総 則

- 1 この仕様書は、雨水ポンプ場における雨水ポンプ用ディーゼルエンジン、発電機及び歯車減速機の潤滑油交換委託する場合の受託者の業務について定めるもので、その業務が円滑に遂行されることを目的とする。

第2章 一般事項

- 1 受託者は、契約書、仕様書、及び関係法令に基づき委託業務を完全に履行しなければならない。
- 2 市が指定する機器の潤滑油を交換後、試運転を行い、所定の成績を収めた上で引渡しを行うものとする。
- 3 本仕様書に明記無き事項といえども、施工過程及び設備の目的上当然必要なるもの(パッキン類等)は一切具備するものとするが、疑義が生じた場合は市担当者に連絡してその指示に従うものとする。
- 4 潤滑油交換時期、施工方法等を予め市担当者と打ち合わせた上、その承諾を得るとともに、入念に施工計画を立てるものとする。

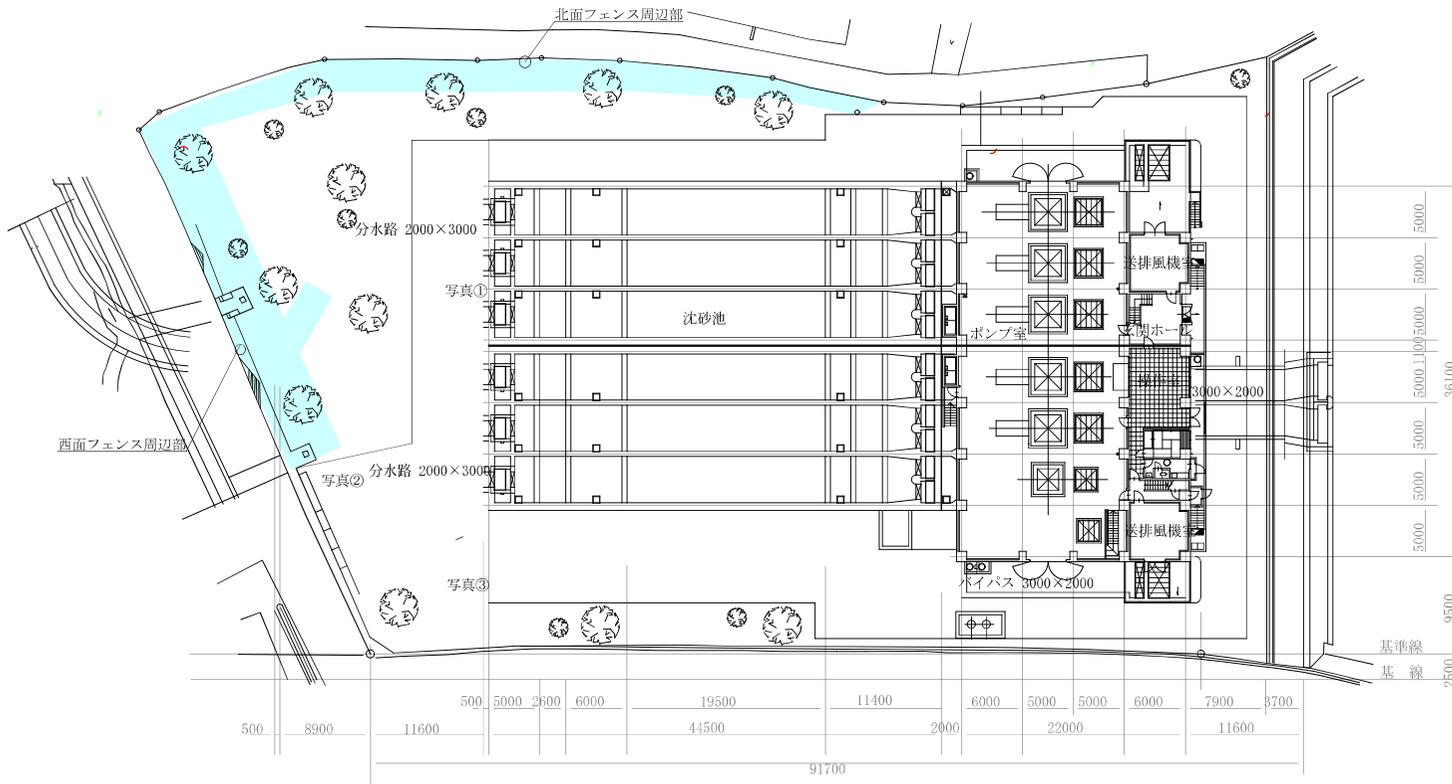
第3章 委託業務の内容

- 1 受託者は、潤滑油交換によって該当雨水ポンプ場の運転管理業務において支障とならぬよう、市担当者等と連絡を密にし、業務を遂行するものとする。
- 2 受託者は、潤滑油交換によって該当雨水ポンプ場の運転管理業務において支障とならぬよう、市担当者等と連絡を密にし、業務を遂行するものとする。
- 3 受託者は、事前に各雨水ポンプ場にて事前調査を行い、潤滑油交換に支障を来す事項があると判断した場合は、直ちに市担当者に通知し、その対策については、双方協議するものとする。
- 4 潤滑油交換後の試運転については、受託者側で行うものとする。
- 5 本業務で発生した廃油及びその他パッキン類等については、受託者側で適正に処分するものとする。(廃油をいれる容器は受託者で用意すること。)
- 6 受託者は、当該作業状況について、業務名、作業日、作業場所が分かるよう写真等にて記録し、業務完了後に完了報告書を提出するものとする。
- 7 交換後、制御盤等にテプラ等で交換日、オイルの名称、オイル容量を記載し、貼り付けた後、写真を撮り、各ポンプ場のデーターを電子で送付すること。

別紙-11 雨水ポンプ場樹木剪定

業務名： 江の口雨水ポンプ場樹木剪定業務委託
 作業場所： 江の口雨水ポンプ場 (垣生三丁目2番7号)
 施行期限： 令和 4年 11月 18日

- 留意事項
- ・樹形を保ちつつ剪定すること。
 - ・各樹木の枝が敷地境界を越えないようにすること。



江の口雨水ポンプ場 全体平面図 (S = 1/500)



写真① 江の口雨水ポンプ場 北側現況写真



写真② 西側フェンス 現況写真



写真③ 西側フェンス 現況写真

公共柵設置業務仕様

1 実施方法

- (1) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。
- (2) 原則として、放流予定日までに業務を完了すること。
- (3) 受託者は業務施行日について、事前に委託者へ報告すること。

2 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、工事監理コンサルタントによる完了検査を経て、施設管理課長の確認をもって完了とする。確認に必要な資料については、委託者の指示に従い提出すること。

3 その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下等の異状を発見した場合は、すみやかに委託者に報告すること。
- (2) その他定めのない事項については、すみやかに委託者に報告し、指示を受けて処理すること。
- (3) 作業完了後3週間以内に業務完了報告書の提出を行うこと。

実施手順書

1. 着手前及び現地手順

- 1) 受託者は、工事指示書等の関係書類を受領後、速やかに「地下埋設物」を確認し、汚水柵設置設計・施工管理コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）と情報を共有する。その後、施工図面を作成し、それをもとに、単価算出表で請負金額を決定し、図面と工事指示内容確認報告書、単価算出表及び道路占用写真についてコンサルタントを經由して委託者に提出する。
- 2) 受託者は、工事着手にあたって必要な道路使用許可等の申請、周辺住民への周知等を行う。また、申請箇所により河川、道路占用等の許可を要する場合には、許可申請から管理者の許可が下りるまでに相当の日数を要することを留意し、着手については委託者の指示を待つこと。なお、業務の内容等に疑義がある場合には、必要に応じ委託者を含めて協議する。
- 3) 受託者は、工事着手後、工事の内容に変更が生じた場合は、工事内容変更報告書、変更理由報告書、変更図面及び変更内容を示す写真を単価算出表と共にコンサルタントを經由して提出し、委託者の工事変更指示を得ること。

2. 品質管理、出来形管理等

- 1) 受託者は、工事完成後出来形を測定し、設計図面に実測値を朱書きし提出する。
- 2) 受託者は、次の写真を提出すること

- ①指示現場ごとに同一方向から撮影した着手前と完成後が確認できるもの。
- ②工事の施工内容や途中経過が確認できるもの。
- ③黒板には作業件名、撮影場所、撮影対象、撮影日、及び受託者名を、明記して撮影する。

3. 確認及び検査

- 1) 受託者は、公共柵を設置後、公共柵設置完了届をコンサルタントに提出し、コンサルタントによる現地の確認、検査を受ける。

4. 完成報告

- 1) 受託者は舗装復旧を含むすべての作業が完了した時は、作業完了日から21日以内に次の書類についてコンサルタントを経由し提出すること。
 - ① 業務完了報告書及び完了検査調書の写し
 - ② 出来形図面等 2部
 - ③ 作業記録写真
 - ④ 請求書及び明細（単価算出表の写し）
- 2) 前記各項のほか、委託者が必要と認め提出をするように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

負担項目		負担区分	
負担の種類	内容	発注者	受注者
地震	被害発生時の対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者指示による初期対応の実施		○
大雨	緊急出動による受注者の待機		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応等の実施		○
	降雨前の対応判断	○	
	降雨前の対応提案、実施		○
強風	緊急出動による受注者の待機		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応等の実施		○
水質異常（水道、工業用水道）	発注者への報告及び対応補助		○
	停水判断、原因調査、措置	○	
	発注者指示による対応の実施		○
流入下水水質の異常	発注者への報告及び初期対応		○
	処理停止、遮断の判断、原因調査、措置	○	
	発注者の指示による対応の実施		○
停電	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	発注者指示による対応の実施		○
火災	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	発注者指示による対応の実施		○
	受注者の責めに帰するときの復旧		○
	上記以外の復旧	○	
大雪	緊急出動による受注者の待機		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応等の実施		○
設備破損事故	初期対応、発注者への連絡		○
	機能回復措置の実施		○

参考資料 1 施設詳細

1 処理場施設

表 1 対象となる処理場施設（新居浜市下水処理場）

項目	内容
施設名称	新居浜市下水処理場
所在地	新居浜市菊本町二丁目 15 番 1 号
敷地面積	149,767 平方メートル
処理能力	51,400 m ³ /日
排除方式	分流式
水処理方式	標準活性汚泥法 2 池 ステップ流入式二段硝化脱窒法 3 池
汚泥処理方式	濃縮－消化－脱水
処理開始日	昭和 55 年 3 月 31 日
都市計画区域	区域内
市街化区域	区域内
用途地域	工業専用地域（建ぺい率 60 %、容積率 200 %）

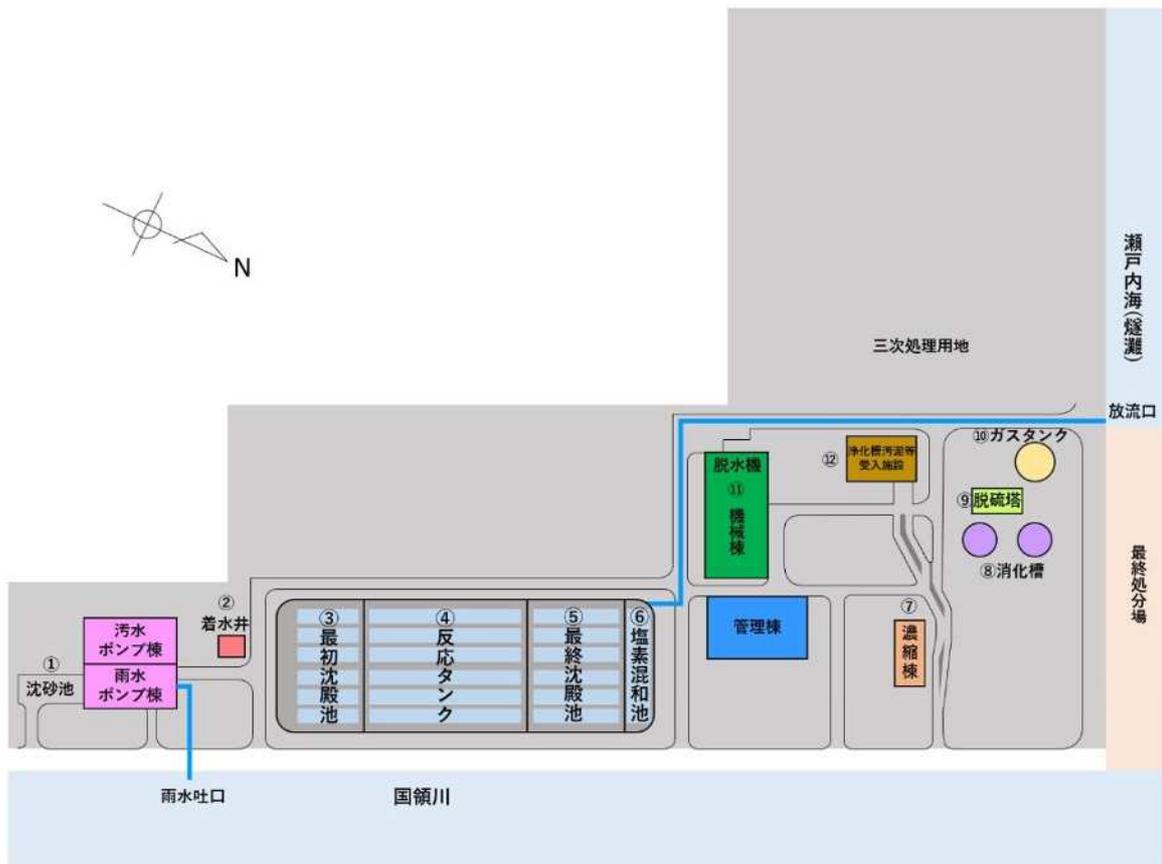


図 1 施設配置図（新居浜市下水処理場）

表2 処理場施設の施設構成の概要（新居浜市下水処理場）（1/2）

施設の名称		形状寸法	計画数量		
			全体	認可	現有
電気施設	受電電力	受電電圧 6,600V			
		契約電力 970KW			
	自家発電設備	発電電圧 6,600V発電出力 1,000KVA	—	—	2基
建築施設	ポンプ棟	鉄筋コンクリート造地下3階地上1階(菊本雨水ポンプ場含む)	1棟	1棟	1棟
	管理棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1棟	1棟	1棟
	機械棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	1棟	1棟	1棟
	汚泥濃縮棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1棟	1棟	1棟
	浄化槽汚泥等受入施設	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1棟	1棟	1棟
水処理施設	汚水沈砂池	幅4.95×長5.2×深3.4m	2池	2池	2池
	汚水ポンプ	φ700mm×55m ³ /min	—	1台	1台
		φ450mm×24m ³ /min	2台	1台	1台
		φ350mm×12m ³ /min	1台	1台	—
		φ300mm×9m ³ /min	2台	2台	2台
		φ250mm×6m ³ /min	1台	1台	1台
	最初沈殿池	幅10.8×長39×深3.1m	3池	3池	4池
	反応タンク	幅10.8×長79×深4.6m	6池	6池	5池
	最終沈殿池	幅10.8×長45×深3.0m	6池	6池	5池
	塩素混和池	幅1.4×長354×深1.5m	1池	1池	1池
	ブローワー	φ400mm×190m ³ /min	1台	1台	1台
φ350mm×134m ³ /min		2台	2台	2台	

表2 処理場施設の施設構成の概要（新居浜市下水処理場）(2/2)

施設の名称		形状寸法	計画数量		
			全体	認可	現有
汚泥処理施設	汚泥濃縮槽	円形放射流φ11.5×深4.0m	—	—	—
	機械濃縮	浮上面積10m ²	1基	1基	1基
	汚泥消化槽	嫌気性加温式単段φ16.0×8.5m	2槽	2槽	2槽
		嫌気性加温式単段 卵形	1槽	1槽	—
	ガスタンク	2,000m ³	1基	1基	1基
	ボイラー	蒸気ボイラー	1基	1基	1基
		温水ボイラー	2基	1基	—
	脱水機	圧入式スクュープレス	2台	2台	1台
ベルトプレス		—	—	1台	
その他	連絡管廊		1式	1式	1式
	放流渠		汚水・雨水各1個所		
水源池施設		φ80mm×0.45m ³ /min 1台	1個所	1個所	1個所
		契約電力 220V 14KW自家発電設備 24KVA			
受入施設	前処理設備	し尿: 39KL/日 浄化槽汚泥: 46KL/日	—	—	1式
	機械濃縮	ベルト濃縮機 20m ³ /h	1台	1台	1台

表3 処理場施設の主要機器一覧

設備名称	機器名称	形式	数量
汚水沈砂池	汚水沈砂池流入ゲート	外ネジ式電動制水扉	2
		出力：3.7kw,開閉時間：6分26秒	
	汚水自動除塵機	ダブルチェーンレーキ式	2
		掻揚速度：3m/min,	
	揚砂機	ジェットポンプ式	2
		処理能力：0.6m ³ /min	
	し渣分離機	回転ドラム式スクリーン	1
		処理能力：2.6m ³ /min	
	し渣移送機	ジェットポンプ式	1
		吐出量：0.6m ³ /min, 全揚程19m	
	し渣脱水機	スクリーブレス式脱水機	1
		処理能力：0.5m ³ /h	
	し渣搬出機	20°トラフ3ローラー式ベルトコンベア	2
		搬送速度：24m/min	
	し渣ホッパー	パワーシリンダー式	1
		容量：2m ³	
加圧水ポンプ	横軸多段渦巻ポンプ	2	
	吐出量：2.4m ³ /min,		
集砂装置	噴射式集砂ノズル	2	
	圧力0.86Mpa		
No.1 汚水し渣破碎洗浄機	回転刃式	1	
	処理能力：0.5m ³ /h		
沈砂分離機	スクリーブ式コンベア	1	
	スクリーブ外径450mm		
沈砂ホッパー	パワーシリンダー式	1	
	容量：2m ³		
汚水ポンプ井用攪拌ブロワ	ルーツブロワ	2	
	風量：5.0m ³ /min, 圧力：4,000mmAq,回転数：1,170rpm		
主ポンプ	No.1 汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ	1
		吐出量：6m ³ /min,全揚程：17m,回転数：1,200rpm	
	No.2 汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ	1
		吐出量：9m ³ /min,全揚程：17m,回転数：1,200rpm	

	No. 3 汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ	1
		吐出量：9 m ³ /min,全揚程：17 m,回転数：1,200rpm	
	No. 5 汚水ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ	1
		吐出量：24 m ³ /min,全揚程：17 m,回転数：900rpm	
	No. 6 汚水ポンプ	立軸斜流渦巻ポンプ	1
		吐出量：55 m ³ /min,全揚程：18 m,回転数：593rpm	
初沈	III系初沈流入ゲート	外ネジ式電動制水扉	6
		開閉速度：0.3m/min,開閉時間：1分42秒	
	III系初沈汚泥掻寄機	フライト付ダブルチェーンコンベア	3
		出力：1.5kw,掻寄速度：0.6m/min	
	III系初沈汚泥引抜弁	外ネジ式電動仕切弁	6
		弁棒回転速度：23.5rpm,開閉時間：1分2秒	
	III系初沈汚泥引抜ポンプ	横軸汚泥ポンプ	2
		吐出量：0.8 m ³ /min,全揚程：20 m,回転数：1,380rpm	
	III系初沈スカムスキマ	電動式パイプスキマ	3
		開閉速度：30mm/秒	
	III初沈スカム移送ポンプ	吸込スクリュウ付汚泥ポンプ	1
		吐出量：1.0 m ³ /min,全揚程：19 m	
	IV系初沈流入ゲート	外ネジ式手動制水扉	2
		揚程：640mm	
	バイパス可動堰	外ネジ式電動制水扉	1
		開閉速度：0.3m/min,開閉時間：1分42秒	
IV系初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式コンベア	1	
	掻寄速度：0.6m/min		
IV系初沈汚泥引抜弁	外ネジ式電動仕切弁	2	
	開閉時間：1分7秒		
IV系初沈汚泥引抜ポンプ	無閉塞形汚泥ポンプ	2	
	吐出量：0.4 m ³ /min,全揚程：20 m,回転数：1,380rpm		
IV系初沈スカムスキマ	汚泥掻寄機連動式	1	
IV初沈スカム移送ポンプ	水中ポンプ	1	
	吐出量：1.0 m ³ /min,全揚程：17 m,回転数：1,800rpm		
反応タンク	III系反応槽流入ゲート	外ネジ式手動可動堰	4
		回転数：全開から全閉まで52.2回転	
	III系反応槽流入ゲート	外ネジ式手動可動堰	2
		揚程：350mm,開閉方向：左下がる	

	Ⅲ系ステップ流入可動堰	外ネジ式手動可動堰	2
		揚程：350mm,開閉方向：左下がる	
	Ⅲ系第一槽反応槽攪拌機	ハイレーター	2
		出力 5.5KW	
	Ⅲ系第三槽反応槽攪拌機	ハイレーター	2
		出力 11Kw	
	Ⅳ-1 反応槽流入ゲート	外ネジ式手動可動堰	1
		揚程：350mm,開閉方向：左下がる	
	Ⅳ-1 ステップ流入ゲート	外ネジ式手動可動堰	3
		揚程：350mm,開閉方向：左下がる	
	Ⅳ-1 反応槽水中攪拌機	ハイレーター	4
		出力 2.2Kw	
Ⅳ-2 反応槽流入ゲート	外ネジ式手動可動堰	1	
	揚程：350mm,開閉方向：左下がる		
Ⅳ-2 ステップ流入可動堰	外ネジ式手動可動堰	1	
	揚程：350mm,開閉方向：左下がる		
Ⅳ-2 第一槽反応槽攪拌機	ハイレーター	1	
	出力 5.5KW		
Ⅳ-2 第三槽反応槽攪拌機	ハイレーター	1	
	出力 11Kw		
バイパス連絡可動堰	外ネジ式手動可動堰	2	
	揚程：300mm,開閉方向：左下がる		
ブロワ	曝気ブロワ	ターボブロワ	2
		吸込量：65m ³ /min,吐出圧力：+5,500mmAq	
	曝気ブロワ	ターボブロワ	1
		吸込量：40m ³ /min,吐出圧力：+5,500mmAq	
曝気ブロワ	ターボブロワ	1	
	吸込量：190m ³ /min,吐出圧力：+5,500mmAq		
終沈	Ⅲ系余剰汚泥引抜ポンプ	横軸汚物ポンプ	2
		吐出量：0.4m ³ /min,全揚程：13m,回転数：1,120rpm	
	Ⅲ系返送汚泥引抜ポンプ	吸込スクリュウ付汚泥ポンプ	3
		吐出量：6.7m ³ /min,全揚程：10m,出力：30Kw	
	Ⅲ系終沈汚泥引抜弁	ダイヤフラム式空気作動弁	6
		操作圧：4Kg/cm ²	
Ⅲ系終沈スカムスキマ	電動式パイプスキマ	1	
	弁棒回転速度：27rpm,開閉時間：1分2秒		
Ⅲ-3 終沈汚泥掻寄機	フライト付ダブルチェーンコンベア	1	
	掻寄速度：0.3m/min		

	III系終沈汚泥掻寄機	カスケード式	2
		出力：0.75Kw, 掻寄速度 0.3~0.6m/min	
	III系終沈スカム掻寄機	走行式	4
		出力：0.1Kw, 掻寄速度 0.1~0.6m/min	
	III終沈スカム移送ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	1
		吐出量：1.0m ³ /min, 全揚程：19m	
	IV系終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式コンベア	1
		掻寄速度：0.3m/min	
	IV系返送汚泥引抜ポンプ	吸込スクリー付汚泥ポンプ	2
		吐出量：5.9m ³ /min, 全揚程：5m	
	IV系終沈汚泥引抜弁	外ネジ式電動仕切弁	2
		開閉時間：1分4秒	
	IV系終沈スカムスキマ	汚泥掻寄機連動式	1
	IV-2終沈汚泥掻寄機	カスケード式	1
		出力：0.75Kw, 掻寄速度 0.3~1.2m/min	
	IV-2終沈スカム掻寄機	走行式	2
		出力：0.1Kw, 掻寄速度 0.1~0.6m/min	
	IV系余剰汚泥ポンプ	横軸汚物ポンプ	2
		吐出量：0.8m ³ /min, 全揚程：13m, 回転数：1,255rpm	
	IV終沈スカム移送ポンプ	水中ポンプ	1
		吐出量：1.0m ³ /min, 全揚程：17m, 回転数：1,800rpm	
滅菌放流	次亜塩注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ	3
		最大注入量：15L/h, 吐出圧力：3Kg/cm ²	
用水	消泡水ポンプ	水中汚水ポンプ	3
		吐出量：7.1m ³ /min, 全揚程：26m, 回転数：1,800rpm	
	原水ストレーナ	自動洗浄ストレーナ	3
		処理水量：7.1m ³ /min	
	ろ過機	回転ドラム式ろ過機	2
処理水量：75m ³ /h			
用水ポンプ	加圧送水ユニット	2	
	吐出量：1.74m ³ /min, 全揚程：31m		
自家発	No.1 自家用発電機	三相同期発電機	1
		出力：1,000KVA, 電圧：6,600V, 負荷電流：87.5A	
	No.1 ディーゼルエンジン	立形単動4サイクルランクピストン式	1
定格出力：1,200PS, 回転数：720rpm			
	No.2 自家用発電機	三相同期発電機	1

		出力：1,000KVA,電圧：6,600V,負荷電流：87.5A	
	No.2 ディーゼルエンジン	立形単動 4 サイクル無気噴油式 定格出力：1,200PS,回転数：900rpm	1
濃縮	濃縮槽汚泥掻寄機	中心駆動懸垂形	1
		周速：2.5m/min	
	濃縮汚泥引抜ポンプ	横軸汚物ポンプ	2
		吐出量：0.8 m ³ /min,全揚程：12 m,回転数：1,070rpm	
	起泡装置	鋼板製円筒形	1
		出力：7.5Kw,回転数：330rpm	
	混合装置	鋼板製円筒形	1
		出力：0.2Kw,回転数：36rpm	
	浮上装置	常圧浮上濃縮装置	1
		処理能力：250kg-Ds/h	
	水位調整装置	円筒可動形	1
		調整幅：0～300 mm	
	余剰汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2
		吐出量：31～63m ³ /H,出力：22Kw	
	濃縮汚泥移送ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2
		吐出量：45m ³ /H,出力：11Kw	
	凝集剤注入ポンプ（浮上）	一軸ネジ式ポンプ	2
吐出量：0.12～0.5m ³ /H,出力：0.4Kw			
起泡助剤注入ポンプ	ダイヤフラム定量ポンプ	2	
	最大注入量：0.212L/min,出力：0.2Kw		
起泡用水ポンプ	横軸渦巻ポンプ	2	
	吐出量：0.19m ³ /min,出力：2.2Kw		
空気圧縮機	ベビコン式	2	
	最高圧力：0.69Mpa,出力：7.5Kw		
混合汚泥濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機	1	
	処理量：20m ³ /hr		
混合汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2	
	吐出量：10～30m ³ /hr,出力：7.5Kw		
濃縮助剤注入ポンプ（ベルト）	一軸ネジ式ポンプ	2	
	吐出量：7～20L/min,出力：0.75Kw		
混合濃縮汚泥移送ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2	
	吐出量：3～11m ³ /hr,出力：3.7Kw		
濃縮分離液移送ポンプ	無閉塞型ポンプ	2	
	吐出量：0.6m ³ /min,出力：2.2Kw		
消化	消化槽	容量：1,709m ³ ,有機物分解率：50%	2

	攪拌機	縦軸インペラー式	2
		攪拌能力：850m ³ /h 出力：3.7kw	
	消化ガスタンク	乾式	1
		貯留容量：2,000m ³ , 圧力：1.96Fpa	
	脱硫装置	連続式湿式 41.6m ³	1
		ガス量：160m ³ /h	
	循環タンク	円筒式 10m ³	1
	循環ポンプ	マグネットポンプ	2
		吐出量：2.1m ³ /min, 全揚程：30.0m	
	余剰ガス燃焼装置	塔内燃焼型	1
		燃焼能力：100～400m ³ /h	
	余剰ガス燃焼装置用送風機	ターボファン	1
		風量：80m ³ /min, 静圧：200mmAq, 回転数：3,550rpm	
	洗浄槽汚泥掻寄機	中心駆動懸垂式	2
掻寄速度：2～3m/min			
洗浄汚泥引抜ポンプ	横軸汚物ポンプ	3	
	吐出量：0.6m ³ /min, 全揚程：10m, 回転数：960rpm		
消化汚泥移送ポンプ	横軸汚物ポンプ	2	
	吐出量：0.6m ³ /min, 全揚程：10m, 回転数：960rpm		
消化汚泥引抜ポンプ	横軸汚物ポンプ	1	
	吐出量：0.6m ³ /min, 全揚程：10m, 回転数：960rpm		
共電送出ブロワ	ルーツ式ブロワ	1	
	出力：3.7Kw, 風量 30～70m ³ /h		
ボイラー	ボイラー本体	横置炉筒煙管式	1
		換算蒸発量：3,000Kg/h, 最高使用圧：10Kg/cm ²	
	ボイラー原水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	2
		吐出量：0.4m ³ /min, 全揚程：15m, 出力：2.2Kw	
	ボイラー給水ポンプ	多段タービンポンプ	1
		吐出量：0.1m ³ /min, 全揚程：114m, 出力：5.5Kw	
清缶剤注入ポンプ	プランジャーポンプ	1	
	吐出量：21.6～200cc/min, 出力：0.2Kw		
ボイラーブースターファン	ターボファン	1	
	風量：350m ³ /h, 出力：5.5Kw		
ボイラー押込ファン	ターボファン	1	
	風量：46m ³ /h, 出力：7.5Kw		

	凝集装置(ベルトプレス)	凝集装置	1
		有効容量：1.2m ³	
	凝集装置(スクリュープレス)	凝集装置	1
		有効容量：1.3m ³	
	No.1 脱水機	ベルトプレス脱水機	1
		ろ布幅：2,600mm,有効幅：2,500mm	
	No.2 スクリュープレス脱水機	圧入式スクリュープレス式	1
		スクリーン径：1000mm,長：5000mm,回転数：0.06～0.34rpm	
	重力ろ布駆動装置	ろ布走行速度	1
		ろ布走行速度：0～8.3m/min	
	圧搾ろ布駆動装置	ろ布走行速度	1
		ろ布走行速度：0～3.6m/min	
	サービスタンク移送ポンプ	吸込スクリュウ付汚泥ポンプ	2
		吐出量：0.8m ³ /min,全揚程：10m	
	汚泥サービスタンク	角形自立攪拌槽	2
		有効容量：13.5m ³	
	薬品溶解貯留タンク	円筒自立攪拌槽	3
		有効容量：6.5m ³	
	薬品定量供給機	可変連続定量供給機	3
給粉量：0.2～2.0L/min			
汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2	
	吐出量：0.11～0.33m ³ /min,出力：5.5Kw		
汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2	
	吐出量：0.17～0.51m ³ /min,出力：11Kw		
薬品供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2	
	吐出量：15～46L/min,出力：0.75Kw		
脱水	薬品供給ポンプ	一軸ネジ式ポンプ	2
		吐出量：25～75L/min,出力：1.5Kw	
	ケーキ搬出機	20°トラフ3ローラー式ベルトコンベア	3
		ベルト速度：20m/min	
	高圧洗浄ポンプ	ラインポンプ式	1
吐出量：71L/min,全揚程：170m			
機械棟計装用空気圧縮機	ベビコン式	2	
	吐出量：830L/min,圧力：0.83Mpa,回転数：1050rpm		
ケーキホッパー	鋼板角型ホッパー	2	
	容量：12m ³		
雨水沈砂	雨水沈砂池流入ゲート	外ネジ式電動制水扉	4

池		開閉速度：31 cm/min,開閉時間：7分46秒	
	雨水自動除塵機	間欠式全面掻揚形	4
		掻揚速度 5.5m/min	
	し渣搬出機	20°トラフ3ローラー式ベルトコンベア	2
ベルト速度：24m/min			
雨水しきホッパー	電動角形カットゲート	1	
	容量：5.0m ³		
雨水主ポンプ	No.2 雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ	1
		吐出量：47m ³ /min,全揚程：5m,回転数：590rpm	
	No.3.4.5 雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ	3
		吐出量：144m ³ /min,全揚程：5m,回転数：310.3rpm	
水源池	給水用水中ポンプ	水中ポンプ	1
		吐出量：0.45m ³ /min,全揚程：60m,回転数：3,420rpm	
	給水用自家発電機	交流発電機	1
		出力：24KVA,電圧：220V,負荷電流：63A	
	給水用ディーゼルエンジン	ディーゼル機関	1
		定格 31PS	

表4 処理場施設の電気盤一覧

設備名称	電圧区分	盤名称	数量
ポンプ棟	高圧	引き込み盤	1
		受電盤	2
		ポンプ棟PT・ZPD盤	1
		ポンプ棟母連処理盤	1
		No.2ポンプ棟母連盤	1
		各変圧器一次盤	2
		各変圧器盤	3
	ポンプ盤	1	
	低圧	各主幹盤	2
		ポンプ棟整流器盤	1
ポンプ棟蓄電池盤		1	
各中継端子盤		2	
汚水沈砂池	低圧	汚水沈砂池・汚水ポンプ設備(2)コントロールセンタ	2
		P棟受変電・汚水沈砂池・汚水ポンプ設備 PIO 盤	2
		各C/C盤	25
		各補助継電器盤	4
		各操作盤	12
		各制御盤	2
雨水沈砂池	低圧	雨水沈砂池雨水ポンプ動力盤・コントロールセンタ	2
		雨水沈砂池雨水主ポンプ PIO 盤	1
		各C/C盤	16
		各補助継電器盤	5
		各操作盤	10
汚水ポンプ	低圧	各ポンプ盤	4
		各C/C盤	14
		各操作盤	10
初沈	低圧	各動力盤、コントロールセンタ	3
		各C/C盤	33
		各補助継電器盤	5
		各PIO盤	1
初沈反応タンク	低圧	各操作盤	19
	低圧	中継端子盤	1
		各反応タンク設備コントロールセンタ	2
		各C/C盤	10

		各補助継電器盤	2
		各 PIO 盤	2
反応タンク 終沈	低圧 低圧	各 V V F 盤	3
		各操作盤	6
		各制御盤	3
		各動力盤、コントロールセンタ	3
		各 C/C 盤	2 7
		V V F 盤	4
		各補助継電器盤	5
		終沈 管理棟	低圧 高圧
各操作盤	1 6		
各制御盤	3		
中継端子盤	1		
引き込み盤	1		
受電盤	1		
各連絡盤	3		
各 P T ・ Z P D 盤	2		
管理棟 管理棟	高圧 低圧	各ポンプ棟き電盤	2
		各 G P T 盤	2
		各コンデンサ・変圧器 1 次盤・予備盤	9
		コンデンサ盤	5
		変圧器盤	6
		ブロワ変圧器 2 次盤	2
		各変圧器 2 次盤	4
		整流器盤	1
		蓄電池盤	1
		各主幹盤	3
管理棟 中央電気室	低圧 低圧	2 0 0 V コンセント主幹盤	1
		分電盤	2
		S T コントローラ	4
		変換器盤	1
		P I O 盤	2
中央電気室 用水	低圧 低圧	データサーバ	1
		気象観測盤	1
		汚濁負荷量測定装置盤	1
		中継端子盤	2
		用水動力盤、コントロールセンタ	2
		各 C/C 盤	1 3
		進相コンデンサ盤	3

		各継電器盤	3
用水 自家発	低圧 低圧	各操作盤	3
		各制御盤	6
		自家発補機コントロールセンタ	1
		各 C/C 盤	1 4
		自家発電機補助継電器盤	1
		各操作盤	4
自家発 ブロワ	低圧 高圧 低圧	各自動起動盤	2
		自動同期盤	1
		各発電機盤	2
		送電盤	1
		No. 1 曝気ブロワ補助動力盤	1
		No. 2 曝気ブロワ補助コントロールセンタ	1
	高圧	各 C/C 盤	2 4
		各補助継電器盤	5
ブロワ 混合濃縮	低圧 高圧 低圧	各操作盤	1 4
		各ブロワ盤	4
		混合汚泥濃縮設備コントロールセンタ盤	1
		制御盤	1
		各 C/C 盤	1 7
	高圧	各ポンプ INV 盤	6
混合濃縮 濃縮・消化	低圧 低圧	補助継電器盤	2
		各操作盤	5
		濃縮消化洗浄動力盤	1
		汚泥濃縮設備コントロールセンタ盤	1
		汚泥濃縮設備シーケンサ盤	1
		各 C/C 盤	3 2
濃縮・消化 脱水	低圧 低圧	各ポンプ VVF 盤	3
		各補助継電器盤	8
		各操作盤	4 2
		各動力盤	1
		各コントロールセンタ	2
		各シーケンサ盤	2
		各 C/C 盤	3 3
脱水 ボイラー	低圧 低圧	各ポンプ VVF 盤	2
		ポンプ VS 用変圧器盤	2
		各補助継電器盤	6
		各制御盤	5
		各操作盤	1 2

		加温動力盤	1
		各 C/C 盤	1 1
		各継電器盤	2
		各操作盤	7
ボイラー 脱硫	低圧	No.1 ボイラー制御盤	1
	低圧	各警報盤	8
		コントロールセンタ	1 1
		各 C/C 盤	3
		各補助継電器盤	1
		各操作盤	1
滅菌放流	低圧	次亜動力盤	1
		各 C/C 盤	3
		各操作盤	1
		制御盤	1
計装盤 水源池	低圧	サンプリング盤	1
	低圧	自動測定装置	1
		各制御盤	1
		給水ポンプ制御盤	1

2 ポンプ場・樋門等

(1) 立地条件等

表 5 ポンプ場の立地条件

区分	施設名称	所在地	備考
雨水 (公共下水)	西原雨水ポンプ場	西原町 3-5-3	西原排水区
	港町雨水ポンプ場	港町 16-26	港町排水区
	垣生雨水ポンプ場	垣生 3-5-6	垣生排水区
	菊本雨水ポンプ場	菊本町 2-15-1	菊本排水区
	江の口雨水ポンプ場	垣生 3-2-7	江の口排水区
	松神子雨水ポンプ場	長岩 4-27	松神子排水区
	沢津雨水ポンプ場	清水町 12-13	国領川排水区
	土場雨水ポンプ場	新田町 1-4-31	王子川排水区
	中央雨水ポンプ場	西原町 2-7-66	中央排水区
	東浜雨水ポンプ場	阿島 1-12-23	白浜川排水区
	宇高第一雨水ポンプ場	宇高町 4-13-22	宇高第一排水区
	白浜排水ポンプ場	多喜浜 4-4-52	
	黒島排水ポンプ場	黒島 2-1-29	
	多喜浜排水ポンプ場	多喜浜 2-16-7	
	多喜浜新田排水ポンプ場	多喜浜 3-4-67	
	惣開排水ポンプ場	惣開町 3-25	
	王子川排水ポンプ場	新田町 1-4-28	
	垣生北排水ポンプ場	垣生 6-6-31	
	新白浜排水ポンプ場	多喜浜 5-3-91	
	南白浜排水ポンプ場	多喜浜 4-6-15	
雨水 (一般会計)	大島排水ポンプ場	大島 192 番	
	大島第二排水ポンプ場	大島 232 番	
	磯浦西排水ポンプ場	磯浦町 16 番 7 号	
	新磯浦排水ポンプ場	磯浦町 11 番 25 号	
	磯浦排水ポンプ場	磯浦町 7 番	
	宮西排水ポンプ場	宮西町 5-81	
	久保田排水ポンプ場	一宮町 2-5-20	
	中須賀排水ポンプ場	中須賀町 1-6	
	新須賀排水ポンプ場	新須賀町 4-15-34	
	南小松原排水ポンプ場	南小松原町 9 番	
	旧江の口排水ポンプ場	松神子 4-2-32	
	切抜排水ポンプ場	阿島 2-17-3	
	落神排水ポンプ場	落神町 1-21	
	松神子第二排水ポンプ場	松神子 1-5-14	
	東田排水ポンプ場	東田 2-1773-10	
国領排水ポンプ場	船木 4884-1		
一宮排水ポンプ場	一宮町 2-4-8		

表5 樋門・スクリーンの立地条件

区分	施設名称	所在地	備考	
樋門	惣開樋門	惣開町 3-25		
	西原樋門	西原町 3-1-1		
	王子川樋門	新田町 1-4-28		
	黒島樋門	黒島 2-1-29		
	沢津青戸尻樋門	清水町 12-13	2基	
	前浜樋門	垣生 3-4-45		
	山端樋門	垣生 3-5-44	2基	
	南白浜樋門	多喜浜 4-6-18		
	又野川樋門	長岩町 4-27		
	神郷1丁目樋門	神郷 1-3-17		
	王子樋門	前田町 5		
	東川樋門	一宮町 2-5		
	久保田樋門	久保田町 2-2		
	長岩樋門	長岩町 5-11	4基	
	松の端樋門	八幡 2-7	2基	
	新六番樋門	多喜浜 2-16-7		
	新七番樋門	多喜浜 2-16-7	3基	
	下泉スクリーン	下泉 1-17-75		
	スクリーン	西喜光地	西喜光地 2-4-14	
		喜光地	喜光地 1-6-52	
江の口1号雨水幹線		田の上 2-6-26		
山端スクリーン		垣生 3-5-13		
江口雨水幹線		北新町 13-60	2基	
中須賀1号スクリーン		泉宮町 6-15		
中須賀2号スクリーン		泉宮町 6-15		
中須賀3号スクリーン		中須賀町 1-5-13		
中須賀4号スクリーン		中須賀町 2-3-10		
新田1号スクリーン		新田町 3-2-27		
図書館スクリーン		北新町 10-1	2基	

(2) 各施設の概要

表6 ポンプ場の施設構成の概要

区分	施設名称	計画水量	現有能力	供用開始年月	
雨水ポンプ場 (公共下水)	西原雨水ポンプ場	2.238m ³ /s	4.667m ³ /s	昭和 29 年 3 月	
	港町雨水ポンプ場	1.954m ³ /s	1.954m ³ /s	昭和 39 年 3 月	
	垣生雨水ポンプ場	6.369m ³ /s	4.443m ³ /s	昭和 49 年 3 月	
	菊本雨水ポンプ場	7.873m ³ /s	7.973m ³ /s	昭和 55 年 3 月	
	江の口雨水ポンプ場	17.592m ³ /s	18.000m ³ /s	昭和 61 年 3 月	
	松神子雨水ポンプ場	6.453m ³ /s	6.500m ³ /s	平成元年 3 月	
	沢津雨水ポンプ場	8.609m ³ /s	8.833m ³ /s	平成 7 年 3 月	
	土場雨水ポンプ場	8.054m ³ /s	8.167m ³ /s	平成 10 年 3 月	
	中央雨水ポンプ場	9.715m ³ /s	9.750m ³ /s	平成 16 年 3 月	
	東浜雨水ポンプ場	6.680m ³ /s	3.000m ³ /s	昭和 57 年 3 月	
	宇高第一雨水ポンプ場	3.646m ³ /s	4.417m ³ /s	昭和 57 年 3 月	
	白浜排水ポンプ場	1.614m ³ /s	1.614m ³ /s	昭和 48 年 1 月	
	黒島排水ポンプ場	1.333m ³ /s	1.333m ³ /s	昭和 52 年 8 月	
	多喜浜排水ポンプ場	2.633m ³ /s	2.633m ³ /s	昭和 51 年 3 月	
	多喜浜新田排水ポンプ場	2.000m ³ /s	2.000m ³ /s	昭和 49 年 3 月	
	惣開排水ポンプ場	2.338m ³ /s	2.338m ³ /s	昭和 27 年 3 月	
	王子川排水ポンプ場	6.000m ³ /s	6.000m ³ /s	昭和 57 年 1 月	
	垣生北排水ポンプ場	0.667m ³ /s	0.667m ³ /s	昭和 54 年 3 月	
	雨水ポンプ場 (一般会計)	新白浜排水ポンプ場	0.667m ³ /s	0.667m ³ /s	昭和 52 年 8 月
		南白浜排水ポンプ場	0.517m ³ /s	0.517m ³ /s	平成元年 1 月
大島排水ポンプ場		0.217m ³ /s	0.217m ³ /s	平成 11 年 10 月	
大島第二排水ポンプ場		0.320m ³ /s	0.320m ³ /s	平成 26 年 3 月	
磯浦西排水ポンプ場		0.500m ³ /s	0.500m ³ /s	平成 23 年 6 月	
新磯浦排水ポンプ場		0.096m ³ /s	0.096m ³ /s	平成 11 年 3 月	
磯浦排水ポンプ場		0.758m ³ /s	0.758m ³ /s	昭和 52 年 9 月	
宮西排水ポンプ場		0.753m ³ /s	0.753m ³ /s	平成 12 年 3 月	
久保田排水ポンプ場		0.500m ³ /s	0.500m ³ /s	平成 14 年 3 月	
中須賀排水ポンプ場		0.283m ³ /s	0.283m ³ /s	平成元年 3 月	
新須賀排水ポンプ場		0.230m ³ /s	0.230m ³ /s	平成 14 年 3 月	
南小松原排水ポンプ場		0.500m ³ /s	0.500m ³ /s	平成 21 年 7 月	
旧江の口排水ポンプ場		0.667m ³ /s	0.667m ³ /s	昭和 52 年 8 月	
切抜排水ポンプ場		0.667m ³ /s	0.667m ³ /s	平成 8 年 3 月	
落神排水ポンプ場		0.350m ³ /s	0.350m ³ /s	平成 19 年 8 月	
松神子第二排水ポンプ場	0.585m ³ /s	0.585m ³ /s	平成 26 年 3 月		
東田排水ポンプ場	0.167m ³ /s	0.167m ³ /s	平成 23 年 7 月		
国領排水ポンプ場	0.230m ³ /s	0.230m ³ /s	平成 23 年 3 月		
一宮排水ポンプ場	0.543m ³ /s	0.543m ³ /s	平成 28 年 5 月		

表7 汚水マンホールポンプ場の施設構成の概要

	ポンプ場名	設置場所	設置年度	設置ポンプ及び排水量
1	多喜浜 45-4091	松神子3-9-48地先 (P17:J-5)	H 5	φ150m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 3.0m ³ /min =180.0m ³ /hr
2	中村 40-2075	中村1-12-34地先 (P115:F-5)	H 8	φ65m/m 2台 水中ポンプ ΣQ=0.16m ³ /min =9.60m ³ /hr
3	横水 41-1219	横水町3-39地先 (P102:E-2)	H 9	φ65m/m 2台 水中ポンプ ΣQ=0.16m ³ /min =9.60m ³ /hr
4	松木 40-4113	松木町4-4地先 (P103:H-1)	H 9	φ65m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 0.24m ³ /min =14.40m ³ /hr
5	黒島 45-0017	黒島二丁目2-6地先 市営渡海船黒島待合所 (P19:G-2)	H 1 3	φ80m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 0.558m ³ /min =33.480m ³ /hr
6	江の口 46-1474	松神子四丁目2-5 江の口児童公園内 (P28:E-1)	H 1 5	φ80m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 0.283m ³ /min =16.980m ³ /hr
7	松神子 46-3717	松神子一丁目8-20 市役所川東支所内 (P28:D-4)	H 1 6	φ80m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 0.455m ³ /min =27.300m ³ /hr
8	東田 40-8245	岸の上町2-1-40地先 (P98:J-3)	H 1 7	φ80m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 1.68m ³ /min =201.60m ³ /hr
9	清水 34-2099	清水町13-13地先 (P13:H-2)	H 1 9	φ80m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 0.283m ³ /min =16.980m ³ /hr
10	国領 40-4260	船木4881-3地先 (P118:I-2)	H 2 2	φ100m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 1.131m ³ /min =67.860m ³ /hr
11	郷 46-6522	郷二丁目1-2地先 (P51:G-3)	H 2 8	φ80m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 0.602m ³ /min =36.120m ³ /hr
12	角野新田	角野新田町三丁目12 (P141:I-4)	R 2	φ80m/m 2台 水中ポンプ ΣQ= 0.566m ³ /min =33.960m ³ /hr

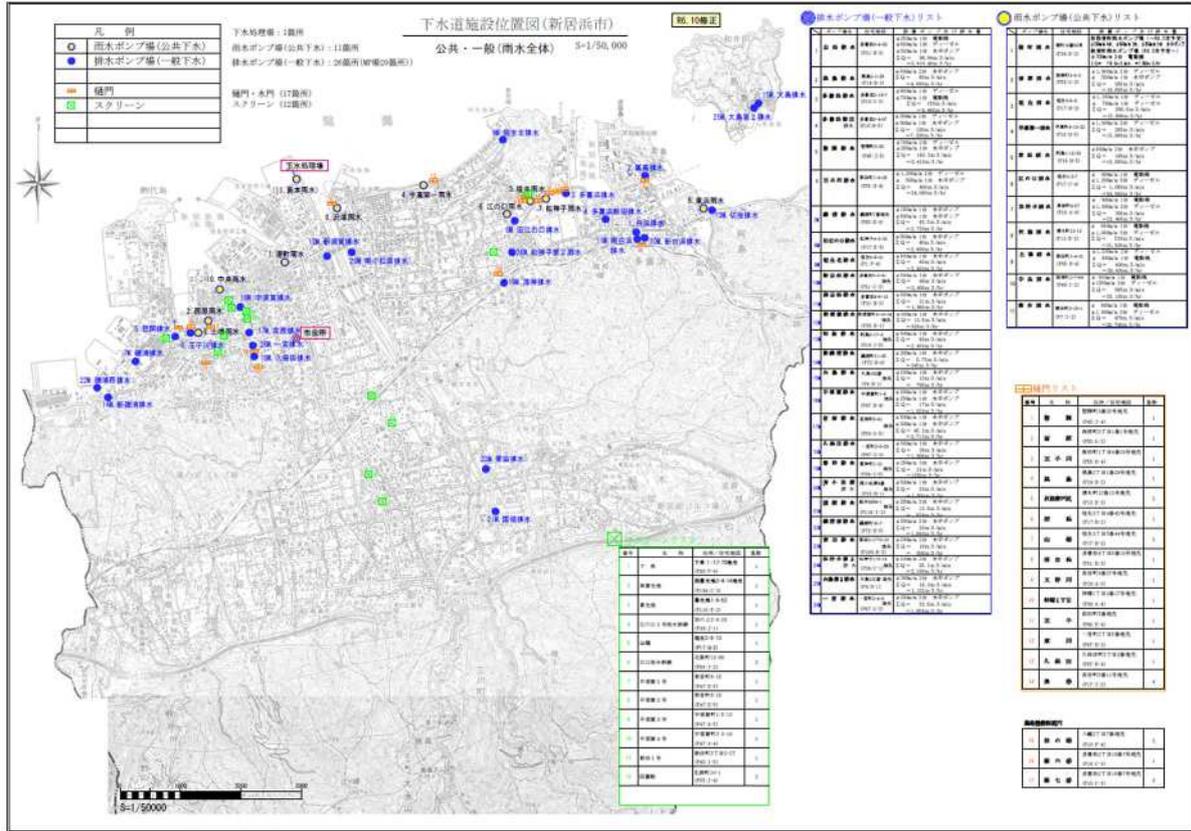


図2 ポンプ場、樋門・スクリーン位置図

3 水源施設

(1) 水源施設構成の概要

表8 水源地の概要

水源名	水源能力	水源名	水源能力		
川西給水区	政枝第1	1,500 m ³ /日	川東給水区	吉岡	15,900 m ³ /日
	桜内	4,500 m ³ /日		角野新田	3,000 m ³ /日
	(計画取水量)	(3,500 m ³ /日)		角野	2,700 m ³ /日
	庄内西	3,000 m ³ /日		北内東	2,700 m ³ /日
	天神の木	4,000 m ³ /日		上泉	2,700 m ³ /日
	西高木	2,000 m ³ /日		角野新田東	3,700 m ³ /日
	城下	3,000 m ³ /日		城主	5,040 m ³ /日※1
	庄内東	3,000 m ³ /日		宇高第1	3,000 m ³ /日
	東高木	3,000 m ³ /日		(計画取水量)	(2,800 m ³ /日)
	政枝第2	1,100 m ³ /日		宇高第2	3,500 m ³ /日
<水源能力(計画取水量)>		横地	4,300 m ³ /日		
川西地区：25,100m ³ /日(22,100m ³ /日)		(計画取水量)	(3,800 m ³ /日)		
川東地区：20,000m ³ /日(18,600m ³ /日)		田の上	2,000 m ³ /日		
上部地区：35,740m ³ /日(38,000m ³ /日)		下泉北	3,600 m ³ /日		
合計：80,840m ³ /日(78,700m ³ /日)		下泉南	3,600 m ³ /日		
		(計画取水量)	(2,900 m ³ /日)		

※1：整備完了後の施設能力は7,300m³を予定

表9 送水施設の概要（送水場・中継場）

給水区	送水場・中継場	吸水池容量	送水量	浄水
川西給水区	滝の宮送水場	1,080m ³	17,533m ³ /日	次亜消毒
川東給水区	清住送水場	800m ³	13,968m ³ /日	次亜消毒、除 Fe・Mn
上部給水区	吉岡送水場	240m ³	21,958m ³ /日	
	瑞応寺送水場	30m ³	8,128m ³ /日	次亜消毒
	治良丸中継場	15m ³	210m ³ /日	
	立川中継場	16.9m ³	539m ³ /日	
	新山根送水場	400m ³	6,418m ³ /日※2	次亜消毒
	大久保中継場	100m ³	2,841m ³ /日	
	船木送水場	5m ³	179m ³ /日	

※2：将来計画 9,259m³/日

表10 配水池の概要

※3 H28 年度耐震診断：L2 対応確認 ※4 H18 年度耐震診断：躯体耐震性能有、地盤基礎支障有

※5 R2 耐震補強：L2 対応

配水池名称	容量	L2 対応	緊急遮断弁	H.W.L(G.L)	L.W.L(G.L)
金子山	6,000m ³	3,000m ³	有(3,000m ³)	66.5m	62.5m
清住	4,500m ³	—	無	63.0m	59.0m
瑞応寺	4,900m ³	4,900m ³ ※5	無	86.0m	82.0m
新山根	5,000m ³	5,000m ³	有(2,500m ³)	86.0m	79.8m
篠場	4,900m ³	4,900m ³ ※3	有(3,400m ³)	138.5m	132.5m
船木	2,000m ³	2,000m ³ ※3	有(1,000m ³)	150.4m	145.4m
治良丸	300m ³	300m ³ ※4	無	172.9m	165.0m
谷前	240m ³	240m ³ ※4	無	189.4m	185.4m
立川	260m ³	260m ³	有(260m ³)	187.8m	185.0m

(2) 機器設備及び電気設備一覧

表 11 設備機器一覧

地区	施設名称	種 別		設備概要
		機械設備	電気設備	
川 西 給 水 区	1. 政枝第1水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 125 \times 1.00 \text{m}^3/\text{min} \times 36.0\text{m} \times 11\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 125 \times 0.4\text{kw}$ 1台
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式
	2. 政枝第2水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 100 \times 1.5 \text{m}^3/\text{min} \times 25.0\text{m} \times 11\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 100 \times 0.4\text{kw}$ 1台
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式
	3. 桜内水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 3.1 \text{m}^3/\text{min} \times 24.0\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 200 \times 0.4\text{kw}$ 1台
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式
	4. 庄内西水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 2.5 \text{m}^3/\text{min} \times 25.0\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 150 \times 0.4\text{kw}$ 1台
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式
	5. 庄内東水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 125 \times 2.1 \text{m}^3/\text{min} \times 36.0\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 125 \times 0.4\text{kw}$ 1台
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式
6. 西高木水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 2.6 \text{m}^3/\text{min} \times 25.0\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 200 \times 0.75\text{kw}$ 1台	
	電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
7. 東高木水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 125 \times 2.1 \text{m}^3/\text{min} \times 29.0\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 125 \times 0.4\text{kw}$ 1台	
	電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
8. 城下水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 125 \times 2.1 \text{m}^3/\text{min} \times 35.0\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 125 \times 0.4\text{kw}$ 1台	
	電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
9. 天神の木水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 3.25 \text{m}^3/\text{min} \times 35.0\text{m} \times 30\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 200 \times 0.4\text{kw}$ 1台	
	電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
10. 滝の宮送水場	機械設備	送水設備	陸上ポンプ $\phi 200 \times 3.9 \text{m}^3/\text{min} \times 70.0\text{m} \times 75\text{kw}$ 5台 電動弁 $\phi 200 \times 0.75\text{kw}$ 5台	
			真空ポンプ VAC580mmHg $\times 1.1 \text{m}^3/\text{min} \times 2.2\text{kw}$ 2台	
	滅菌設備	次亜生成装置 発生量 24kg/D 1台		
		塩水ポンプ 吐出量 0.36L/min 2台		

				次亜塩注入ポンプ 吐出量 1.2L/min 2台	
				高压引込盤、高压受電盤 1式	
				400V 動力変圧器盤、200V 動力変圧器盤、電灯変圧器盤	
				直流電源装置盤 1式	
				送水ポンプ盤、シーケンサ盤、補助継電器盤、	
				補機盤 1式	
				計装盤、取水ポンプ監視制御盤、水質監視盤 1式	
				TM/T C盤 1式	
	11. 金子山配水池	電気設備		計装盤 1式	
川 東 給 水 区	1. 宇高第1水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 125 \times 2.4 \text{m}^3/\text{min} \times 32\text{m} \times 22\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 125 \times 0.4\text{kw}$ 1台	
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
	2. 宇高第2水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 2.43 \text{m}^3/\text{min} \times 38.0\text{m} \times 30\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 150 \times 0.75\text{kw}$ 1台	
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
	3. 横地水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 3.9 \text{m}^3/\text{min} \times 32.0\text{m} \times 30\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 150 \times 0.75\text{kw}$ 1台	
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
	4. 田の上水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 100 \times 1.2 \text{m}^3/\text{min} \times 37.0\text{m} \times 11\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 150 \times 0.4\text{kw}$ 1台	
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 計装・テレメータ盤 1式	
	5. 下泉北水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 2.5 \text{m}^3/\text{min} \times 37.0\text{m} \times 30\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 150 \times 0.4\text{kw}$ 1台	
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
	6. 下泉南水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 2.5 \text{m}^3/\text{min} \times 34.0\text{m} \times 30\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 150 \times 0.4\text{kw}$ 1台	
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式	
	7. 清住浄水処理施設	機械設備	ろ過設備		ろ過ポンプ $\phi 150 \times 3.48 \text{m}^3/\text{min} \times 24.0\text{m} \times 2.2\text{kw}$ 5台
					マンガン用急速ろ過機 処理量 $5000 \text{m}^3/\text{D}$ 5台
					浄水サンプリングポンプ 2台
					曝気塔 3基
					送風機 吐出量 $140 \text{m}^3/\text{min}$ 3台
			原水流入弁 3台		
			減菌設備	次亜塩注入ポンプ 吐出量 0.56L/min 5台 次亜貯留タンク 容量 4000L 2基	
			汚泥処理設備	濃縮槽掻寄機 周速 0.6m/min 1基 PAC注入ポンプ 吐出量 360L/min 2台 捨水返送ポンプ 吐出量 $1.2 \text{m}^3/\text{min} \times 10.0\text{m}$ 2台 汚泥引抜ポンプ 吐出量 $0.4 \text{m}^3/\text{min} \times 7.0\text{m}$ 6台	

			上澄水引抜ポンプ 吐出量 0.2m ³ /min×10.0m 2台	
			洗浄排水受入弁 2台	
			捨水受入弁 1台	
			上澄水引抜弁 2台	
	電気設備		高圧受変電盤、所内変圧器盤、低圧主幹盤、UPS盤 1式	
			曝気設備制御盤、薬品注入設備制御盤、ろ過設備制御盤 1式	
			ろ過設備補助継電器盤、汚泥設備制御盤 1式	
			計装盤、計装設備 1式	
	8. 清住送水場	機械設備	送水設備	陸上ポンプ φ200×5.1m ³ /min×74.0m×90kw 4台
				電動弁 φ200×0.4kw 4台
滅菌設備			真空ポンプ VAC700mmHg×0.3m ³ /min×0.75kw 2台	
			次亜生成装置 発生量 24kg/D 1台	
電気設備			塩水ポンプ 吐出量 0.36L/min 2台	
			次亜移送ポンプ 吐出量 200L/min 2台	
			引込受電盤、主変圧器一次盤、主変圧器盤、所内変圧器盤 1式	
			低圧主幹盤、インバータ盤、コンデンサ盤、出力切替盤 1式	
			計装盤、取水ポンプ監視制御盤、送水ポンプ盤、補助継電器盤 1式	
			自動制御盤、ポンプ補機コントロールセンター、充電器盤、蓄電池盤 1式	
9. 清住配水池	電気設備		計装・テレメータ盤 1式	
上部給水	1. 吉岡水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ φ150×1.88m ³ /min×10.0m×7.5kw 1台
		電気設備		電動弁 φ150×0.4kw 1台
	2. 城主水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ φ150×3.5m ³ /min×30.0m×30kw 2台
		電気設備		電動弁 φ150×0.4kw 2台
	3. 角野水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ φ125×2.1m ³ /min×30.0m×18.5kw 1台
		電気設備		電動弁 φ125×0.4kw 1台
	4. 北内東水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ φ125×2.1m ³ /min×34m×18.5kw 1台
		電気設備		電動弁 φ125×0.4kw 1台
	5. 上泉水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ φ125×2.1m ³ /min×30m×18.5kw 1台
				電動弁 φ125×0.4kw 1台

区	6. 角野新田東水源	電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式
		機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 150 \times 3.23\text{m}^3/\text{min} \times 35\text{m} \times 30\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 150 \times 0.4\text{kw}$ 1台
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 テレメータ盤 1式
	7. 角野新田水源	機械設備	取水ポンプ	水中ポンプ $\phi 125 \times 2.1\text{m}^3/\text{min} \times 34\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 1台 電動弁 $\phi 125 \times 0.4\text{kw}$ 1台
		電気設備		取水ポンプ盤 1式 TM/T C盤 1式
	8. 吉岡送水場	機械設備	送水設備	陸上ポンプ $\phi 200 \times 3.68\text{m}^3/\text{min} \times 80.0\text{m} \times 75\text{kw}$ 8台 電動弁 $\phi 200 \times 0.75\text{kw}$ 8台
				真空ポンプ VAC580mmHg $\times 1.1\text{m}^3/\text{min} \times 2.2\text{kw}$ 2台
		電気設備		高压引込盤、高压受電盤、引出盤、動力TR二次盤 1式 補助継電器盤、送水ポンプ盤、補機盤、直流電源盤 1式 インバータ盤、計装盤、変電設備、屋内水質計器 1式 TM/T C盤 1式
	9. 立川中継場	機械設備	送水設備	水中ポンプ $\phi 50 \times 0.24\text{m}^3/\text{min} \times 101\text{m} \times 11\text{kw}$ 3台 電動弁 $\phi 200 \times 0.2\text{kw}$ 1台 圧力タンク 容量 0.5m^3 1台
		電気設備		送水ポンプ盤 1式 計装盤、TM/T C盤 1式
	10. 治良丸中継場	機械設備	送水設備	水中ポンプ $\phi 40 \times 0.21\text{m}^3/\text{min} \times 70\text{m} \times 5.5\text{kw}$ 2台 電動弁 $\phi 100 \times 0.2\text{kw}$ 1台
		電気設備		送水ポンプ盤 1式 計装・テレメータ盤 1式
	11. 大久保中継場	機械設備	送水設備	陸上ポンプ $\phi 125 \times 1.62\text{m}^3/\text{min} \times 80\text{m} \times 45\text{kw}$ 3台 電動弁 $\phi 125 \times 0.4\text{kw}$ 3台 真空ポンプ VAC580mmHg $\times 1.1\text{m}^3/\text{min} \times 2.2\text{kw}$ 2台
				高压受電盤、動力変圧器盤、照明変圧器盤、 送水ポンプ盤 1式 制御用直流電源盤、補機盤、計装・テレメータ盤 1式 TM/T C盤 1式
		電気設備		
	12. 瑞応寺配水場	機械設備	送水設備	陸上ポンプ $\phi 150 \times 3.02\text{m}^3/\text{min} \times 75\text{m} \times 75\text{kw}$ 4台 電動弁 $\phi 150 \times 0.4\text{kw}$ 4台 定流量弁 $3.02\text{m}^3/\text{min}$ 4台 真空ポンプ VAC580mmHg $\times 1.1\text{m}^3/\text{min} \times 2.2\text{kw}$ 2台
				滅菌設備
電気設備			高压引込受電盤、主変圧器盤、直流電源装置盤、 蓄電池盤 1式	

			送水ポンプ盤、次亜注入ポンプ盤、計装盤、 水質監視装置 1式
			TM/T C盤 1式
13. 篠場配水池	機械設備	配水設備	緊急遮断弁 $\phi 300$ 1台
	電気設備		緊急遮断弁操作盤 1式
			テレメータ・計装盤 1式
14. 船木配水場	機械設備	送水設備	水中ポンプ $\phi 50 \times 0.40 \text{m}^3/\text{min} \times 61\text{m} \times 7.5\text{kw}$ 2台
			電動弁 $\phi 75 \times 0.2\text{kw}$ 1台
			緊急遮断弁 $\phi 250$ 1台
	電気設備		送水ポンプ盤 1式
			計装・テレメータ盤 1式
			計装盤、緊急遮断弁盤 1式
15. 谷前配水池	電気設備		テレメータ盤 1式
16. 立川配水池	電気設備		配水池計装盤 1式
17. 治良丸配水池	電気設備		配水池計装盤 1式
18. 新山根送水場	機械設備	送水設備 (新山根)	水中ポンプ $\phi 100 \times 2.3 \text{m}^3/\text{min} \times 42\text{m} \times 30\text{kw}$ 3台
			電動弁 $\phi 150 \times 0.4\text{kw}$ 3台
		送水設備 (大久保送り)	水中ポンプ $\phi 80 \times 1.0 \text{m}^3/\text{min} \times 65\text{m} \times 18.5\text{kw}$ 3台
			電動弁 $\phi 100 \times 0.4\text{kw}$ 3台
			圧力タンク容量 0.5m^3 1基
			次亜生成装置 発生量 $24\text{kg}/\text{D}$ 1台
	電気設備	滅菌設備	塩水ポンプ 吐出量 $167\text{mL}/\text{min}$ 2台
			次亜塩注入ポンプ 吐出量 $1.2\text{L}/\text{min}$ 2台
			高圧受電盤、動力変圧器盤、照明変圧器盤、 交流無停電電源装置 1式
			送水ポンプ盤、次亜注入ポンプ盤、計装盤、補機盤、 水質監視装置 1式
			水源遠方監視盤、テレメータ盤、伝送装置盤 1式
19. 新山根配水池	機械設備	配水設備	緊急遮断弁 $\phi 300$ 1台
	電気設備		緊急遮断弁制御盤 1式
			計装盤 1式
市内	1. 水質監視局	電気設備	自動水質監視装置 9台

参考資料2 現状の保守点検状況

1 水源施設

(1) 巡回点検内容

設備名称	内 容
取水ポンプ	井戸ポンプの電流値、圧力値等の指示計器の確認
	音、振動の異常の有無
	配管、バルブ類の漏れの有無及び腐蝕の有無
ろ過装置	ろ過状態の確認、ろ過流量の確認、空気弁の空気漏れの有無
	配管、バルブ類の漏水の有無
	逆洗の確認、排水の水質確認
次亜生成装置	各機器、本体の汚損、発錆の確認
	各機器、配管、バルブの漏れの確認
	給水圧力の記録
次亜塩貯留槽	貯留槽液位の確認、配管及びバルブ類の漏水の有無
	原塩投入
次亜塩注入装置	注入ポンプの異音、振動、過熱の有無
	バルブ類の漏水及び注入配管の劣化の有無
	注入状況及びストロークの確認
	潤滑油量の確認及び漏れの有無
電動弁	開度の確認
送水ポンプ	異音、振動、過熱の有無、電流、吐出圧力、吐出量の確認
	潤滑油量の確認及び漏洩の有無
	グランド部の漏れの有無
	配管、バルブ類の漏水及び腐蝕
電気設備	各電力量記録、盤面計器、表示灯の異常の有無
	現場、自動－手動モード確認、動作状況確認
テレメータ	異常の有無
計測装置	水位計の異常の有無、流量計の異常の有無
濁度計	亀裂、破損、劣化、漏水、腐蝕等異常の有無
P A C 貯留槽	貯留槽液位の確認、配管及びバルブ類の漏水の有無
	P A C 投入
汚泥天日乾燥槽	清住浄水場排水汚泥天日乾燥（月2回程度適時実施）
その他	施錠の確認、フェンス、門扉の破損の有無 滝の宮送水場可搬式発電機確認運転 原塩保管場所から各送水場までの原塩運搬

(2) 定期点検内容

設備名	点検内容	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
低圧電気設備	継電器の異音、振動、過熱の有無	○			
	補助リレー変色、異音、振動の有無	○			
	指示計器の不良の有無	○			
	端子のゆるみ、腐蝕の有無				○
	ケーブルのゆるみの有無				○
	盤内の清掃				○
制御盤	スイッチ、表示灯の取付状況	○			
	適正表示確認、玉切れ交換	○			
	補助リレー変色、異音、振動の有無				○
	端子のゆるみ、腐蝕の有無				○
	盤内の清掃				○
電磁流量計	傷、破損、錆、検出器状況の確認	○			
	ピット内浸水状況の確認	○			
水位計	端子部の錆、腐蝕の有無			○	
	ケーブルの劣化			○	
次亜生成装置	運転時の異音、振動、過熱の確認	○			
	運転時の電圧、電流の記録	○			
	整流器盤内の異音、異臭、変色の確認	○			
	整流器盤内外の錆の確認	○			
	整流器電流の測定、記録				○
残塩計	手分析計による比較調整、各電極の清掃	○			
	比較電極液の補充	○			
	ポンプ流量のチェック、試薬の補充	○			
	回転洗浄ブラシ・ガラスビーズの清掃		○		
	ポンプ及び回転部の注油				○
緊急遮断弁	異常の有無、ピット内浸水状況の確認	○			
設備名	点検内容	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
タンク、槽類	内部の堆積物の状況	○			
	亀裂、破損、劣化、腐蝕の有無	○			
電動弁	作動させて開閉状況の確認	○			
	異音、振動の有無	○			

	グラント部の漏れ	○			
	駆動部・スピンドルへの給脂			○	
	内部潤滑状況の確認				○
	電気部の動作確認、腐蝕の有無				○
	開度、リミットの調整				○
	絶縁抵抗の測定				○
	ケーブルの劣化及び端子箱の腐蝕				○
	各部の緩みの有無、塗装状態確認				○
ポンプ類	電流、吐出圧力の記録	○			
	グラント部の封水量の確認	○			
	電磁弁、その他付属装置の作動確認	○			
	圧力計のゼロ点確認	○			
	逆止弁の作動確認	○			
	潤滑油、グリスの交換				○
	塗装状態確認				○
	ボルト、ナットの増し締め				○
	カップリングゴムの劣化				○
	グラントパッキンの交換				適時
	逆止弁内部の磨耗、損傷				○
	絶縁抵抗の測定 (水中ポンプのみ6月毎)			○	○
配管、バルブ類	グラントパッキンの水漏れ	○			
	錆、腐蝕、変色、取付部の緩み	○			
	ストレーナの清掃	○			
	逆止弁の劣化、損傷			○	
	各部の増し締め				○
	スピンドル部へのグリス塗布				○
	固着防止のための開閉操作				○
	塗装状態確認				○

設備名	点検内容	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
建築構造物	壁の亀裂、剥離、脱落				○
	建具の損傷、破損、取り付け不良				○
	照明設備の損傷、脱落、劣化				○
	床の陥没、亀裂、脱落、腐蝕				○
一般用電気工作物 (低圧受電24箇所)	外観点検、漏洩電流・負荷電流測定	○			
	外観点検、接地抵抗・絶縁測定				○
	開閉器等の点検				○
	機器、配線等の点検				○
天井クレーン (4基)	定期自主検査、荷重試験				○
清住浄水処理施設	原水、各水源簡易水質測定		○		
水質監視局 (9箇所)	破損、劣化、腐蝕、漏水等の有無	○			
	水道メーター検針	○			
	手分析計による比較調整	○			
地下水観測所 (12箇所)	地下水データの記録メディア による収集	○			
	破損、劣化、腐蝕等の有無	○			
	建屋内清掃	○			

2 処理場施設

2-1 下水処理場

(1) 水質業務

水質分析項目及び頻度 (1/1)

1. 日常試験：週5回実施							【 】は試料系列数
流入下水 【1】	最初沈殿池流入水【1】 最初沈殿池流出水【1】	反応タンク 【2】	放流水 【1】	返送汚泥 【2】	備考		
水温 透視度 pH	透視度 pH	水温 pH SV30 DO	水温 透視度 pH	SV30		汚泥試験及び 通日試験日 は除く	

2. 定期試験(週試験、中試験、生物試験、精密試験)：実施回数は項目に異なるため備考欄に記載							【 】は試料系列数
流入下水 【1】	最初沈殿池流入水【1】 最初沈殿池流出水【1】	反応タンク【2】 (返送汚泥【2】)	最終沈殿池流出水 【1】	放流水 【1】	備考		
SS COD	SS COD	MLSS MLVSS RSSS(返送) RSVSS(返送)		SS COD		週試験 週2回、但し精密 通日、法定試験 の週は週1回	
	アルカリ度 (最初沈殿池 流出水のみ)	E	アルカリ度 アンモニア性窒素 硝酸性窒素 亜硝酸性窒素	E E E E		週1回 E: 簡易試験	
BOD 大腸菌群数 塩素イオン	BOD			BOD 大腸菌群数 (減菌前、後) 塩素イオン (減菌前) 残塩(減菌後)		中試験 月3回	
		微生物検鏡				生物試験 月2回	
全窒素 全りん	全窒素 全りん (最初沈殿池 流入水のみ)			全窒素 アンモニア性窒素 硝酸性窒素 亜硝酸性窒素 全りん		精密試験 月1回	

3. 汚泥試験：実施回数は項目により異なるため備考欄に記載							【 】は試料系列数
浮上濃縮槽 引抜き【1】	重力濃縮槽 引抜き【1】	消化槽 槽内【1】	消化槽 引抜き【2】	浮上濃縮分離液【1】 脱水脱離液【1】	備考		
温度 pH			温度 pH アルカリ度	SS		月2回	
蒸発残留物 強熱減量 水分	蒸発残留物 強熱減量 水分	消化ガス成分	蒸発残留物 強熱減量 水分	E		月1回 E: 簡易試験	

4. 通日試験：年4回実施							【 】は試料系列数
流入下水 【1】	最初沈殿池流入水【1】 最初沈殿池流出水【1】	反応タンク 【2】	放流水 【1】	返送汚泥 【1】	備考		
	SS BOD 透視度					2時間毎に 採水 (24検体/回)	

5. 法定試験：年4回実施				【 】は試料系列数
流入下水 【1】	放流水 【1】	備考		
n-ヘキサン 銅 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム カドミウム 鉛 砒素 総水銀	n-ヘキサン 銅 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム カドミウム 鉛 砒素 総水銀	年4回		

(2) 日常点検

区分	業務内容	実施頻度
日	機械・電気週点検	週1回
常	汚泥脱水機運転	1日1回
業	ボイラー運転	適時
務	ボイラー昇圧運転	適時
	各機器切替	週1回
	エアーパージ水位計ブロー	週1回
	雨量計発信器週点検	週1回
	水源池点検	週1回
	雨水自動除塵機運転	週1回
	共電消化ガスドレン抜き操作	適時
	共電消化ガス送り操作	適時
	しさを分離機しさを運搬	週1回
	脱水ケーキ住友大阪セメント搬出の立会	適時
	脱水ケーキ日本有機四国搬出の立会	適時
	脱水ケーキ明越産業搬出の立会	適時
	脱水ケーキ苅田搬出の立会(20t)	適時
	ケーキ搬出機落水受け清掃	週1回
	浮上凝集剤落ち口点検、清掃	1日1回
	ポリテツ受け入れの立会	月2回
	次亜塩受け入れの立会	月2回
	浮上凝集剤受け入れの立会	月1回
	脱水薬品受け入れの立会	月3回
	汚水、雨水ホッパー内沈砂、しさを運搬	月2回
	スカム分離機スカム運搬	月2回
	しさを破碎洗浄機内清掃	月2回
	濃縮助剤受け入れの立会	月1回

(3) 定期点検

区分	業務内容	実施頻度
定期点検 （月例）	初沈設備点検	月2回
	反応タンク設備点検	月1回
	終沈設備点検	月2回
	汚水沈砂池設備点検	月1回
	滅菌放流設備点検	月1回
	クレーン設備点検	月1回
	水源池自家発電機設備点検	月1回
	濃縮設備点検	月1回
	混合濃縮設備点検	月1回
	雨水沈砂池設備点検	月1回
	ブロワ設備点検	月2回
	消化設備点検	月1回
	臭気ファン水抜き	月1回
	水源池設備点検	月1回
	管理棟・用水設備点検	月1回
	汚水・雨水主ポンプ設備点検	月2回
	機械棟設備点検	月1回
	建築付帯設備点検(床排水、排気ファン)	月1回
	工具、油脂、塗料在庫調査	月1回
	ポンプ棟設備点検	月1回
	自家発電機設備点検、自家発電機無負荷運転	月1回
	脱水設備点検	月1回
	ボイラー定期自主検査	月1回
	地下タンク定期点検	月1回
	電力量計月点検	月1回
	運転時間計月点検	月1回
	電気設備月点検	月1回
	保安協会点検の立会	月1回
	電磁流量計月点検	月1回
	放流量計月点検	月1回

(4) 環境整備

区分	業務内容	実施頻度
環	日常一般清掃	平日1回
境	最初沈殿池の越流水路清掃	週1回
整	最終沈殿池の越流水路清掃	週1回
備	反応タンク曝気管、側壁の清掃	週1回
	汚水沈砂池設備清掃	週1回
	雨水沈砂池設備清掃	週1回
	機械棟二階事務所の清掃	週1回
	機械棟廊下の清掃	週1回
	機械棟階段の清掃	週1回
	脱水監視室の清掃	週1回
	市事務室、会議室の清掃	週1回
	管理棟二階ホール、廊下の清掃	週1回
	実験室の清掃	週1回
	管理棟一階食堂、和室の清掃	週1回
	管理棟階段の清掃	週1回
	電算機室の清掃	週1回
	中央監視室の清掃	週1回
	ポンプ棟電気室の清掃	月1回
	ポンプ棟控え室及び便所の清掃	月1回
	管理棟電気室の清掃	月1回
	水処理電気棟の清掃	月1回
	初沈電気室の清掃	月1回
	終沈電気室の清掃	月1回
	ケーキホツパー側溝清掃	月1回
	沿岸道路の清掃	月1回

2-2 し尿浄化槽汚泥受入施設

項目	業務内容	備考
(1)	し尿及び浄化槽汚泥搬入の監視	
	し尿及び浄化槽汚泥搬入の監視(巡回)	
(2)	前処理設備(受入(沈砂)・貯留設備)の運転、維持、保守業務	令和6年度OH(前処理設備、真空ブロワ)
	各設備機器の運転・調整・日常点検	
	沈砂除去および洗浄作業	1回/週(木・金曜)
	各受入装置の月次点検	1回/月(第3金曜)フラッシュバルブ、投入装置
	沈砂除去装置、真空ブロワの月次点検	1回/月(第3金曜)Vベルト、ドリル点検
	各スクリーン、洗浄ファンの月次点検	1回/月(第3金曜)グリッパ、Vベルト、チェーン給油点検
	各脱水機、し渣コンベアの月次点検	1回/月(第3金曜)グリッパ、チェーン給油、張り調整点検清掃
	各破砕機の年次点検	2回/年(6・12月)破砕機グリッパup
	各貯留槽投入ポンプ、攪拌ポンプの年次点検	2回/年(6・12月)カミール、ベルト(3月)オイル交換
	前処理、沈砂各設備機器の年次点検	1回/年(9月)前処理設備、ベルト、サカ(3月)し渣コンベヤオイル交換、真空ブロワ
	(3)	脱臭設備の運転、維持、保守業務
各設備機器の運転・調整・日常点検		
生物脱臭pH計洗浄および校正		1回/月(第3木曜)1回/年(7月)センサー交換
各脱臭ファンの月次点検		1回/月(第3金曜)グリッパ、Vベルト点検
各設備機器の年次点検		ミストレタ、活性炭(6・12月)・高濃度オイル交換(9・3月)
(4)	計装空気供給設備の運転、維持、保守業務	
	各設備機器の運転・調整・日常点検	
	各設備機器の月次点検	1回/月(第3金曜)Vベルト点検
	除湿器の年次点検	4回/年(6・9・12・3月)ストレーナ清掃、フロンガス
	空気圧縮機の年次点検	4回/年(6・9・12・3月)ストレーナ清掃
	第2種圧力容器自主点検(空気圧縮機)	1回/年(6月)圧力容器法定点検
(5)	物上げ設備の運転、維持、保守業務	
	各設備機器の運転・調整・日常点検	
	クレーン設備自主点検(月次)	1回/月(第3金曜)
	クレーン設備自主点検(年次)	1回/年(9月)
(6)	給排水設備・空調設備・換気設備の運転、維持、保守業務	
	各設備機器の運転・調整・日常点検	
	井水給水ポンプ点検	1回/週(木曜)
	給水設備設備機器の点検	2回/年(6・12月)雑用水・井水ホップ
	排水設備設備機器の点検	1回/年(3月)床排水ホップオイル交換
	換気設備の点検	2回/年(6・12月)換気設備Vベルト点検、グリッパ、(5・11月)フィルター清掃
	フロン排出抑制法に基づく点検	4回/年(6・9・12・3月)空調設備簡易点検、フロンガス
	第2種圧力容器自主点検(給排水設備)	1回/年(6月)圧力容器法定点検
(7)	電気設備の運転、維持、保守業務	
	各設備機器の運転・調整・日常点検	
	各設備機器の月次点検	1日電力メーター記録
	各設備機器の年次点検	保安協会年次点検(5、11月)
(8)	計測制御・記録計・ITV設備の運転、維持、保守業務	
	各設備機器の運転・調整・日常点検	
	各設備機器の月次点検	1回/月(第3金曜)動作確認
	各設備機器の年次点検	1回/年(6月)
(9)	運転、維持、保守業務の記録及び報告書作成	
	運転、維持、保守業務の記録及び報告書作成	

(10)	環境整備業務	
(地下)	ポンプ室床面清掃	1回/月(第1水・木曜)
	水槽上部床面清掃	2回/年(9月、3月)
	階段床面、手すり清掃	1回/月(第1月曜)
(1階)	受入室床面清掃	1回/日
	沈砂除去室床面清掃	1回/週(火曜)沈砂搬出時
	玄関、廊下、前室床面清掃	1回/週(月曜)モップ掛け
	トイレ床面、便器、手洗器清掃	1回/日
	控室床面、倉庫清掃	1回/月(第4木曜)
	控室エアコンフィルター清掃	2回/年(5月、11月)
	しき搬出室床面清掃	1回/週(火曜)しき搬出時
	脱臭機室床面清掃	1回/月(第2水・木曜)
	階段床面、手すり清掃	1回/月(第2月曜)
	窓ガラス(網戸、ブラインド)清掃	2回/年(6月、12月)
(2階)	廊下、前室床面清掃	1回/月(第3月)モップ掛け
	監視室床面清掃	1回/週(月曜)
	監視室エアコンフィルター清掃	2回/年(5月、11月)
	トイレ床面、便器、手洗器清掃	1回/日
	湯沸室、更衣室床面清掃	1回/週(月曜)
	電気室床面清掃	1回/月(第4月曜)
	電気室エアコンフィルター清掃	2回/年(5月、11月)
	換気機械室床面清掃	1回/月(第4水曜)
	機械処理室床面清掃	1回/月(第3水・木曜)
	階段床面、手すり清掃	1回/月(第3月)モップ掛け
	窓ガラス(網戸、ブラインド)清掃	2回/年(6月、12月)
(屋外)	道路他路面清掃・し尿こぼれ点検	1回/月(第3金曜)△は目視点検
	侵入道路路肩除草作業	
(11)	物品管理業務	
	備品、消耗品、薬品、油脂類等の在庫管理・記録	適宜
	納入品及び量等の確認、記録及び立会	適宜(薬品)
(12)	しき及び沈砂の処分業務	
	しきの処分	搬出先：新居浜市清掃センター 59回/年
	沈砂の処分	搬出先：新居浜市最終処分場
(13)	他の委託業務の補助	
	電気設備月次点検(保安協会)	1回/月(第2水曜)年次点検(5月)午後全停 受入休止
	水質汚泥分析サンプリング立ち合い	2回/月(第1・3水曜)
	砂出し作業	2回/年(9月、2月)
(14)	その他委託者が必要と認める業務	
	機器切替(1号機⇔2号機)	1回/月(第1木曜)
	機器切替(し尿・浄化槽汚泥貯留槽攪拌ポンプ)	1回/週(木曜)◎2→1
	沈砂排水切替(し尿⇔浄化槽汚泥貯留槽)	隔週(木曜)◎浄化→し尿
	受入槽スクラム状況点検(し尿、浄化受入槽水打ち)	1回/月(最終週)
	施設内ゴミ搬出	1回/2カ月

3 工業用水道施設

業 務 場 所	内 容
第1取水口 第2取水口 余水吐 角野水管橋 接合井	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（外観・外灯・回路異常等） ※第2取水口は取水口周辺確認（河川状況・堰板等の盗難の有無） ・第2取水路内清掃（逆送） ※堆砂状況に応じて実施 ※接合井操作室は、動作点検（タッチパネル）を行うこと。（上部開放式導水路・流量計・操作室含む）
山根配水場	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（建屋・配水場周辺・外観・外灯・回路異常等） ※配水場内清掃含む ・濁度計清掃（自動） ・バイパス弁全開・閉 ・流入弁φ300全開・閉（電動弁） ※本体は月1回実施 ・流入弁φ500開・閉（10%以内） ※月1回実施 ・流出弁側ネットの清掃 ※随時
山根流量計	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（マンホール内） ※月1回実施
駅裏	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（外観・回路異常等及びマンホール内） ※月1回実施 ・ピット内抜水（電動ポンプ起動）
寿橋水管橋 宮西橋水管橋	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（外観・漏水） ※月1回実施 ・空気弁点検（外観・動作確認） ※月1回実施
図書館前	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（外灯・外観・回路異常等及び流量計ピット内） ※ピット内は水中ポンプの動作確認。 ※月1回実施
王子橋（下水土場内） 制水弁（マザークロス前） 化学前ドレーン制水弁	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（マンホール内） ※月1回実施 ・空気弁点検（外観・動作確認） ※月1回実施
化学前ドレーン設備	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（外観・漏水） ・開閉確認（配水に影響の無い範囲）
化学前操作室 （化学・鉾山流量計室含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（外灯等・回路等異常） ・動作点検（タッチパネル・電動制水弁） ※電動制水弁は給水に影響の無い範囲で実施
制水弁 （化学・鉾山・重機）	<ul style="list-style-type: none"> ・目視（マンホール内） ※月1回実施
重機計器室	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（外観・外灯・回路異常等）
化学前ドレーン出口	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（漏水）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・管路上の漏水・陥没確認

参考資料3 各業務における精算対象の考え方

事業分類	対象施設	業務内容		精算の考え方		
		大項目	小項目	精算	対象外	備考
共通事項		統括管理			○	
水道	水源施設	管理	調達管理	○		
		保守管理	保守点検		○	機器等の清掃含む
			配水池計画的清掃	○		
			衛生管理		○	
		修繕	突発修繕	○		
		情報管理	情報管理		○	
	水道管路	保守管理	法令点検		○	
			漏水調査（目視）		○	
		修繕	突発修繕	○		
		情報管理	情報管理		○	
公共下水道	下水処理場	運転管理	運転管理		○	
			水質管理		○	
			調達管理（動力費等）		○	動力費、薬品費、光熱費
			調達管理（消耗品等）	○		消耗品、工具機材、資材
			保安管理		○	
			下水道事業PRの補助		○	
			保守管理	保守点検		○
		浚渫		○		※1
		衛生管理（剪定等）		○		
		衛生管理（清掃等）			○	
		修繕	定期修繕	○		
			突発修繕	○		
		浚渫	反応タンク浚渫	○		
		廃棄物管理	管理事務		○	
			運搬及び処分費	○		

	受入施設	情報管理	情報管理		○		
		運転管理	運転管理	運転管理		○	
			日常点検			○	
			調達管理（動力費等）			○	動力費、薬品費、光熱費
			調達管理（消耗品等）	○			消耗品、工具機材、資材
			保安管理			○	
		保守管理	保守点検			○	
			清掃	○			
			衛生管理			○	
		修繕	突発修繕	○			
		貯留槽清掃	貯留槽清掃	○			
		廃棄物管理	管理事務			○	
			運搬及び処分費	○			
	情報管理	情報管理			○		
	管路	保守管理	法令点検			○	
			計画点検			○	
			調査	○			※1
			清掃	○			※1
		修繕	突発修繕	○			
		情報管理	情報管理			○	
工業用水道	工業用水道施設	管理	休日取水・配水調整			○	
			緊急対応業務	○			
			調達管理	○			
		保守管理	保守点検			○	
			衛生管理	○			
		修繕	突発修繕	○			
		情報管理	情報管理			○	
	工業用水道管路	保守管理	保守点検・調査			○	
			清掃			○	
		修繕	突発修繕	○			
		情報管理	情報管理			○	

コンサル タント	水道・工 業用水道	計画業務	改築年次計画見直し		○	
		設計業務	改築基本設計（管路）	○		
			改築実施設計（管路）	○		
	監理業務	工事監理		○		
	下水道	計画業務	SM 計画（第3・4期）		○	
		設計業務	改築実施設計（処理場 等）		○	
			改築実施設計（管路）	○		
			新規整備実施設計（管 路）	○		
		監理業務	工事監理（管路）		○	
	污水枳			○		
改築・更 新	下水道	下水処理場	SM 改築・更新工事	○		
			機能回復整備工事	○		
	工業用水 道	管路	管路更新工事	○		
	排水ポン プ場・樋 門等	運転管理	排水ポンプの雨天時 における運転操作		○	
			樋門・スクリーン施設 の操作		○	
			し渣処分業務	○		
		保安全管理	保守点検		○	
			調査		○	
			修繕	○		
			浚渫	○		
		その他	物品調達	○		
			情報管理		○	
			施設環境保全	○		
各施設の立会			○			
污水枳				○		※2

※1：新居浜市で別途契約する「管渠等清掃業務」に基づくことを基本とする。

※2：現行の単価決定方法に基づき、年度ごとに市の承認を得た単価で実施する。